

第百四回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第十五号

昭和六十一年五月八日(木曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。
地域改善対策に関する小委員

石川 要三君 石原健太郎君
塩川正十郎君 月原 茂昭君
二階 俊博君 深谷 隆司君
井上 一成君 矢山 有作君
鈴切 康雄君 和田 一仁君
三浦 久君
地域改善対策に関する小委員長 石川 要三君

昭和六十一年五月八日(木曜日)
午前九時五十六分開議

出席委員

委員長 志賀 節君

理事 石川 要三君 理事 戸塚 進也君
理事 深谷 隆司君 理事 宮下 創平君
理事 小川 仁一君 理事 元信 堯君
理事 市川 雄一君 理事 和田 一仁君
池田 行彦君 石原健太郎君
内海 英男君 菊池福治郎君
塩川正十郎君 田澤 吉郎君
月原 茂昭君 中島源太郎君
中村喜四郎君 二階 俊博君
堀内 光雄君 与謝野 馨君
井上 一成君 上原 康助君
佐藤 徳雄君 新村 勝雄君
矢山 有作君 鈴切 康雄君
日笠 勝之君 滝沢 幸助君
吉田 之久君 柴田 睦夫君
東中 光雄君 三浦 久君

出席國務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君
外務大臣 安倍晋太郎君

出席政府委員

國務大臣 後藤田正晴君
(内閣官房長官) 加藤 紘一君
(防衛庁長官) 莊司 眺夫君
内閣参事官 的場 順三君
内閣官房内閣審議室長 高瀬 秀一君
内閣審議官 金子 仁洋君
内閣官房内閣広報室長 谷口 守正君
内閣官房内閣調査室長 大森 政輔君
内閣法制局第二部長 塩田 章君
国防会議事務局局長 藤江 弘一君
総務庁長官官房長 本多 秀司君
総務庁長官官房審議官 百崎 英君
審議官 穴倉 宗夫君
防衛庁長官官房長 西廣 整輝君
防衛庁防衛局長 大高 時男君
防衛庁教育訓練局長 友藤 一隆君
防衛庁人事局長 池田 久克君
防衛庁経理局長 山田 勝久君
防衛庁装備局長 佐々 淳行君
防衛施設庁長官 平 晃君
防衛施設庁総務部長 宇都 信義君
防衛施設庁建設部長 大原 舜世君
防衛施設庁労働部長 岩見 秀男君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 西村 吉正君
文部省初等中等教育局中学校課長 林田 英樹君
運輸省航空事故調査委員会事務局長 藤富 久司君
内閣委員会調査室長 石川 健一君

委員の異動

五月七日

井上 一成君 補欠選任

日笠 勝之君 補欠選任

同日

細谷 昭雄君 補欠選任

木内 良明君 補欠選任

同月八日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

紹介)(第三八五号)

旧治安維持法等による犠牲者の賠償に関する請願(井上一成君紹介)(第三八五号)

同(上田卓三君紹介)(第三八五号)

同(近江巳記夫紹介)(第三八五号)

同(高沢寅男君紹介)(第三八五号)

同(天野等君紹介)(第三八五号)

同月八日

旧台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願(伊藤公介君紹介)(第三九二九号)

同(塚原俊平君紹介)(第三九三〇号)

国家機密法制定反対に関する請願(岡崎万寿秀君紹介)(第三九三二号)

同(津川武一君紹介)(第三九三五号)

同(中島武敏君紹介)(第三九三六号)

同(中林佳子君紹介)(第三九三七号)

同(林百郎君紹介)(第三九三八号)

同(東中光雄君紹介)(第三九三九号)

同(不破哲三君紹介)(第三九四〇号)

同(藤田スミ君紹介)(第三九四一号)

同(松本善明君紹介)(第三九四二号)

同(兼輪幸代君紹介)(第三九四三号)

安全保障会議設置法制定反対に関する請願(岡崎万寿秀君紹介)(第三九四四号)

同(経塚幸夫君紹介)(第三九四五号)

同(田中美智子君紹介)(第三九四六号)

同(不破哲三君紹介)(第三九四七号)

同(藤田スミ君紹介)(第三九四八号)

同(正森成一君紹介)(第三九四九号)

同(山原健一郎君紹介)(第三九五〇号)

旧治安維持法等による犠牲者の賠償に関する請願(天野等君紹介)(第三九五一号)

同(伊藤茂君紹介)(第三九五二号)

同(外二件)(工藤晃君紹介)(第三九五三三三)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置に関する件

安全保障会議設置法案(内閣提出第九号)

○志賀委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、安全保障会議設置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。矢山有作君。

○矢山委員 安全保障会議の設置に伴って、内閣官房組織令を改正して内閣官房の再編を行うというふうに聞いておりますけれども、この問題で二、三お聞きしておきたいと思ひます。

今度の再編で内閣調査室を情報調査室とすることに伴ひまして、新たに情報の分析に関することを所掌事務に加えるということになっておるようであります。しかし、内閣法では十二条で「内閣官房は、内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌る。」と定めておりますし、また十四条の二の四項も「内閣調査官は、命を受けて内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌る。」と定めておるだけでありまして、情報の分析などということは内閣法のどこにも書いてございません。そういう法律に定めのないことを、つまり国会が政府に授權していない権限を政府が勝手に政令でつけ加えるというのは、国会の立法権のじゅうりんでありまして、まさに戦前の天皇の官制大権と同じやり方ではないかと私は思ふわけでありまして、もしこの分析機能をつけ加えるということであるなら内閣法の改正からやってもいい、内閣法の改正が考えられていない現在の段階ではこれは撤回してもらいたい、こういうふうに思ひます。

○谷口政府委員 先生御指摘のとおり、現在の内閣調査室の所掌事務というものは「内閣の重要政

策に関する情報の収集及び調査」ということになつておるわけでございます。収集、調査というのはどういふことを言うかということになると思ひますけれども、収集は文字どおり集めるということだと思ひます。調査というのは、典型的な例として、集められた情報について既存のいろいろな基礎データ、こういったものによつてチェックする、調査するということだと思ひますけれども、それとともに当然のことながら、いわゆる分析というものも当然入つておると思ひます。いろいろな断片的な情報について基礎資料に基づいて点検する、あるいはそれをいろいろな角度、要素に基づいてチェックする、これがやはり分析だと思ひます。そういう面では、現在の内閣法で定めておる「情報の収集及び調査」の中には、先生御指摘の分析という機能も入つておるものと考えられるわけでございます。

確かに、今般にいただきました答申では「収集・分析等」の体制を充実強化しということになっておりますけれども、「等」と書いてありまして、調査というものはまた抜けておるわけですね。この答申の読み方でございますけれども、やはり収集、調査、それから分析と、いろいろな機能があると思ひますけれども、そういうものについて、内閣調査室が内閣の重要政策に関する情報について任務を果たしておるんだけれども、現実に運用をされておる状況を見ると、そのうち特に収集にある分析、こういった面について必ずしも十分ではないんじゃないか、その充実強化をする必要があるのではないかという御指摘があつたのではないかと、そのように私も受けとめておるところでございます。

○矢山委員 それは答弁になりませんね。情報を収集するだけでは余り意味がない、情報の収集、調査だけでは意味がない。重要なのは、情報を活用しようと思へば分析しなければいけない。この情報収集、調査、分析、この分析というのが一番重要な仕事だと私は思つておるのです。恐らく分

析ということは今までも内閣調査室では多少はやつておつたんじゃないかと思ひます。ところが、今度はこの行革答申を踏まえてこの分析機能を特に強化しようというのではないかと、私はそういうふうな受け取つております。だから、分析というものが情報の収集、調査に附帯するような仕事ではない、まさに情報の収集、調査、そして分析という機能を極めて重視をしておる、そういうふうに思ひます。

したがって、であるとすれば、分析という権限は内閣法によつて与えられていないのですから、これは当然法改正を必要とすると思ひます。あなたの言うのはへ理屈だと思ひます。

○谷口政府委員 私どもの現行法の解釈でございますけれども、先生もまた御指摘があられたわけでございますけれども、「情報の収集及び調査」という「調査」の中にはやはり分析というのは当然入つておるんだらう、こう思ひます。その分析について答申では、内閣調査室のやつておる分析、こういった面では必ずしも十分ではない、そういう面での分析機能を強化する必要があるという御指摘があつたものだ、こういうふうな受けとめておるところでございます。

○矢山委員 あなたの答弁自体が、分析機能を極めて重視し強化しようとしておるということを言つておるじゃありませんか。今までの内閣法に「情報の収集調査」はあつたけれども、分析のことについては全然触れられてなかつた。そこで今後は、情報活動の中で分析機能を極めて重視しなければならぬ、こういうふうに行革答申が考へられたが、その答申をうけたわけですね。そうすると、今まで多少やつておつたような付随したそういうものではだめなんで、分析機能というものを極めて重視しておるということです。であるとするなら、それだけ重視をされた分析機能というものを法の中にちゃんと書き込むのが当然のことである。では、ほかの例を申し上げてみましょう。省庁

の設置法をずっと調べてみました。例えば経済企画庁設置法の四條が、經企庁の所掌事務として、第十九号で「内外の經濟動向の調査及び分析に關すること。」と定めておりますね。それから、外務省設置法四條でも、第八号に「國際情勢の総合的な分析及びこれに必要な情報の収集に關すること。」とあります。このほか科学技術庁設置法の四條五号、厚生省設置法の五條四号、農林水産省設置法の四條一、労働省設置法の四條九号などにも「分析」ということが明文で規定されております。

情報調査室がこれから行おうとする情報の分析は、これらの省庁が行う分析よりも軽いものではないはずであります。それを政令だけで決めるようにすることは私は断じて認めることはできません。いかがですか。

○谷口政府委員 先生の御指摘のとおり、これまでの立法例では収集、調査、分析についていろいろな用法があると思うわけでございます。

先生がまず最初に御指摘がありました經濟企画庁設置法によりまして、「内外の經濟動向の調査及び分析」ということで、調査と分析とは違ふというようになつておるわけでございますけれども、今度は逆に申し上げまして、外務省の設置法でございませうけれども、第四八号では確かに「分析及びこれに必要な情報の収集」ということで分けてはおりますけれども、同條の第十九号を見ますと、「諸外國に關する政務の處理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に關すること。」こう書いてあるわけです。こうなりますと、調査研究の中に分析が入つてない、こういうことになつてしまふわけでございます。そこで、やはり調査、分析、あるいはさらに収集といった点につきまして、いろいろな立法例があるということだと思ひます。

私も、現行法でございませうけれども、内閣調査室の所掌事務としての調査でございませうけれども、その中には分析というものも含まれておるという解釈に立つて實際に仕事を進めておる、そ

れにつきまして今般の行革審では、分析機能は必ずしも十分發揮されてない、もっと充実強化する必要があるという御指摘があつたものと受けとめておるわけでございます。

○矢山委員 そんな詭弁を弄してはいかぬよ。外務省設置法第四條の第八号は、必要な情報の収集だけではだめだ、だめだから分析をやるんだ、その分析をやるためには必要な情報の収集が要るんだ、こう書いてあるわけでしょう。情報の収集、調査というものの対して、情報の分析というものをそんなに軽く見ておるのですか。情報を生かして使うためには情報の収集、調査だけではだめなんだ、子細な分析という仕事が必要なんだ。そこでわざわざ答申では、分析というものを重視してこれを指摘しているわけでしょう。それでそれを職務権限に加えるやうというのなら、これはやはり内閣法の改正から考えるべきですよ。今の答申では承服できません。しかし、これらの問題は後いろいろの問題が重なつておりますから、それと一緒に最終的な私の判断を示して處理をしていきたいと思ひます。

次にお聞きしたいのでありますが、内閣官房組織令を改正して内閣官房に内閣広報官というものを設置する予定だといふのでありますが、そのように新しく官を設置する、このためには、内閣法十四條の二に「内閣官房に、内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官、内閣事務官その他所要の職員を置く。」とありますが、これの改正が必要なんではないかと思ひますが、いかがですか。

○金子政府委員 そこに書いてあります内閣審議官、この審議官の職務の内容をいたしまして、広報官という名称下に、内閣の重要政策に關する情報を國民に提供するという仕事をいたさうといふわけでございます。

○矢山委員 その説明は既に私も受けております。したがつて、今の御答弁なり私の受けた説明をもとにしたがひながら質疑を続けたい。

内閣広報官には、広報に關する総合調整、これに加えて新たに内閣自身の広報もやらせるといふのでありますが、これまでは内閣の方針などについては官房長官が内閣のスポークスマンとして記者会見などをやつてきておると思ひます。それと今度の内閣広報官との關係、これはどうなるのですか。

○金子政府委員 従来と變りがないわけでございまして、内閣広報官は内閣の重要施策に關する広報をつかさどります。この広報は従来官房長官を中心になされておりましたが、事態が非常に複雑化してまいりまして、これに對する補佐機能を強化しなければならぬといふことで、内閣広報官が官房長官を補佐して内閣の重要施策に關する情報提供業務を國民に對していたさう、こういうわけでございします。

○矢山委員 そうすると、この内閣の広報について内閣官房組織令はどういうふうな規定を置くつもりですか。

○金子政府委員 組織令の方は目下検討中でございまして、まだ成案は得ておりません。

○矢山委員 こういうやうな安全保障會議設置法施行とともに、内閣官房の組織を再編するといふのでしよう。その安全保障會議設置法の審議をしておるときに、それに關連する政令案が検討中でまだ決まつてないといふ何事ですか。法律にはそれはど細かいことは規定しないわけでしょう。その法律に規定されたことが實際にどうなるのかといふのは、細かい点は組織令にいくわけでしょう。その組織令がまだ決まつてない、それに今言つたやうな中身もわからない、それで安全保障會議設置法だけは通せ、そんな矛盾した話がありま

○金子政府委員 法律が通りまして、その法律を施行するに必要な細かい規定を政令で定めることになりまして、したがつて、政令の内容案については鋭意検討を進めておりますが、最終的な決定は法律が成立した時に決められるものと考えております。

○矢山委員 最近では、法律案だけ出して、その法律が成立したときに、それを施行することに重要な政令事項なんといふのは、いつも出さな

いわけだ。法律が決まつてからやりますと言ふんだ。ところが、残念ながら政令は国会審議にはからない。本當は、法律案を審議するときには當然のこととして、国会としては、それを施行する場合に政令がどうなるのか、省令がどうなるのか、あわせて検討しなければならぬわけだ。それを法律案だけでやつてくれ、法律案ができたら政令、省令は自分たちの勝手にやるんだ、自分たちの思うやうにやるんだ。なるほど法律の枠内かもしれない。しかし、自分たちで勝手にやるんだ、これは国会審議の場では通らぬのではありませんか。今までそういうことが輕んぜられておつたといふのは事實であります。そのことがその後法律の施行に伴つていろいろの問題を具體的に起こしておる。であるから、我々は、法律案を審議するときには同時にそれに關連する政令その他も審議をしなければならぬ、これが国会審議の本當のあり方ですよ。あなた方、今までの慣性になつて、今回のこの安全保障會議設置法のような重要な法案を通すのに、政令の問題はこれから考えればいんだといふ考え方でございませう。それは承服できません。

○金子政府委員 国会審議の過程におきまして先生方から貴重ないろいろな御意見を賜るわけでございます。また、法案を審議する最中にあらゆる問題、あらゆるコンセプトはその中で提示され、論議されるわけでございします。それらの全体を勘案しつつ最終的に組織令という法案の形式にまとめ、こ

ういふ作業になりますから、途中におきまして、先生方からの貴重な御意見やその他いろいろのなまづおるすべてのコンセプトに關して、検討を進めていかなければならないわけでございします。

○矢山委員 詭弁を弄しておだてるんじゃないよ。我々がこゝでしゃべつたことを十分参考にし

て政令にする、それは表の言葉は立派です。我はそういうことで引き下がるわけにいかぬです。法律案をつくる以上、その法律案を施行するときにどうするかといふ政令事項を考えない

三

で、法律案をつくるばかりがありますか。当然のことでしょうが。法律案をつくれればそれを施行していくための政令をつくる、それを両方出してきて審議にかけるというのが筋じゃありませんか。今のあなたの答弁を詭弁という。詭弁の典型的なものだ。全部ためておいて後からやるからね。

四十一年の五十一国会に、政府は内閣官房に内閣報道官を置くための内閣法改正案を提出しております。このときの法案では、内閣官房に内閣報道官を置く一条を追加しております。その上で、内閣官房の所掌事務を定めた内閣法十二条も改正をして、「内閣官房は、「内閣の重要政策に関する広報に関する事務を掌る。」という規定をつけ加えております。このときは、これは衆議院で削除されて、内閣の広報というものは内閣法に書かれておりません。そうである以上、今回内閣広報官を置いて内閣自身の広報をやるものとする以上は、まずそのための内閣法の改正を国会に諮るべきであります。政府自身が法改正が必要だと考えておることを政令だけでやってしまおうなどというのは、国会の立法権をないがしろにするのも甚だしいと言わなければなりません。したがって私どもは、これは到底認めることができないということでありまして、いかがですか。

○金子政府委員 十四条の二というのがございまして、内閣官房に内閣審議官というものを置きまして、その審議官が内閣官房において、総合調整を行う必要があるような政府の重要施策についての広報に関する事務を行う、こういうことでございまして、先生御指摘のことでございまして、私ども、現在の我々のこの考え方では進めさせていたいただきたいと思うわけでございます。

○矢山委員 何言っているんだ。いいかげんなことを言っちゃだめだよ。答弁になっていない。四十一年の五十一国会に、内閣官房に内閣報道官を置いたときに内閣法改正案を出しておるでしょうが。そのときに、内閣法の十二条に「情報の収集調査に関する事務を掌る」としかなくてなかったが、ここにちゃんと広報を加えているわけ

だ、「広報に関する事務を掌る。」と。そして同時に、内閣法の十四条の二に「内閣官房に、内閣調整官及び内閣報道官各一人を置く。」と。ちやんとこうやっていっているじゃない。つまり、内閣が広報をやるという場合には、今まで内閣法に規定がないから、内閣の職務権限として、所掌事務として広報を加え、それを担当する内閣報道官を置くことにしても、ちやんと条文の中に内閣法改正という形で入れてあるんだ。それと今回のこの措置は全然つらくせぬじゃないかというのです。おかしいじゃないかと言います。これは法律事項だ。その当時考えて、内閣法の改正で広報を入れ、内閣報道官設置をちゃんと正式の条文を入れてつくっていったわけだ。そのことは広報なり内閣報道官の設置が法律事項として考えられておったということじゃないのですか。

○金子政府委員 十四条の二に内閣審議官の所掌事務が書いてございまして、その第三項「内閣審議官は、命を受けて閣議に係る重要事項に関する総合調整その他行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整に関する事務を掌る。」というようにございまして、広報の仕事も、各省を分断したしまして各省に広報室ないし広報課のようなものがございまして、各省で国民に必要な情報を適宜提供しているわけでございまして、その仕事の内閣全体といたしましてそこを来すようなことがあつてはいけませんので、そこで、この内閣審議官が、ここに書き加えたような分掌事務で総合調整を行うということで従来進んできているわけでございまして。

○矢山委員 それもまたいいかげんな答弁ですね。それでは、一般の省庁がその所掌事務を行う上で必要な広報というものをその所掌事務の一部として行うことと、内閣が政府の重要政策について国の内外に訴えるのとは、これは全く重きが違ふ。広報というのは法律から落としておるのだが、法律改正に盛り込もうとしてないのだが、外務省設置法では、今でもその所掌事務として、四

条三十九号で「国際情勢及び外交問題に関する国内における広報」に関するところ、これを所掌事務としてちゃんと決めてありますよ。外務省設置法には広報というのはちやんと所掌事務に入っているのだ。内閣法には入っていない。しかも今度は内閣で内閣の広報をやるという。そしてそのために内閣広報官を置くという。当然これは法改正をしなければいけないのだ。当然法改正が要するのじゃないですか。おかしいですよ、これは。

○金子政府委員 内閣で広報を行う場合と各省で広報を行う場合と質的な差があるという御指摘は、先生のおっしゃるとおりで、私もそのとおりに考えております。しかしながら、内閣で行う広報というのは、実施に当たりましては、その実施部面はあくまでも各省が分担して行っているところでございます。内閣面、つまり全体に關係のある広報は、現在総理府で広報室がございましてここで実施をいたしておりますが、そういういた全体の各分担して実施されているところの広報事務に關して、その統一保持上必要な総合調整を内閣がいたすということでございます。おのずからそのやることに質的な差異があるわけでござい

ます。

○矢山委員 つまり広報をやるのに、各省庁にかかわるものについては各省庁で広報をやっている。しかしながら、極めて重大な、国として、内閣としてやらなきゃならぬ広報については内閣が直にやるわけでしょう。これは重みが違うじゃないですか、最初に言ったように重みが。内閣の広報と各省庁でやっている広報とは重みが違う。内閣でやる広報というのは、各省庁にまたがる場合もあるかもしれぬ、いろいろなことがあるだろう、それを統一し、総合して、その結果を広報として内閣のみからやる。これは極めて重要な仕事ですよ。情報の分析と同じようにこの広報活動も極めて重要ですよ。それを法律に書き込まないでやろうという。それがおかしいと言っているのですよ、私は。

○金子政府委員 広報の中にはいわゆるアドバタイズメントというのと――広報は広告をする仕事と、それから報道をする仕事と二つあるわけでございまして、報道に関する仕事は従来、現在も引き続きまして官房長官が実施しているところでございまして。これは重要な内閣の広報でござい

ます。その官房長官が現在行っておりますところの広報の重要部分を、新しく広報官が補佐をするというところで、その機構を答申に従って考えておるということでございます。

○矢山委員 内閣官房長官が行う広報は、今までも記者会見という形などでやっておったね。ところが、今度は、その広報というものを情報活動として極めて重視しておるのでしょうか。情報活動という立場から考えたら、広告であらうと報道であらうと、それは軽重はつかないと思ひますよ。単なる、あしたどこかで大売り出しをやりますという広報じゃないんだから。そんなものを内閣がやるはずないんだから。そうでしょう。だから広告であるから報道であるからと、その軽重はつけがたいと思ひます。これはケース・バイ・ケースで考えぬと。そういうような重要な広報をやるのですよ。その広報の中心になるのが広報官でしょう。そうしたら、その広報官の補佐を得て官房長官が表でしゃべるのですか。そうしたらこの広報というのは極めて重要なんじゃないですか。だから重要であるから、今までのような官房長官の記者会見とは質が違います。情報活動の中の分析、広報、これは極めて重視をされておるのですよ。したがって、先ほども言ったようにわざわざ行革審の答申でそれを指摘したわけだ。それを内閣でやろうとする。であるとするとすれば、それだけの新しい所掌事務は、内閣法に盛り込まれてないとするなら、それを盛り込んでいくというのが当たり前じゃないのですか。それを国会の審議を抜きにして政令事項だけでこそつとやろうなんという、そんなばかげた話を通りませんよ。私はそう思うのです。これも後でまとめてやりま

す、全体に大分問題があるから。

次に、顧問、参事の設置について聞きたいので

次、全体に大分問題があるから。

次に、顧問、参事の設置について聞きたいので

次に、顧問、参事の設置について聞きたいので

次に、顧問、参事の設置について聞きたいので

す。

私が先般質問主意書を出しました。それに対する答弁書では「内閣の総合調整機能を補佐する手段の一つとして、顧問・参与等の助言者を内閣官房に適時、適切に置くことは有益である」としてあります。これは一体どういう人を顧問や参与に置くつもりですか。

○的場政府委員 顧問、参与につきましては、先生御指摘のとおり内閣官房に顧問、参与を置くことは有益であると考えております。しかし、その設置につきましては、必要に応じ所要の措置を講ずる考えでございますが、当面、直ちに置くことは考えておりません。

○矢山委員 当面直ちに置くことは考えておられけれども、いつの日か置くというのを考えておられるから、顧問、参与を置くというのになつていくのでしよう。したがって、その顧問、参与になる人はどういう人ですか、どういう人を頭に置いてそういうことをやろうとしておられるのですかと聞いているのですよ。これもまたわからぬですか。

○的場政府委員 学識が深く、顧問、参与にふさわしい方ということになるかと思いますが、顧問、参与を置くというのは顧問、参与を置く必要を内閣側が感じたときでございまして、そういう事態で感ずるかというところによつておのずから人選も異なってくるんだらうと思ひます。

したがって、ただいまのところは置く必要はないと考えておりますので、具体的にどういう資格でどういう方かというふうに仰せられても、今必要があるとは直ちに考えていないわけでございますので、事態に応じて人は変わつてくると思ひますので、それ以上のお答えをするわけにはまいらないのでございます。御理解いただきたいと思ひます。

○矢山委員 なるほど、理解はできぬけれども、次の質問を進めて、それからまたやりましょう。安全保障會議設置法案の七条では、「議長は、」云々「関係者を會議に出席させ、意見を述べさせることができる。」というふうにありますね。顧問

や参与は、安全保障會議に出席させて意見を述べさせることはあるのですか。

○堀田政府委員 七条の「関係者」というのは、特定の特定をいたしております。

○矢山委員 だから顧問、参与を置いた場合に、安全保障會議に出席させて意見を述べさせるののですかと聞いているのです。意見を述べさせるのなら述べさせると言つて下さい。

○堀田政府委員 あり得ると思ひます。

○矢山委員 中曾根首相は、この間の三月二十五日の本會議の答弁で、「いかなるものがその緊急事態であるかという判断は、最終的には、総理大臣が決める」と言つておられるのでありますが、例えば首相がそういう判断をする場合に、この参与等の意見を参考にすることもあるのですか。

○堀田政府委員 それはそのときの総理の御判断でございまして、何となくこの時点で申し上げかねますが、私もとしては従来からお答えいたしておりましたように、官房長官を初め関係大臣の補佐を受けて総理が御判断されるので、こう申し上げてきたわけですが、その場合に総理がそのほかにもどなたに相談されるかというところは、ちょっと私も私どもにはお答えいたしかねると思ひます。

○矢山委員 それでは後藤田長官、この間言われておることなんです、安全保障會議は基本方針を決める場だということを言つておいでになりましたね。例えば安全保障會議で緊急事態対処の基本方針を審議、決定をするという場合には、参与等の意見を参考にするので、

○後藤田国務大臣 今局長が答弁をされましたが、私は法律上の解釈の問題を言つていふと思ひますが、現実には今参与とか顧問を置くというふうなことを考えておられませんし、こういふ緊急事態として総理が認定するという場合に、果たして顧問とか参与の意見を聞くかといへば、制度面は別として、現実の運用としてはほとんどないと私は思ひます。やはり官房長官あるいは所管の國務大臣の意見をよく聞き、あるいはまたそれをそれ

ぞれ補佐しておる上級の職員の見解を聞いて、最終的に総理が判断をする、こういうことになるのが実態であらう、かように私は理解をいたします。

○矢山委員 そんな置いても置かぬでもいいようなものなら、顧問、参与を置くという必要はないじゃありませんか。

先ほど顧問、参与はどういう人かと言つたら、具体的には言わなかつたけれども、極めて学識経験の高い人だ、こう言いましたね。そして今聞いてみると、安全保障會議に出席させて意見を述べさせることもあるという。そうするとこれはちょっとちよいとした軽い役職じゃありませんよ。その極めて学識経験の高い、中曾根総理が尊敬おくあたわさるような方が顧問、参与になつてきた場合には、その発言を極めて重視をして聞くのじゃありませんか。最近いろいろなことがあるでしょう。私的諮問機関などといつて、いろいろなことがありまふ。あの私的諮問機関を一々調べてみて、顔ぶれを見ると、大体十人のうち七、八人は中曾根さんが尊敬をする、あるいは中曾根さんのブレインの人です。あと二人か三人もこのほかの毛色の変わったのを入れている。そこで結論を出す。結論の方向は見えていくわけですよ。そういうことをやられておることから考えても、顧問、参与を置くか置かぬかわからぬとおつて言っているけれども、私はこれを置くということができる規定がある以上は、これはやはり、そういうですか、じゃあ大したことはないといふわけにいきませんね。どうなんですか。置くのですか置かぬのですか。置かぬのならこういう規定を削りましうや、置くなら規定をい。

○後藤田国務大臣 顧問、参与というのは、これは矢山さんも恐らくおわかりだと思ひます。それはそのときどき、経済上のいろいろな問題あるいはエネルギーに関連したいろいろな問題等がある、それらについて学識経験を持っている人、こういう人の意見をやはり聞かなければならぬなといったようなときには、場合によれば顧問、参

与というものを置くということも考えられます。そういうようなことを予想して、将来何が起きるかわかりませんが、顧問、参与というものを置き得る制度だけはつくつておこう、こういうことでございまして、これは今から何を置くかという予定をしておるわけではございません。

それから、御質問の重大緊急事態、これはこういう事態に、制度としては先ほど局長が言つたように制限がありませんけれども、こういうような場合に一々顧問、参与を任命して、そんな間に合ふことでは到底どうにもならぬ。これはやはり、現実の運用としてはそれぞれの関係の國務大臣あるいは官房長官あるいはそれらを補佐するスタッフの諸君の意見を聞いて総理が最終的に判断をする、かように理解をしておいていただければ、大体の運用としては間違いない、こう私は思ひます。

○矢山委員 重大緊急事態が発生した場合に急なことは間に合ふから、ちゃんと平素調査審議をしてマニュアル等をつくつておいて備えようというのでしよう。だから、そういうことをやるのに顧問、参与というものを呼ぶということになるのじゃないですかと言つておられるのです。急に起こつた、顧問、参与をすぐにとつても、それは後藤田さんのおっしゃるとおりです。間に合ふのです。ところが、重大緊急事態について対処方針を決めるという場合には、いろいろな調査をやつてマニュアルをあらかじめつくつておくわけでしょう。そのマニュアルをつくる過程に顧問、参与の御意見を拝聴ということがあるのじゃないですか。そういう意味で顧問、参与を置くというのか。そういう意味で顧問、参与を置くというのか。そういう意味で顧問、参与を置くというのか。そういう意味で顧問、参与を置くというのか。

今、中曾根さんがやつておる政治手法から見ても、顧問、参与を軽しく扱うわけにはいきませんよ。今のやり方を見て、閣議の上にも私的諮問機関があつたり、あるいは国会の上にも私的諮問機関があつたりするようないふ思ひになつておるから、私はこの顧問、参与も軽視できないと思ひ

のです。

そこで、同じく私に対する答弁書で、内閣官房に顧問、参事等を設置するについては、「必要に応じ所要の措置を講ずる」としておるのでありますが、内閣官房に顧問、参事を置くためには、これもまた法律事項として内閣法の改正が必要だと私は思います。これはいかがですか。

○的場政府委員 これは顧問、参事の性格によると思いますが、現在のところ直ちに置くことを考えておりません。政令で措置して足りることであるかと思っております。

○矢山委員 顧問、参事をいわゆる駄じゃれで言いますと、顧問はイコール来ん者だ、そういうような軽いものじゃないということを前提にして物を言っていますからね。したがって、顧問、参事を置くことができるということで顧問、参事を置くとする以上は、やはりそれがどういう人が選ばれるのかということが私は極めて重要だと思っております。先ほど言ったように、顧問、参事を置く場合に、何か事件が起こった、重大緊急事態が起こった、そのときに顧問、参事、これではないと思えますよ、繰り返しますけれども、重大緊急事態に備えてどういうふうにするかマニュアルをつくる、そういうときに顧問、参事というものが必要になってくるのですよ。であるから、その果たす役割は極めて重要だと私は思っております。

そこで、私は、この顧問、参事も内閣法の改正でやるべきだという考え方を持っております。それはなぜかという点、昭和四十八年の七十一国会に、内閣官房に参事を設置するための内閣法改正案を提出しております。この法案では、内閣法に新たに一条を設けて「内閣官房に、内閣参事三人以内を置くことができる。」という規定を設けようとしておったわけでありまして、すなわち、政府みずからかつては参事を置くためには内閣法の改正が必要だと考えていたわけでしょう。今後内閣官房に顧問、参事を置く場合には内閣法の改正を国会に諮る、このことを私ははっきりしてもらいたいと思います。

○的場政府委員 一度、かつて参事の制度を法律案として考えたことがあるのではないかと、これは、事実でございまして。先生そうおっしゃっておりますように、これは顧問、参事の位置づけ、重要性をどういうふうに考えるかということによって異なってくるんだと思えます。法律で仮に設置いたしますとそれなりの重みがございまして。当時考えました参事は、内閣総理大臣に直屬して総理大臣に直接いろいろお話をしていたかどうかというふうな形で考えたわけではございまして、それでその法律というものを考えたわけではございまして、今回、先ほど来申し上げておりますように、顧問、参事を置くことは直ちに必要ないと考えておりますし、仮に置くこととしたとしても、官房長官を経由して総理には物を言うというふうな形が一つあるのではないかと、そういうふうなことも考えております。したがって、法律によらず、政令あるいは内閣総理大臣決定等その他の手段で設置する場合に、おのずから重みが違ってくるというふうなことを考えておりました、法律によるような顧問、参事ということを考えているわけではございませぬ。

○矢山委員 それで、そういうことをおっしゃって、この顧問、参事をえらい軽く見ておられるようであります。内閣官房長官を通じて物を言うんだらう。何年だったかな、七十一国会のときの参事というものは内閣総理大臣に直接物を言うんだ、だからこれは重たい。今度の顧問、参事は、安全保障会議に置くのは、官房長官を通じて物を言うことになるんだらう、こういうふうなことを言っておられるのです。そう言っておられるのです。ところが、安全保障会議の議長は内閣総理大臣です。内閣総理大臣の考え方で、判断で御相談をなさるかも知れぬが、顧問、参事を置くわけでしょう。それで、その顧問、参事は、あなた安全保障会議に出席すると言ったでしょう。意見を述べる言があると言ったでしょう。これはそんな軽いものではありませぬよ。

○的場政府委員 内閣機能の強化拡充ということ

で考えております顧問、参事は、内閣官房に置くというところでございまして、安全保障会議に置くというふうなことを考えているわけではございませぬ。

○矢山委員 内閣官房に置くのかもしねけれども、その置かれた顧問、参事は安全保障会議に出るんじゃないの。意見を述べるんじゃないの。そういうこともあると言っているんじゃないの。それで、しかも、その安全保障会議というのは、国防に関する重要な事項あるいは重大緊急事態、それに備えてどう対応するかというマニュアルをつくるというふうなことから、これは大変な仕事です。あなた、まさに大仕事だ。そこで、一定の役割を果たさうという顧問、参事をそんなに軽く見ていいのですか。だったら私は、そんなに軽く見ていい顧問、参事なら置きなさんと言っているですよ。それを、何であえて置くかとするのか。

○塩田政府委員 先ほど私が、第七条による「関係者」の出席について法律上は制限がないということと申し上げましたが、御承知のように法律上は、「関係者の閣務大臣、統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。」こうなっております。ある事件が起こったときに、その事件に関係のある人の出席を求め、意見を述べさせることができる、こういうことでございまして、そういう意味でいいますと、制度上はだれという制限はないということと先ほど申し上げたわけでありまして、この規定は何も、今議論になっております顧問、参事を出席させるのか、あるいはその後に先生がおっしゃっておられましたマニュアルづくりなんかについて意見を聞くとか、そういうこととは全然関係ないこととでございまして、念のために申し上げます。

○矢山委員 「議長は、必要があると認めるときは、関係の閣務大臣、統合幕僚会議議長その他の関係者」、これはその他の関係者にとあつて、限定がないのです。だから顧問、参事もその他の関係者で、会議に出席して意見を述べるんじゃないか。あなた正直に言ったんだ、最初の答弁

は、今おかしな方向に変えちゃった。そうでしょう。それで、緊急事態が発生したときとおっしゃるけれども、発生時のことだけじゃないんです。この安全保障会議がやるのは、ちゃんとここに書いてあるのじゃないか。「重大緊急事態対処の基本方針 情勢分析及び重大緊急事態の想定 重大緊急事態に対処する政府内部の情報連絡、意思決定の仕組み等に関するマニュアル」、緊急事態が起こったときに、さあマニュアルどうしよう、どういうふうに対応しよう。それで間に合わぬから、安全保障会議をつくって、そういう場合のマニュアルなんかをちゃんとつくろうというのでしよう。そういうことなんですよ。どうもあなたの方の考え方がおかしいんじゃないですか。論議がさっぱりかみ合わぬ。間に合わないんだ、緊急事態が発生してからでは。あらかじめ緊急事態を想定をして、そしてマニュアルをつくっておかなければいかぬのだ。その重要な役割を果たすのが安全保障会議なんだ。その安全保障会議に参事、顧問を置くというのだ。それで参事、顧問は安全保障会議に「その他関係者」として出席できる。これはそんなに軽はずみなものじゃない。

○塩田政府委員 まず、安全保障会議に参事、顧問を置くというのではありませぬ。それは先ほど審議室長がお答えしたとおりでございまして。先ほど申し上げましたように、第七条は「関係者を」会議に出席させて意見を述べさせることができる、こういうことでございまして、「関係者」であればだれであるかということ制限してないというだけでございまして。したがって、先ほど顧問、参事の方も関係がある方であれば出席されることはあり得るというふうな、制度的にはそうなっているというふうな申し上げましたが、そういう意味でございまして。ましてや、平素にマニュアルづくりなんかやるのに、顧問、参事を今度置いて、それで安全保障室のマニュアルづくりに意見を聞こうとしているのではないかと、こういう趣旨のお尋ねのようではございませぬけれども、これは

○矢山委員 議長は、必要があると認めるときは、関係の閣務大臣、統合幕僚会議議長その他の関係者、これはその他の関係者にとあつて、限定がないのです。だから顧問、参事もその他の関係者で、会議に出席して意見を述べるんじゃないか。あなた正直に言ったんだ、最初の答弁

は、今おかしな方向に変えちゃった。そうでしょう。それで、緊急事態が発生したときとおっしゃるけれども、発生時のことだけじゃないんです。この安全保障会議がやるのは、ちゃんとここに書いてあるのじゃないか。「重大緊急事態対処の基本方針 情勢分析及び重大緊急事態の想定 重大緊急事態に対処する政府内部の情報連絡、意思決定の仕組み等に関するマニュアル」、緊急事態が起こったときに、さあマニュアルどうしよう、どういうふうに対応しよう。それで間に合わぬから、安全保障会議をつくって、そういう場合のマニュアルなんかをちゃんとつくろうというのでしよう。そういうことなんですよ。どうもあなたの方の考え方がおかしいんじゃないですか。論議がさっぱりかみ合わぬ。間に合わないんだ、緊急事態が発生してからでは。あらかじめ緊急事態を想定をして、そしてマニュアルをつくっておかなければいかぬのだ。その重要な役割を果たすのが安全保障会議なんだ。その安全保障会議に参事、顧問を置くというのだ。それで参事、顧問は安全保障会議に「その他関係者」として出席できる。これはそんなに軽はずみなものじゃない。

私もそういうことを考えているのではございませんで、全然関係がないこととさせていただきます。

○矢山委員 安全保障会議に顧問、参予を置くのじやないという事は言われました。ちゃんと耳に入っている。その安全保障会議に関する事務は、内閣官房で処理するわけだ。その内閣官房に顧問、参予を置く。その顧問、参予がこの安全保障会議に対する極めて重要な役割を果たすのじやないかという観点で私は質問しておるわけだ。ところがあなた方は、いとも軽く見ておられる。だから、そんな軽いものなら顧問、参予を置くんだというのをなさる方がいい、重い役割を果たすものであるならば、やはりこれは七十一国会のときと同じように法律事項としてちゃんと法律に規定する方がいいと私は思います。

そこでもう一つ聞きたいのですが、国家行政組織法改正に伴う整理法で、外務省や自治省などの設置法から顧問や参予の規定が落とされました。これは私も承知しております。国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律を最初に国会に提出されたのはいいですか。

○の場政府委員 総務庁の所管でございまして、突然のお尋ねでございまして、ちょっと調べてすぐに御報告いたします。

○矢山委員 これは調べておいてください。これは前の総務庁長官は後藤田さんだったと思うのだが、後藤田さん、御記憶じやないですか。

— それではひとつ調べてもらって、この質疑は後に回します。

要するに、内閣官房に情報の分析という事務が新たに加わってくる、それから内閣が広報をやるということが加わってくる、それから顧問、参予を置くという問題が出てくる、これらは、今度の安全保障会議の設置と内閣官房の再編と絡んで非常に重要な意味を持つておると私は思うのです。

先ほど来言うてきましたけれども、情報を最高度に活用するためには、情報を収集するだけでは

だめ、収集をし調査をしそれを分析してやらなければならぬ。だから、今まで内閣官房長官が広報ということと記者会見でやっておられたのと、今度の安全保障会議設置に伴って内閣が広報を直接やるというのには、意味が極めて違ってくる。極めて重大な意味を持つてくる。

情報の分析にしても、安全保障会議を設置して内閣官房組織を再編成して情報の分析をわざわざ所掌事務に入れる、これも情報活動の中で極めて重要な意味を持つてくる。しかも、それらの情報の分析とか広報というようなのは、従来の内閣法の中で内閣官房の職務権限になっていない、所掌事務になっていない。だから、これを新たに加えようとするなら当然法律事項にすべきである。

そしてまた顧問、参予にいたしましたも、内閣官房に設置をする、しかしながら内閣官房は安全保障会議の事務をつかさどることになっておる、そして安全保障会議は重大緊急事態等に対するマニファール等をつくつていく、そういうことをやる、その具体的な中身は後で質問いたしますが、そういう重大なことをやる内閣官房に顧問、参予を置くという、やはりこれも重要な役割を持つものとして法律で決めなければいけないと私は思うのです。

したがって、私は、今までの御説明を納得することはできません。できませんが、次にまだ重要な問題が残つておりますので、それをお伺いしながら質疑をやつてまいりたいと思ひます。

官房長官がどうしても席を外さなければならぬようでありまして、官房長官が留守の間でも、理事さんの言うことを奉々服膺いたしまして質疑をいたします。しかしながら、できるだけ早くお帰りを願ひたいと思ひます。

それでは、今法律関係のことについていろいろ申し上げてきたわけでありましたが、次に質問を移してまいりたいと思ひます。

これもこの前、私は質問書を出しましたが、その答弁書で、国防会議の秘密決定の件数について

「該当がない。」と答弁しておられるのであります。秘密決定という名称であるか否かを問わず、国防会議の案件で、これまで公表されてゐるもの以外に、不公表になっておるようなもの、了解事項とかそういうものはございせんか。

○塩田政府委員 国防会議で決定したものは了解したことで、不公表になってゐるものはないと思ひます。

○矢山委員 不公表になってゐるものはないとおっしゃるから、それではお尋ねいたしますが、元陸上幕僚長の杉田一さん「忘れられてゐる安全保障」という本を書いておられます。その中で、昭和三十六年七月十八日の国防会議と閣議で正式決定をされた第二次防衛力整備計画には、公表された本文のほかに秘密の了解事項があったということを書いておられます。その秘密の了解事項というのは何か。読み上げてみますが、「国民の防衛意識の高揚、基地対策、関係諸法令の整備、冷戦対策の推進、防衛産業の育成等に関する施策に努め、必要物資の備蓄、道路の整備、その他運輸、通信、建設、教育、科学技術関係の諸計画に国防上の配慮を加へると共に全国的規模における民間協力組織について検討を行うものとする。」まさにこれはその当時国民に知られたくないことだと思ひます。そういうことを秘密で決めておく、そして政府の都合のいいことだけ発表する、こういうやり方は私はけしからぬと思ひます。どうなんでしょう。

○塩田政府委員 先ほど、決定あるいは了解したことで公表しないものはないと申し上げましたが、当然のことながら、国防会議の中でいろいろ議論になること、議論になつてゐる中身について秘密にわたる事項があることは当然でございませう。ただ、先ほど申し上げましたのは、国防会議として決定をしたことあるいは了解事項として決定したこと、これについては公表いたしております。こういうことでございませう。

○矢山委員 しかし、この杉田さんの著書を見ると、ちゃんと了解事項として書かれてゐますよ。

これは公表されてないのだと言つてゐます。あるのでしよう。全然ないという事は私は余り考えられぬですがね。秘密にしないまでも、この際発表せぬ方がよからう、たんすの底へしまつておけというふうなのがあるのじやないですか。ここに一つ例がある。

○塩田政府委員 先ほど申し上げましたように、議論の中身ではそういうことは、秘密にわたる事項はそれは当然でございませう。ただ決定あるいは了解ということと公表しないものではない、こういうことでございませうので、その点の御理解をいただきたいと思ひます。

○矢山委員 これはそうすると、杉田一さんについてみれば、あなたの方の意見と違ふのだからわかりませんから、私も直接会つて聞いてみることにします。しかし事前に、こんなことを聞いたときに言ふなよというふうなことを言ふねようにしてください。

そこで、国防会議または国防会議事務局に、これまで設置したことのある専門家会議、下部機構、研究会等に関する質問に対して、答弁書では、次期対潜機及び早期警戒機専門家会議だけを挙げておるのではありませんか、ほかには該当するものは何もありせんか。

○塩田政府委員 ございません。

○矢山委員 ございませんといいことで一応承つておきます。

そこで、政府は今回新たに合同情報会議を設置するということとありますが、それはいつ設置をするのですか。

○谷口政府委員 今般の答申を受けまして現在検討中でございますけれども、設置の時期につきましては、内閣官房の組織の再編成などに合わせて措置する予定でございませう。

○矢山委員 そうすると、内閣官房の再編成が七月ですね。それから安全保障会議設置法、これができるとき、そういうときに設置する、こういうことですね。

○谷口政府委員 七月一日になるかどうかは別と

いたしまして、それに合わせて措置されるということになります。

○矢山委員 合同情報会議は内閣官房の中に設けるのですか。

○谷口政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、合同情報会議の設置あるいは運営要領等について現在検討中でございますけれども、答申によりましますと、官房副長官が主宰し、関係行政機関の構成員をもって国内外の情報を総合的に把握するために設置する、こういうことになっておるわけでございます。

○矢山委員 これも内容はまだどうも確定してないようです。安全保障会議設置法に伴って設置をされる合同情報会議、こういったものが具体的にどういうふうなものになって、所掌事務はどうなのか、こんなことは今わからない、こういうことと了解ですか。これもこの審議のためにはいささか問題があると思います。何もかも肝心なことがわからないで法律だけ通せ、こういうことだからこれは困ったことなんですね。

そこで、合同情報会議には小委員会とかあるいは何々部会とか、そんなものは設けるか設けないか、これも今検討中ですか。

○谷口政府委員 検討中でございますけれども、答申で関係省庁の構成員をもって構成するという程度でございまして、小委員会とか部会とか、そういう下下部機関を設けるつもりは今のところ考えておりません。

○矢山委員 私、先般内閣調査室から説明をいろいろ受けたんですが、そのときの説明では、情報機関同士の定期的な連絡会議というのはこれまでも行われてきておるといふふうに説明を受けました。その会議の名称あるいは構成メンバーはどうなっているのか、またそれはいつごろからそういうことが行われておるのか、御説明いただきたいと思ひます。

○谷口政府委員 関係行政機関はいろいろございまして、そういう関係行政機関とは定期的にあるいは随時連絡をやっておるわけござい

ます。別段その名称をつけることなく、いろいろなレベルがございまして、いろいろな問題につきましまして情報交換をし、その任務を全うするために機能しておるといふことでございまして。したがって、先生御指摘の、どういふ連絡会の名称でいつ設置したかということについては、そういうきちんとしたものではありません。具体的なことはわかりません。御案内のとおりたくさんあるわけでございます。行革審で指摘されておるところでも、外務省の情報調査局とか防衛庁の防衛局とか警察庁の警備局とか公安調査庁など、いろいろあるわけでございます。

○矢山委員 そうすると、そういう連絡会議が定期的にあるいは随時行われて情報関係の機関が寄つてやっておるといふのに、どうして今さら合同情報会議を設けるのですか。

○谷口政府委員 現在行われているあれでございまして、内閣調査室と例えば外務省の情報調査局というように、一対一でいろいろな問題について情報交換するということもございまして、三以上の関係行政機関の担当者が集まって情報交換するということもあるわけでございますけれども、ただ、そういった関係行政機関の責任者が一堂に会して、そして総合的に情報を把握するといった面についてはやや欠けるところがあるわけですね。そういう面では、今回の行革審ではその点を指摘されまして、官房副長官が主宰するそういう会議を定期的に開催して、そしていろいろな問題について情報交換し総合的に情報を把握するといふことが、こういう必要があるという指摘があつたわけでございます。

○矢山委員 いろいろ私も事前に説明を受けてみましたが、今までの情報連絡会議というのか何となく正式な名称はわかりませんが、やっております。そういう会議と今度設けられようとしておる合同情報会議というのは、かなり性格が違ふと私は思ひ、そしてまた、その果たす役割も比較にな

らぬほど大きいと思ひます。合同情報会議の設置が言われておるのは、緊急事態対処のための基盤整備だ、こう言っているわけですね。だから、緊急事態に対処していく、そのためにいろいろのことを安全保障会議等がやっていく、そういうことをやるための合同情報会議というのは基盤整備といふことでつくられるというのですから、これは極めて重要な位置づけを持つてくるなというふうに私は考えております。

そこで、今回、この安全保障会議の設置と同時に、合同情報会議のほかに内閣広報官を新しく設置する、これは先ほど言いましたが、内閣調査室の情報分析機能を強化するなど、情報部門の強化が大きな柱になっております。政府が尊重すると言つておる昨年七月の行革審答申では、中を読んできると、補佐体制の強化だとか情報の秘匿だとか、こういうことがしばしば出てくるわけでありまして、そういう中で情報統制の重要性というものが強調されておりますが、そういうことを考えますと、今回の安全保障会議の設置と内閣官房再編も一つには情報の統制にねらいがあるといふふうに私は思ひます。いかがですか。

○谷口政府委員 情報調査室の改組などと言われたのでお答え申し上げますけれども、内閣調査室の情報調査室への改組につきましては、やはり内閣の重要政策に関する情報の収集あるいは分析体制を強化するために改組する必要があるという御指摘があつたわけでございます。決して情報の統制をねらうということではないわけでございます。

○矢山委員 あなたもこの行革審の答申を一遍よく読んでみて素直に考えたらどうですか。緊急事態対処のための基盤整備として合同情報会議をつくる、内閣広報官を新しく設置して内閣の広報をやる、内閣調査室の情報分析機能を強化する。そして、そういうことを書いておるこの行革審の答申の各所には秘密を守ることの重要性あるいは情報の秘匿、そんなものがふんだんに出てき

ておるでしょう。これを総合して考えたら、これは情報の統制をねらつておるなとおしし思ひます。ただ、あなたの方がそうだとおしし思ひます。それは、あなたの方がいいからいいから、あなただけでしょう。だれが読んだって、それを実行に移そうとしておるのだから情報の統制を考へておる、だれだってそう思ひますよ。もう少し素直に答へたらどうですか。

○谷口政府委員 何回もお答え申し上げて恐縮でございますけれども、私もまたいたしましては、内閣の重要政策に関する情報収集、調査、分析する、これが極めて重要であることは間違いないわけでございます。そして、そういう面でも努力してまいつたところでございまして、今般の行革審では、まだまだ不十分な点がある、情報というのはやはり重要であるといふことを指摘されまして、その体制を充実強化すべきであるという答申をいただいたものと受けとめておるわけでありまして、決して情報の統制というものをねらうものではない、こう思ひます。

○矢山委員 情報というものは重要であると指摘されて、その重要な情報にふさわしいような体制をつつていく、そして情報の秘匿だとか秘密を守るとかということが非常に重要視される、これは当然情報統制ですね。

そこで、ハイジャック事件の処理に關して政府は、一九七七年のモガジノ空港での西ドイツの対応、特にその徹底した報道管制を高く評価しておるようでありまして。例えば日本では、ハイジャックなどが起こるとマスコミが乗客名簿を発表するが、そうすると乗客の家族が騒ぎ出して政府の強硬措置の足を引っ張ることになるので、乗客名簿の発表は抑えるべきだといふ考え方が政府内部にあるように私は見受けられます。そういうように、緊急事態対処のためには情報管理が必要だといふふうに政府は考へておるのではありませんか。それを私があえて言うのは、戦略問題研究所が「都市ゲリラの研究」といふことで発表しておる論文があります。その中に「情報作戦の重要性」

というのがあるわけです。それを読んでも、私が今申し上げましたように記述がなされております。こういうことでもあります。

やはり私は、今回の安全保障会議の設置、それに伴う内閣官房の再編成、これは情報管理というのが非常に重要な問題として取り上げられ、そして情報管理にふさわしいような体制を整えるということになっておると考えざるを得ません。あなたは「情報作戦の重要性」、これをごらんになりましたか。――長官もごらんになっていないですか。わからないですかね。戦略問題研究所「都市ゲリラの研究」、その第二章に「情報作戦の重要性」、こういうことであるという言ったような記述がなされております。これははつきり情報管理を言っておるんじゃないやしませんか。どう思いますか。読んでないというなら、私が言ったことの所感を述べてください。

○谷口政府委員 私に読んでおりません。

○矢山委員 情報不足だね。読んでいるんだろと思うね。読んでいないんだろけれども、それを読んでいると言わなければいけません。そう言っているのではありません。

次に、平和安全保障研究所、これが昭和五十四年に防衛庁の委託研究として行った「わが国における危機管理の軍事的側面」というレポートがあります。その中でもこの情報管理のことについて言っているわけでありまして、政府がハイジャックに対して強硬措置をとれば、人質の命を犠牲にする場合も出てくる。強硬策はつねに賭である。そして国民世論が百パーセントの成功保証を要求する場合、政府はどのような賭には踏みきれない。云々、「ゆえに、対テロ危機管理態勢の整備を図ることとならんで、世論の反応という問題が軽視されてはならない。つまり、政府による危機対処能力の行使を是認する世論形成が手掛けられなければならない。」まさにこれは世論の管理、情報管理を言っているわけですね。このことのために合同情報会議をつくらう内閣広報官を設置するんじゃないやしませんか。そうなんでしょう。これは全

部を持つてくると重たいから必要ならそこだけ持ってきたわけですね。わが国における危機管理の軍事的側面、財団法人平和安全保障研究所、書いてあります。どうですか。これでも、合同情報会議をつくらう、情報の分析をやったり、広報官を置いて内閣広報をやったり、そうすることが情報管理、情報統制、それにならぬというふうにおっしゃるのですか。

○谷口政府委員 再三同じお答えを申し上げて恐縮でございますけれども、今回の行革審の答申で指摘された私どもに関する二点でございますが、情報調査室への改組、収集・分析体制の充実強化ということと、それから合同情報会議の設置につきましまして、現在行っております内閣調査室の機能が十二分に発揮できていない、情報の重要性にかんがみさらに強化する必要があるという御指摘を受けたところでございまして、先生のいろいろ御指摘がありました情報の管理ということとは関係はない、こういうふうに思います。

○矢山委員 さっきから御紹介してききましたものは、情報管理ということに非常に重視しておるということを申し上げておきます。そして、行革審答申を読んでみましても、これをまともに受け取るなら、情報管理というのが極めて重視され、そのための今回の法律制定でありあるいは内閣官房の再編であるということは明らかだと私は思います。

そこで、合同情報会議では具体的に何をやりま

○谷口政府委員 我が国の内外情報のうち、いろいろあるわけでございますけれども、特に内閣の重要政策に関するものについて、関係行政機関と緊密な連絡を保つためにこの会議を設置するものでございまして、したがって、情報の総合的な把握を図るということにその任務があるうかと思ひます。

○矢山委員 情報の収集、総合的な把握、同時に情報の分析、評価、こういうものもやりますからね。情報を最高度に有効に一つの目的のために使

おうと思えば、集めただけではだめ、調査をしただけではだめ、分析をし、それを評価し、そしてどんな広報で流していくことが必要なんです。合同情報会議はその重要な部分を担うんじゃないやしませんか。一体どういふことをやらせようとするのか。今聞いてもそのくらのことしかお話しになれぬわけです。これについても、恐らく何らかの、政令にするかあるいは省令にするか規則にするか、何にするかは別として、どういふことをやるか、構成をどうする、そういうことが決められてくるのだらうと思うのです。

そこで、もう一つここで改めて聞いておきたいのですが、情報の分析ということは今改めて行革審の答申が指摘をし、それを積極的に入れようという、これはどういふ見地からですか。情報の分析というものをどういふ見地から積極的に取り入れようとしているわけですか。

○谷口政府委員 先ほどお答え申し上げましたとおりでございますが、私も現在、情報の収集、調査、それからその分析というものをやっておるところでございまして、行革審では特に収集、それから分析、そういう面で、現在やっている内閣調査室の運営状況を見ているとまだまだ足りないという御指摘があったわけでございまして。私どもとしましては、この答申を受けて、収集、調査あるいは分析体制そのものににつきまして、情報調査室への改組とともに自主的な内部の検討というものを今も続けているということでございます。

○矢山委員 機能強化が特に言われているというのは、先ほどおっしゃったように、今までもやはり情報の分析というのはやっておったと思うのですよ。しかしそれではだめだ、情報を最高度に使うためにはもっと徹底した分析業務が要するというのでやったのだらうと思うのです。

そこで、次に伺いますが、内閣調査室、これはいろいろ読んでみると、日本での心理戦の実施機関ということでつくられたんだという感じを私は受けておるのです。今度内閣官房の再編をやるというのも、この心理戦機能を強化しようと思

っているんじゃないか。つまり情報管理をやる、その中で心理戦を重視した、そういう方向を考えておるのじゃないか、そう思うのですが、どうですか。

○谷口政府委員 私どもは、内閣の重要政策に関する情報の収集、調査、分析をするということにございまして、そのようなことは全く考えておりません。

○矢山委員 あなた、そのようなことは全く考えてないと言ったって、中曽根さん自身が、五十九年三月三十日の参議院予算委員会の答弁で、謀報とか謀略とか破壊活動をどう思うかというふうな聞かれて、「近代防衛におきましてはインテリジェンスオペレーションというものは必要であり、日本の防衛に役立つと思っております」というふうな答えておるじゃありませんか。これはまさに、今回の安全保障会議の設置、内閣官房の再編成、そしてそこに盛り込まれてきた新しい所掌事務、あるいは新しい機構、そういうものは心理戦機構を整備するということにねらいがある。これは中曽根さんがおっしゃっているじゃありませんか。この発言から私はそう思うのですよ。どうですか。

○谷口政府委員 総理大臣の答弁について私がここで申し上げる立場ではないわけでございますけれども、私も内閣調査室は、内閣の重要政策に関する情報の収集、調査、分析をやるということが任務でございまして、それに尽きるわけでございます。それ以外の何物でもないということでございます。

なお、先ほど先生の御質問の中で、合同情報会議の構成と運営について政令あるいは省令マターになるのじゃないかというふうなお話もございましたけれども、これは、先ほど申し上げておりますように、現実には私どもが関係行政機関と一対一とかあるいは三以上の機関が集まって随時あるいは定期的に情報交換をしておる、それを今回官房副長官が主宰する合同情報会議ということにより総合的な把握をしようということにござい

す。そういったことにつきましては政令、省令マターでもないのじゃないか、こう思っておるころでございます。

○矢山委員 この答申に書いてあるように「内閣官房副長官が主宰し、情報調査室、外務省情報調査局、防衛庁防衛局、警察庁警備局、公安調査庁等を構成員とする「合同情報会議」を設け」となっているから、政令だとか何だとかそんなものでやる必要もない、こうおっしゃっているわけですね。

○谷口政府委員 そのとおりでございます。

○矢山委員 そうすると、この話が出たからついでに聞きますが、従来情報連絡のためにやっておった定期的あるいは随時的な会議というのは、合同情報会議ができたらもうやめるわけですか。

○谷口政府委員 現在やっております情報交換の会議でございますけれども、これはそれぞれのレベルでやっておりますし、必要性がありますので、引き続き実施していくつもりでございます。

○矢山委員 国防会議もいろいろ委託研究などをやっておりますね。例えば先ほど引用した「わが国における危機管理の軍事的側面」これは委託研究をやられたものだというのですが、この全部を正式に提出していただきたいと言ったけれども、これは委託研究だから出せないということとで、とうとう出してもらえなかった。そうしたらどこからか手に入ったから、これは見ているわけですね。

○田中政府委員 先ほどの御指摘の資料は、国防会議が委託したものではないと聞いています。

それからなお、心理戦の研究について委託研究をしたことがあるかというお尋ねでございますが、国防会議としてはございません。

○矢山委員 そうすると、これは国防会議じゃなくて防衛庁か。

○西廣政府委員 御承知のように、近代戦では心

理戦なりあるいは謀略みたいなことが使われるというところは当然考えられるわけですが、我々としては、それに対応するためには、やはりタリムリに正確な情報を知らせるということが最も有効な対応策であるというふうに考えておりますが、その種のいわゆる心理戦に対応するために何をすべきかという点について、全く研究をしていないというわけじゃございません。結論的には今申し上げたようなことであります。

○矢山委員 そうすると、心理戦研究をやっていますね。やっていると申すので、これは、一九六〇年版の防衛年鑑によりますと、国防会議事務局でやっていると書いてあるんだ。諸般の国防問題について調査研究を行なっている。として、「列国心理戦の現状分析」を行っていると書いてあります。防衛庁は今の答弁ですが、国防会議がやっていると書いてあるんだがね。国防会議、全然やってないのですか。

○田中政府委員 今思い当たらないので調べてみますけれども、私の記憶する限りでは、心理戦についてはやっていない、こういうことでござい

○矢山委員 国防会議の方は今聞きますとどうも記憶がはっきりしないようですが、私が先般質問書で「国防会議又は国防会議事務局に、これまで設置したことのある専門家会議、下部機構、研究会等はあるか」という質問に対して、答弁書では、先ほど言いましたが「次期対潜機及び早期警戒機専門家会議だけだ」、こういうことのようなんで、そこへ差し上げたのをごらんいただければいいのですが、これは部外秘になっているのですが、「昭和三十五年三月 国防会議事務局」とある「心理戦機構に関する研究」という題名の、これは全部持ってきていませんが、全文が三百二十八ページの文書があります。その「はしがき」を見ると、「昨年度に引き続き心理戦研究会は心理戦の共同研究を続け、今年度のテーマとしては『心理戦の機構』を取りあげた。」と書いてあります。

この心理戦研究会というのは設置をされたというところは確かですか。そして、まだ今もこれはあるのですか。

○田中政府委員 突然のお尋ねでわかりませんが、調べさせていただいたところでは、その場で総務庁が見えたようですから、そちらの方に質問を移して……

○志賀委員長 ちょっとお待ちいただきたいと思

います。

この際、先ほどの行政組織法の改正に関する質疑について百崎審議官から発言を求められておりますので、これを許します。百崎審議官。

○百崎政府委員 先ほど国家行政組織法の改正法案をいつの国会に出して、いつ成立したかという御趣旨の御質問があったようにお聞きいたしておりますが、先般の国家行政組織法の改正案は、五十八年の三月十一日第九十八回国会に提出いたしました。九十八、九十九国会、いずれも継続審査に付されまして、五十八年十一月二十八日に成立をいたしました。そして五十九年の七月一日から施行されている、こういうことになっております。

○矢山委員 もう一遍言ってください。最初出されたのは何年ですか。

○百崎政府委員 五十八年三月十一日でございます。

○矢山委員 それは違いますよ。国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、これを最初に国会に出しているのは、昭和四十六年、第六十五国会です。このとき提出された整理法と百国会で成立した整理法とはほとんど同じであります。四十六年の整理法案でも、同じように北海道開発法七条、経済企画庁設置法十一條の二、科学技術庁設置法十五條、外務省設置法六条八項、自治省設置法八条、これらは顧問や参与の設置を決めた規定であります。これを削除することに全部しておるじゃありませんか。すなわち、顧問、参与を法律から落とすというの

すというのはいくつもなく昭和四十六年から政府の方針だったのであります。それにもかかわらず、四十八年の内閣法改正では、内閣参与に関してはやはり法律の根拠が必要だと政府も考えておったのではないかと思います。このような重要な問題を、政府の気まぐれで、あるときは法律事項としてありあるときはそうでなかったりというふうなことは、ちょっと許されぬのじゃありませんか。

もう一遍言いますよ。顧問、参与、これを削るという問題が最初出たのは、四十六年の第六十五国会です。そしてそれは廃案になりました。そしてまた、たしか四十八年にも出ております。そのときも廃案になった。そしてずっと出ておらなかったのが、今度第百国会で出されて成立したということなんです。だから、先ほど言いましたように、四十八年のときに内閣参与を法律事項として入れるというこの法律が出た。それより前の四十六年、四十七年に参与、顧問を削るという法律案が出たけれども、これは通らなかった。そういう背景の中で、四十八年に法律事項として参与を置くという改正案がまた出てきた。こういうことなんです。そういう経過をたどっておるのです。そのときの会議録はここに全部あります。そのときに対象になったのが、今読み上げましたが、北海道開発法、科学技術庁設置法、外務省設置法、自治省設置法、こういうところなんです。どうなんですか。この問題は今に始まったことじゃないです。四十六年の六十五国会のことは知らぬと言っているんです。

○百崎政府委員 先ほどちょっと御答弁申し上げましたのは、先般の改正法案につきまして申し上げたわけでございますが、今の御質問によりまして、確かに四十八年当時ですか……（矢山委員）「四十六年ですよ」と呼ぶ。四十六年でございませう。各省庁に置かれていた顧問、参与等の特別の職につきましては、その設置形式が法律によるもの、あるいは政令によるもの、省令によるもの等いろいろ区々になっておりましたので、これを統一することにいたしました。国家行政組織法の改

けれどもそれほど大きく当たりさわりはない。ところが、心理戦研究会というのが設置をされておったのですね、「昨年度に引続き心理戦研究会は心理戦の共同研究を続け」というのだから。これは国防会議なんだ。「国防会議事務局 部外秘」になっている。こういうものが現実にあるのですよ、ないないとおっしゃっているけれども。

この文書の中身をちょっと言ってみましょうか。この文書によりますと、心理戦の活動内容として、次の五つが挙げられております。「国内の目標に対する広報、宣伝又は煽動」、「国外の目標

査、分析、「外国に関する情報の収集、評価及び活用」、「政策全般に対する心理的見地からする調整」そしてこの文書は、各国の心理戦機構と情報機構を検討しております。そして、それを行った上で、第三編で「わが国における心理戦機構」として、A、B、Cという三つの案を出しております。

A案というのは「現状にこだわらず新しい機構を政治組織の中核に持つ」というものであります。B案というのは「米国の例を充分に参考としながら、立法措置までは考えないでいから、政令程度で処理し得る組織」というものであります。C案は「政令等の考慮をわずらわさず、既存の組織の運用によって目的を達せんとする」というものであります。

例えばB案では、ここに図面まで入っておりますが、国防会議事務局と内閣調査室を強化し、そしてまた、今回の合同情報会議と同じような構成の国家情報判断会議というものを新設する、その上で国防会議、内閣調査室が情報判断、内閣官房、内閣審議室が政策調整、総理府広報室が心理戦のための情報分析と計画の作成をやる、こういう構想を打ち出しております。そして、この文書が出た四月後の一九六〇年七月には、総理府広報室が実際にこのころ設置された。今回の内閣官房と国防会議の再編も、こういう意識に立って行われるのじゃないかと私は思っているわけです。

だから、この心理戦研究というのは、私は知らぬとおっしゃるけれども、こういう研究を何年かけたか知らぬが、「昨年度に引き続き」とか「共同研究を続け」というのだから、恐らく最低でも二年、二年以上かけてこういうことをやっておる。それが、わからぬでは済まぬと私は思うのです。安全保障会議が置かれて、先ほど来言っている情勢の分析あるいは広報は内閣がやる、顧問、参事と置く、合同情報会議を置く、そして情報の秘匿を考える、秘密保持をやる、いろいろなことが言われておる。これはまさに、重大緊急事態対処を初めとした危機管理の体制をつくり上げようという

いうこと以外の何物でもないじゃないですか。そして、当然法律事項となるべきものを法律事項にしない、政令で処理してしまおうとする、その政令ができておるかと言えれば目下検討中だ、まだできていない。これじゃ安全保障会議の審議はできません。私はできません。

○塩田政府委員 先ほど申し上げましたように、御指摘の資料につきまして私どもの方に資料がございませんで、その点についてはお答えをいたし兼ねます。

ただ、今回の安全保障会議の設置に当たりましては、今御指摘のような資料を使ったのではなくて、私どもとしてはあくまでも昨年、六十年七月の答申の趣旨を生かすべく立法いたしました、こういうことでございします。

○矢山委員 内閣官房組織令の案を出してもらえますか。そして今提起した問題、これは内閣法改正を当然伴うと私は思う。それに対する対応策をきかしていただきたいと思います。

○莊司政府委員 ただいま御指摘の内閣官房全体の組織令でございしますけれども、私も承知いたしておりますところでは、現在、内閣参事官室、内閣審議室、内閣調査室、内閣広報室、それに国防会議事務局があるわけでございしますが、これを新たに、内閣参事官室、内政調整室、外政調整室、安全保障室、情報調査室、内閣広報官（内閣広報官室）という形に再編成するという概要については案を持っておるわけでございまして、この点につきましては、先生の質問主意書でも御質問をいただきまして、基本的にはそういう再編成の方向で考えておる、ただ政令としての形にする細部についてはさらに所要の検討をしているというお答えを申し上げたところでございまして、現段階では、そういう基本的な考え方の御説明ということで再編成の概要については御理解いただきたいと存するわけでございします。

それから、先ほど来個々に御指摘の広報官あるいは顧問、参事の問題といった点につきまして、先ほど来お答えいたしておりますように、私

どもとしては法律事項としない方向で検討しているということでございます。

○矢山委員 「私どもとしては法律事項としない方向で検討」とおっしゃるのですが、先ほど来いろいろ議論してきましたように、今度の内閣官房の再編が持つておる意味、あわせて安全保障会議が設置される意味、それらを総合的に考えたら、内閣官房で今度やろうとしておる情報の分析とか広報といったものは、極めて重要な意味を持つと私は思うのです。だから、それを所掌事務に内閣法を改正して加えないということは納得できない。

参与にしてみてもいいです。先ほど来参与というものがどういう役割を果たすかということでは私の考え方を申し上げてまいりましたが、かつては参事も法律事項だった、それを落とす、これも納得できない。

かつて情報の分析、広報というものは法律事項として入れられなかったことがある、それがただ法律が成立しなかっただけの話です。

だから、情報の分析とか広報とか、参事、顧問、これはやはり法律事項にすべきです。

○的場政府委員 先ほど総務庁からも御答弁がございしましたように、参事、顧問等については国家行政組織法の方でも従来法律であつたものを政省令で設置できるように改正をした。内閣法と国家行政組織法とは確かに形が違います。それから、昭和四十年代に内閣補佐官制度という関係で内閣参事を法律事項として考えたこともございします。

しかし、現段階におきましては、国家行政組織法の方でも法律によらずに政省令等で顧問、参事が設置できることになっているということもございしますし、そういう点もろもろ考えまして、また先ほど来お答えいたしておりますように、現段階で直ちに顧問、参事を置くことを考えているわけではございません。したがって、法律にすることとは考えてないわけでございします。御理解いただきたいと思ひます。

○後藤田国務大臣 今回の内閣官房の組織の再編という問題は、かねがねお答えいたしておりますように、最近の状況から見て各省の総合調整機能を内閣官房としてはしっかりしなければならぬ。そういう意味合いから現在の内閣官房の各室について、内政、外政というのは設けますけれども、大体はスタッフ組織を強化する。したがって従来以上にハイランクの職員を設置しよう、置こうということもございまして、特別に新しい権限をそれに付与するとか、そういったような立法事項として法律によってやらなければならぬような内容のものは含んでおりません。

そこで、政令を示せということもございします。政令は法律が通れば七月一日発足予定をしておりますが、おおよその現在の考え方は私はお示しできると思ひますけれども、内部の詳細なものはその時期にならなければ何とも、今その資料を出せと言われてもそれは出し得ない、こう思ひます。

いずれにいたしましても、矢山さんがお考えになつておられるような思い切つた制度の大改革というものを予定しているものではなくないというところをひとつ御理解を願ひたい。要は、最近の事態に即応できるように、各省がそれぞれ割拠して政府全体としての意思の統合さえできない、これではどういふが悪い。やはりせつかく今法律に認められておる内閣総理大臣の総合調整機能を強化する意味において、官房長官なり総理大臣に対する

補佐のスタッフを強化していこう、これにとどま
るのである、かように御理解をいただきたい
と思います。

○矢山委員 こうしてやっておたら時間がたつ
ばかりだが、理解ができません。内閣の権限
が非常に強化されてくるわけでしょう。その中
で今言う情報問題が特に重視をされておるわけ
です。だから情報の分析をやる、内閣の広報を
やる、そういうものがちゃんと行われようとし
ておるのです。だから所掌事務とすれば、情報
の分析、広報というのは、情報管理を考えて
おる今の改正の中では極めて重要なものなん
です。それを現在内閣法に所掌事務としてな
いままです。うということは絶対に承服でき
ないと言います。それから内閣法改正を出し
てきません。

○後藤田国務大臣 それは矢山さん、いかに
のでもしょうか。要するに、内閣の権限を強
化するといふのであるならばそれは新しい法
律が必要かもしません。私は先ほど来お答え
しているように、そうではない。あくまでも内
閣の総合調整の機能というものは現在の組
織の中である。しかしながら、そのスタッフ
組織が弱体であるがゆえに、十二分な補佐
ができていない。したがって、その補佐が十
分なように改正をしよう。これにどうするの
だから、新しい権限付与ではありませんで、
立法と言わなくても立法の必要はない。こ
れは、政令事項ではないかと私はお答えを
しておる。

そうすると、あなたの御質問の中には、情報
について分析が入っているのは新しい、こ
うおっしゃる。それはあなたは御案内の
はずだ。情報の調査といえは、調査して
どうするのですか、調査すればおのずか
ら調査がある、調査があればそれは一定の
評価を下すのです。評価をするのなら分析
をするのは当たり前で、現在の内閣の調査
室だってちゃんと分析はしているわけです
よ。ただ、それにも

う少ししっかりしないかというのが私は
行革審の御答申だと思ふのです。あるいは
公安調査庁だ、名前前から見たら公安調
査庁です。しかしこの調査だけかとい
うと、そうではない。収集して、そして
調べて、そしてその結果を一定の分析
をして判断をする、評価をするとい
うのが常識ではありませぬか。だから私は、
分析といふ機能が新しく加わるじやない
かという御意見は、残念ながら、か
ように理解するのです。

○矢山委員 あなた、法律的におかしい
ことをかいつてやろうとしたわけですか。
情報の収集、調査の改正を提案している
のです。先ほど指摘しましたように、広
報と情報というのが所掌事務にないから
広報を加えようとして、法律改正を出
しているのです。そんなないか。げんま
のでもしょうか。要するに、内閣の権限
を強化するといふのであるならばそれは
新しい法律が必要かもしません。私は先
ほど来お答えしているように、そうでは
ない。あくまでも内閣の総合調整の機能
というものは現在の組織の中である。し
かしながら、そのスタッフ組織が弱体であ
るがゆえに、十二分な補佐ができてい
ない。したがって、その補佐が十分に
できるように改正をしよう。これにどう
するのだから、新しい権限付与ではあり
ませんで、立法と言わなくても立法の必
要はない。これは、政令事項ではないかと
私はお答えをしておる。

○後藤田国務大臣 それは各省の官制の中
に、調査あるいは分析と書いてあるもの
もあるし、いろいろあります。あるが、お
よそ情報の調査といえは、それは分析、
評価が入るといふのが常識ではありませ
ぬか。だから、別段新しい、矢山

さんが御心配なさっているようなことを
今回の改正で考えているわけではない、か
ように御理解をいただきたい、こう思
うわけです。○矢山委員 あなた、そんな
大層なことを考えているのじやないかと
おっしゃるのです。今までは、あなた
は行革審答申を読まれたのでし
ょうね、その該当部分を読まれてお
るのなら、これは大したことが
書いてあります。先ほど来御指摘
申し上げているように、大層なこ
とでないのなら全部やらなければ
いいじやないですか。今まではど
ういうことになって、今まではど
ういうことになって、行革審答申
が出、それをやっているのです。そ
ういうように言葉でごまかすとい
うのは私は大嫌いです。それは
いかぬです。やはり正直に言わ
なければいけません。正直に言
うところ、議論がかみ合っている
のです。今のようないふことは
言われておったのです。これは
議論がかみ合わないのです。

○後藤田国務大臣 私は、今度の改正の中
身を頭の中に置きながら率直に簡明にお
答えしているのです。絶対にあな
たが御心配のようなことはないじや
ありません。それならば改正する
とおっしゃる。そうじやないです。

私は、先ほど来申し上げているのは、
内閣官房が本来、最近の状況にかんが
みて、各省が余りにも割拠の弊が
出ている、これは行政の総合調整
をしっかりとやらなければならない
ではないか、この総合調整機能の
強化として、官房長官が総理大臣
を補佐するスタッフ組織を強化し
る、これが基本でやっているわけ
です。したがって、内閣に新しい
権限を付与しようといふもので
はないのだ、かように私は申し
上げておるので、これは正直に
お答えを申し上げておるので、
そのままだとひとつ御理解を
していただきたい、こ
う思います。

○矢山委員 私は今ので納得したわけ
ではございません。より上級の次
官クラスを入れて機構強化を
しようといふのは、だてやひ
ょうたんにやっているのじやなく
て、それに伴う権限というものを
拡大をされていくわけですから、
次官クラスを持つてきて補佐
体制を強化する、そのときに頭
数の、偉い肩書の人間だけ
そろえて、今まではど
ういふことにはならぬ。今
まではどおりにならぬから、
行革審答申、行革審答申と
言っているのです。その行
革審答申を見れば、これは御
大層なことになる、そうい
うふうに考えるのが普通
です。

これでやり合ったってだんだん時間
がなくなるから——本
当言ったらこういふところ
で質疑をやるべきなんです。
本當の話が、私はそう思
います。組織令も出てこ
ない、何もかも政令に移
してしまふ、国会の審議
は空洞化される、これ
だけ小ばかにされたら、
やはりもう審議でもと
めて横になりたいた
いですよ、本當に。やめ
ようか。(発言する者あり)

それでは、今言つたようにも
うとめてしまつて、こんな危
険な物騒な法案をぶつ
つぱしたいのだけれども、
どうもなかなか私が一
人そう頑張つてみたところ
で動きそうにもないから、
これから続けてやりますが、
しかし、これは大変なこ
とだと思います。

昨年の行革審の答申によりま
すと、安全保障會議は「重大
緊急事態」に対処する政府
部内の情報連絡、意思決
定の仕組み等に関するマ
ニュアルについて「平
常時から調査審議し、また
安全保障室も「各種マ
ニュアルの整備等につ
いて、関係各省庁の施
策の総合調整を行う」と
いうことになってお
ります。安全保障會議と
して具体的にどのよう
な基本方針、どのような
マニュアルをつくる
のですか。ちよつと
説明してもらいた
いです。

○塩田政府委員 マニ
ュアルにつきましては、し
ばしばお答えいたして
おりますけれども、政府
中の、関係省庁の中
の連絡体制の整備、意
思決定の仕組みとい
つたようなことにつ
いてあらかじめ定
めておこう、こ
ういふものでござ
います。「基本方針」
といふのがござ
いますけれども、こ

これは起こり得る事態がどんなことかわかりませんものだから、すべての事態についての基本方針というものはこれはなかなかあり得ないと思ひますけれども、例えて申し上げてみますと、現在で言いますと、既にハイジャックというのが何回かございました。そういうことについては既に防衛対策本部ができて、政府としての基本的な方針ができております。こういったようなことが安全保障会議ができれば逐次整備されていくのではなからうか、こういうふうに考えております。

○矢山委員　そこで、答申の中には「重大緊急事態」しか書いてないんですね。ところが、例えば防衛出動事態については、安全保障会議では、政府全体の対処方針についてのマニュアルとか基本方針というものはつくらないのですか。これはどうなんですか。

○塩田政府委員　お尋ねの趣旨は、防衛出動ですから、七十六条の防衛出動の可否について国防会議に、第四号ですか、第四号で諮問がかかってくるわけですが、その場合の諮問の手続なりそれに関連するマニュアルという意味でのお尋ねでございます。それは当然考えております。

○矢山委員　つくるわけですね。そうすると、つくるといふことになるという内容になるのですか、それは。防衛出動事態に対してマニュアルをつくるという、どういう事態を想定してマニュアルをつくるのでしょうか。

○塩田政府委員　事態そのものは防衛庁の方で把握されるわけですが、私どもの方は、防衛庁の方からの連絡を受けまして、その後国防会議をどういう連絡体制をとりながら開いていくか、またその国防会議で決まったことをどういう形で流していくかといったようなことが、先ほど申し上げました国防会議の側のマニュアルということになるかと思ひます。

○矢山委員　防衛庁の側は。――防衛庁長官どうした、来ておらぬのか。

○西廣政府委員　国防会議で言われるマニュアルというものは私どもまだ十分理解いたしておりま

せんが、いずれにいたしましても、防衛出動の下令に際しましては国防会議で御審議をいただくことになっております。それについて、私どもとしては、当然のことながら、防衛出動下令を防衛庁の方からお願ひをするということになれば、そういう事態がなぜ下令が必要であるかという情勢分析その他について資料を添えてお願ひをすることになると思ひますが、その際どの程度の申し込まるか、あるいはどういったたぐいの資料が必要であるかとか、そういったことについて逐次事務局の方とも御相談してまいりたいというふうに考えております。

○矢山委員　安全保障会議法案の二条の二項に「国防に関する重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態」という表現があるのですが、この「国防に関する重要事項」としてその対処措置につき諮るべき事態」というのは、これは防衛出動のことが含まれているわけですか。

○塩田政府委員　含まれております。

○矢山委員　含まれておる。そうすると、「日米防衛協力のための指針」によりますと、「日本に対する武力攻撃がなされるおそれのある場合」には、自衛隊は日米共通の準備段階に従って作戦準備を実施することになっておられます。これまでの政府の答弁では、この「おそれのある場合」というのは、自衛隊法七十六条で防衛出動の要件とされておる「武力攻撃のおそれのある場合」よりも広い概念であると言われております。答弁があらいます。この防衛協力指針の「おそれのある場合」というのは、安保会議に諮るべき事態に含まれるのでしょうか。このような「おそれのある場合」に関しては、安全保障会議では政府レベルのマニュアルをつくるのであらうと思ひますが、どうなんですか。

○西廣政府委員　ガイドラインにあります武力攻撃の「おそれのある場合」は、今先生申されたように、いわゆる防衛出動下令の要件といひますか。ういふとき、いわゆるもう非常に切迫しておるというんですか、日本に対する武力攻撃の蓋然性と

いいますか、それが非常に高い状況とは違ふ、もっと早い段階を含むものであるということとはかねがね申し上げておることであります。

それで、そういった早い段階の情勢等について国防会議に諮られるかどうかということでございますが、内容的には、国防会議にお諮りをして何かが御決定をいただくというよりも、そういう事態を国防会議のメンバーである主要な方々に知悉していただくといひますか、そういった御報告をする、あるいはそういった情勢を御説明するといひます。場として使われることは当然考えられますが、そういう状況で何か国防会議の御決定をいただくということになりますと、その一つの節目といひのは、先ほど来申し上げておる防衛出動下令するかしなないかといったようなことになるうかと思ひます。

【委員長退席、石川委員長代理着席】

○矢山委員　自衛隊法七十六条で言っておる「武力攻撃のおそれのある場合」と、ガイドラインで言う場合は、これが範囲がガイドラインで言う場合の方が広い概念だと言われていひます。これについては安全保障会議の第二条の五号ということになるのですか。五号事態じゃないかと思ひますが、これはどうなんですか。

○塩田政府委員　規定からいへば御指摘のように五号事項ということになるわけですが、今防衛局長からお答えもありましたように、今のガイドラインのその段階で国防会議に何か諮問をして決定をするというようなことが果たしてあるのか。むしろそうじゃなくて、防衛局長のお答えの中にありましたように、そういう事態でありますから、情勢がかなり緊迫していることは事実であらうと思ひますので、そういった情勢報告のための会議というようないふことは考えられますけれども、ここで言うところの諮問、答申という段階ではまだないのではなからうかという感じがいたします。

○矢山委員　そうすると、自衛隊法で言う「武力攻撃のおそれのある場合」といふのは、これは防

衛出動になりますね。ところが、ガイドラインで言うのはそれよりも広い事態。そうすると、これの事態について国防事項としてそれに対処するのにどうするかというマニュアルはつくらぬでいいのですか。防衛出動事態についてはマニュアルを考えているわけでしょう。これはつくらぬでいいのかな。

○西廣政府委員　ガイドラインにあります「おそれのある場合」に何をするかということについては、二、三御説明申し上げます。

これは非常に早い段階、国際情勢上いろいろな状況が起きてきた、そういうときに我々として一番必要なことは、まず情報をより的確につかむということになるうかと思ひます。そういうことで、情報収集のためのものもいろいろ活動というものをより強化するといふことが、一つの重要な要素になるうかと思ひます。

もう一点は、仮にそういったことが日本の防衛についてかなりかわりがありそうだということになりますと、日米安保条約というものがあつて、米側の支援を受けるのでありますから、それぞ、日本側は今どういふように物事を認識しているかあるいはどういふことをしつつかあるか、それに対して米側はまた米側で、どういふ事態と認識をしておるかあるいはどういふことをしつつかあるか、こういうことについて相互に相手方といひますか、日米安保条約を結んでおる同盟国としてそれぞの状況を十分に知悉している必要がある、そういったことで連絡体制等についても十分とられる必要があるといふように考えております。

さらに状況が切迫していくということになれば、自衛隊自身、防衛出動下令時に直ちに十分な行動ができるように、逐次準備なり警戒の体制を高めていくということになると思ひます。

そういった段階を逐次踏んでいくことになりま

すが、いずれにしましても、我々としては、防衛の基本的な態度というものは侵略を未然に防止するといふことでありますから、状況に応じて日本自

身が相当な警戒をし、準備体制も高めておくといふことで、でき得れば事態を未然に防止するといふことである。そういつた状況に部内的には逐次持っていくことになると思います。その節目、節目で国防会議あるいは閣議等にその状況を御意見を伺うかということがあるかと思ひます。そういう点で、この安全保障会議が種々の面で活用されることはしるべきだと思います。

さて、その法律にありますがこれは総理大臣が国防会議にお諮りになるということになります。で、どの段階で何をお諮りになるかということになると、そこで政府として何か特段のことをするということがありまじいとお諮りになる意味がありまじいので、その点については、現在決まっておる段階としては、防衛出動下令時には当然のことながら国防会議にお諮りをするということになつておられます。そのほか一つの節目としては、現在の法体系の中では防衛出動待機命令というものがございしますが、そういうものは、今現在の手続では、防衛庁長官が総理大臣のお許しを得て出すことになっておられますけれども、その段階で安全保障会議に諮るべきかどうかということが今後論議されるのではないかと考えております。

○矢山委員 どうもこの法律をどういうふうに使するんだらうかと考えてみても、なかなかすんと胸に落ちぬというか、よくわからないのです。例えばガイドラインには「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等」ということで、「武力攻撃がなされるおそれのある場合」にはいろいろやって、「整合のとれた共同対処行動を確保するため必要な準備を行う」とあるのは「共通の基準をあらかじめ定めておく」というようなことをすつとやるわけですね。そうすると、それは防衛庁がやること。そして、こういう事態を安全保障会議法の五号事象として、「国防に関する重要事項」について諮るだけなしに、これは内閣総理大臣に意見を述べることもなっています。

ね。そこらはどういうふうに使していくのか、ちょっとよくわからぬ。
○西廣政府委員 前段の基準の問題だけについてお答え申し上げておきます。
ガイドラインに「共通の基準」というようなことが書いてありますが、これは日米双方がそれぞれ、そのときの状況をどう認識しどういう体制をとっているかということについて、物差しが違つておきますと、例えばそれぞれ一、二、三というレベルを設けたとします、日本側が三なら三のレベルの認識をし、そういう措置をとったと言ひましても、アメリカ側から見ると日本が何を考え、何をしているのかわかりませんので、そういう点で日米のとるべき措置について物差しを一致させようじゃないかというのが、まず基本的なガイドラインで言っている趣旨であります。そして、そのうちどの段階をとるかということとはそれぞれ別の判断によるわけでありまして、またそれぞれ国の事情が違つておきますから、なるほどアメリカは今三をとったなということがわかれれば、我々としてはアメリカがそのときの現状をどう認識し、どう対応しようとしているのかわかるということ、その種の記述がなされておるわけでありま

す。
○矢山委員 ようわかつたような、わからぬような、共通の基準をあらかじめ定めて整合のとれた共同対処行動を確保するようにやる、それ自体は防衛庁がやる、ところが「その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項」、これで安全保障会議は何をやるんだらうかな、こういう疑問が残るわけですね。何をやるのだらう。防衛庁がやるんだらうか。これの中へ書いてあることをやるんだらうかと思う。しかし、それに対して、この問題が「国防に関する重要事項」として安全保障会議の問題であるとするならばそれは何をやるんだらうか、これがどうも釈然としません。

釈然としない話ばかりしておてもいかぬから次へ移りますが、五十三年の七月に当時の福田総理が、国防会議に対して有政法制と民間防衛につ

いて検討するように指示しておりますね。これはその後どうなつていますか。

○塩田政府委員 今のお尋ねの点は、五十三年の当時に国防会議の席上で、有政法制の研究を取り上げたかどうかというお話が出たということのようでございます。それを受けまして防衛庁の方で研究はされておると思いますが、国防会議ではその御発言があった、こういうことでございします。

○矢山委員 そうすると、御発言があっただけで、その御発言を引き取つて防衛庁の方で有政法制の研究をやつてきた、こういうことですね。それで第一、第二分類までが大体できたというのですか、大体まともな理に解したらいのですか。そういうふうな理解したらいのですか。そうすると今度は第三分類の問題になるのですが、これは防衛庁、今どうしておるのですか。

○内閣府委員 防衛庁といたしましては、自衛隊の行動との関係において関連のありそうな事項について内々勉強はいたしておりますけれども、その内容を、どの程度までの勉強ができたかというところをここで申し上げられるような段階にはなっておりません。

なお、この第三分類の取り扱いをどうするかというところは、広く政府全体としてこれに対処していくことといたしてございします。その辺のところの取り扱いを含めましてまだ具体的には決まっておるとは承知していません。

○矢山委員 この第三分類というのは、確かにおっしゃる通りに防衛庁限りでやれるものでもないし、大変な問題だと思つておる。したがって、この有政法制の研究の第三分類、これこそが安全保障会議ができれば安全保障室で作業を行つて、こういうことになるんじゃないですか。

この前、国防会議の事務局の話では、この問題をちょっと聞いたのですが、内閣審議室との間で、どちらがやるべきか話がまとまらないで具体的に手がつかぬ、こういうふうな説明があったように思ふのです。だから、第三分類というのは、まさに安全保障会議ができればここでやるのが最も適

した問題だということ、ここで取り上げるようになるんじゃないでしょうか、どうなんでしょう。

○塩田政府委員 第三分類というのはどの省庁が所管すべきか明確でないという項目でございまして、しよせん政府としては、どの省庁が所管すべきかを決めることはならない問題であります。したがって、その点について政府全体としてどう対応するかを、今後の課題だといふ先ほどの御答弁もありましたが、具体的にどの省庁がどの問題を所管するかについて調整をする必要がある、このように考えております。それについて

は、今度安全保障室ができましたら、安全保障室においてその調整はすべきではないかというふうな問題そのものを分担する、そういうことは考えられまじいけれども、調整はする必要があるだらう、このように考えております。

○矢山委員 そうすると、どの省庁が所管するのかわからぬような有政法制については、この安全保障室等で、所管する省庁はどれかということを決める、そこまでで、安全保障会議なり安全保障室は直接それを決めるということはやらない。官房長官、こういうふうな確認していいのですか。

○後藤田国務大臣 安全保障室の方で仕分けをする、そしてそれぞれに、この事項はこの省でやっていたかといった総合調整をやることにならう、かように思ひます。(この間の答弁と違つて

いる、やると言つていたんだ」と呼ぶ者あり)

○矢山委員 答弁が違つておる。この前は、安全保障会議なり安全保障室で第三分類について直接やるという答弁があったさうです。

○後藤田国務大臣 それは私の舌が足りなかつたのかもしれない。やるといふ意味は、もともと内閣は総合調整の機能しか持つておりませんから、内閣自身で直接そういう具体的な立案をやるのではありません。したがって、これはどこの省もみんなや消費的な立場に立たざるを得ない法律事項であらうと思ひます。そこで、それらを

総合調整をしながら、ここはこの省で、ここはこの省でひとつ検討してもらいたい、こういうことの仕事を私どもの方でやる、こういう意味でございます。

○矢山委員 おかしいね。そうするとこういうことですね。安全保障会議なり安全保障室で、所管のわからぬものについては、これはここ、これはここと仕分けをやる、そしてそこから出てきたものを総合調整をして安全保障室なり安全保障会議が決めていく、こうなるのですか。そうなんですか。

○塩田政府委員　仕分けをいたします。仕分けをしますと各省庁が、つまり所管省庁が決まるわけですから、それで、決まりますとその省庁で所管をさされて企画立案をされる、こういうことでございまして、それをまた集めて調整するそういう意味ではなくて、仕分けをすることを調整と申し上げているわけです。

○矢山委員　そうすると、確認しておきます。安全保障会議なり安全保障室でやるのは、どこの省庁の所管にさせるかということを調整をする、そして調整をされて、受けた所管省庁でその問題については消化をしていく、こういうことですね。

○塩田政府委員　全くそのとおりでございますけれども、具体的に当たりますといろいろな共管理項みたいなものもございますから、そういうことも含めまして調整をする、こういうことでございます。

○矢山委員　それでは質問を次に移しますが、イギリスでは、有事の際に、立法、司法の権限を政府が掌握して、国民の人権を停止するために、三段階に分かれた非常時権限のための立法計画がつけられておるといふことが明らかになっております。また、自衛隊が以前実施した三矢研究でも、日本を戦時体制に移行させるための法案を、防衛目的を達成するため直ちに制定を要するという第一グループと、情勢の推移に応じて制定を要するという第二グループに分けて、国会に上程するものとが研究されておりました。安保会議では、この

ような有事のための緊急立法計画のようなものをマニユアルとして用意しておくというようなことを考えておるのでしょうか。

イギリスの今言いました例につきましては、タンカン・キャンベルという人が、「ひそかに承認されていた英非常時権限法案」ということで解説をやっております。それに基づいて御質問を申し上げたわけです。

○塩田政府委員　イギリスのそれを私は承知しておりませんが、いずれにしましても、安全保障会議ができました後、いろいろなことの勉強は当然あると思いますけれども、今御指摘のような国家の非常緊急法というのでしょうか、そういうものをここでマニュアルとして考えるんじゃないかということについては、考えておりません。

○矢山委員　考えておらぬと言われれば、考えているんだらうなということとは、腹の中は見えぬから言えませんが、しかし三矢作戦研究なんというものが行われた、あるいは先ほど示した心理戦研究なんというものが行われた。しかしながら、これはもう資料がなくなった、わからない、こういうことで済むわけですからね。だから私は、今

度の行革審に基づく、今言ったような安全保障会議の設置だ、内閣官房の再編だというようなことをやっておるのは、やはりこういって緊急事態に対応する危機管理をどうやるかということが主眼になってやっておると思いますので、そこでイギリスなんかがこういふことをやっているのを見て、日本でもこんなことを考えているかなと思っ

たわけです。

そこで、イギリスでは内閣の中に戦時立法小委員会というのが設置されておるわけです。安全保障會議あるいは安全保障室の中にこう、いうようなものを置いて、有事法制とか民間防衛に関する作業を進めていくということとは考えてないでしょうね。

○塩田政府委員 考えておりません。

○矢山委員 考えておらぬとおっしゃったことを、二、三年たったら考えておったようだ、實際

にやしかけたなんというこないようにひとつ
お願いをしておきます。

防衛研究所の第一研究室長の郷田さんですか。この方が、有事の際の国家総動員のための民間非常事態計画を日本もつくらなければならぬと主張しておるのでありますが、安保会議でこういうものをつくろうというのではないのですか。これは郷田さんの書いたものの中にその主張は載っております。いかがですか。

○埴田政府委員 安保会議は、現在の国防会議もそうですが、諮問を受けてそれに対して答申をする、こういう機関でございまして、御指摘のようなことを安保会議で考えるということではございません。

○矢山委員 ところが、先ほど来議論になっておりますように、諮問を受けて諮問を受けてとおります。

「内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項」や「重大緊急事態」、これらに対する「対処」に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる事ができる。」こうなっているのですよ。だから、ただ単に諮問諮関とおっしゃるが、受け身だけの問題ではないので

すよ。民間における非常事態計画の問題であるとか、あるいは有事においてどう対応するかということの緊急立法の問題というのは、まさにこの三項で消化し得る問題なんですよ。だから私は、審問だ諮問だと言って逃げておられるけれども、そういうふうに単純に受け取れませんよ。どうなんですか。

○塩田政府委員　三項に建議の規定があることは、御指摘のとおりであります。したがって、その条文からいきまして「国防に関する重要事項」について建議ができる、こういうことになっておりますが、もともと、現在の国防会議あるいは今後の安全保障会議におきましても、事務局、今後は安全保障室になりますが、そういうところで、

今の建議にしましてもあるいは諮問案の作成にしましても、具体的に企画、立案するというような

ことは能力的にも持つておりません。したがいま
して、その建議というのは、具体的にどういう場
合にだれの発案に基づいて建議をすることになる
のかというようなことになりますけれども、この
規定は、現実にはまだ動いておりませんが、今後
もそういう点について、どういうふうに運用さ
れていくかということについてまだ的確なものを
持つておりません。規定の上から言いますと、御
指摘のとおり重要事項であると認めればすべて建
議ができる、しかしそれに伴って、実態的にどう
いうものが考えられるかということについては、
何も過去の实例もございませんし、今の時点でど
ういうことを考えておるといふこともございま
せん。

○矢山委員 どういうことの場合にどうなるかということを考えてない、考えてないとおっしゃればそれまでの話なのだけれども、私はそう思えないのですよ、答申を尊重してこういうことをやろうというのですから。「情勢分析及び重大緊急事態の想定」をして「緊急事態対処の基本方針」だとかあるいは「情報連絡、意思決定の仕組み等

に關するマニユアル」こうなっているのですから、そんな弱体な機構ではできないと私は思いますよ。だからこそその答申の中にも、決官クラスをちゃんと配置をし、しかも優秀な人材をそろえて、こういうふうになっているわけでしょう。だから私は、そういうふうに御答弁のように単純に受け取るわけにいかぬのです。この答申とそれか

らこの安全保障会議設置法案と、そして考えられておる内閣官房の組織再編というものを照らし合わせてみると、これは、今例示いたしましたような民間の非常事態計画だとかあるいはいざという有事を想定した際の緊急立法の準備だとか、こういうものが必ずなされてくる、そういうふうに私は考えられて仕方がないのです。しかし、ここに筆

そこで、もう一つお伺いしたいのは、緊急事態対処の基本方針やマニュアルをつくった場合、その展せぬと思うのです。

の決定や決裁手続はどうなるのですか。例えば閣議で決定するとかあるいは閣議決定にはいかぬけれども安保会議で決定するとか、このところははどういうふうになるのですか。

○福田政府委員 マニニアル等は閣議決定の必要はないのじやないかと考えております。基本方針という点につきましては、これは事柄によりましてあるいは閣議に報告するというようなこともあり得るかと思いますが、今の時点では、どうも閣議に報告するというふうな具体的なものを持っておりませんが、考え方としては、マニニアルについては閣議に報告あるいは決定というふうなことはないだろう、それから基本方針については事柄によりましてあり得るかもしれない、それも報告といえますか了解といえますか、そういう形になるかもしれない。その辺はちょっと今定かに申し上げかねるわけでありまして。

○矢山委員 そうすると、基本方針は事柄の性質、中身によつて閣議決定がある場合がある、マニニアルについては閣議に報告、決定はない、こういうことですね。

〔石川委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、次にお聞きしたいのですが、後藤田官房長官、緊急時の対処について二月十四日の参議院の予算委員会、閣議で決めるためには、その前に次官会議を経なければならぬが、そうするとなかなか決まらない。だから直接閣議にはかけないで、まず安全保障会議で基本方針を決める。そうすれば「基本方針が決まっておりますから、次官会議で決めた決まらないうことではない」といふ言い方をしておられますね。そして、そういう緊急事態対処の基本方針を平時から安全保障会議で準備しておくというんだから、いざという場合には、閣議で決めるべき内容を実際には首相の諮問機関でしかない安全保障会議で事前に決めておくということになるんじゃないやありませんか。

最近中曽根首相は、私がたびたび指摘しましたように、私的諮問機関をつくつてはそこで出てき

た意見で国政の方向づけをやっている、自分の都合のいいように。この安全保障会議で緊急事態対処方針を決めるということになると、そしてあんなの発言から考えると、まさに閣議なんというものはそつちのけでこの安全保障会議で決まったことがやられていく、こうなるんじゃないですか。こうなるとこれは憲法上、法律上の問題が出てきます。どうなんですか。

○後藤田国務大臣 私が申し上げておるのは、重大な緊急事態が発生をした、こういう事態は多くの各省庁に關係を持つわけでございまして。ところが、現在の仕組みでいきますと、關係してある役所の数が多過ぎる、そこでなかなか政府としての基本方針といひますか考え方を決まらぬ、これは国民の命と財産を守らなければならぬ、という行政の最大の責任が、行政の権限の争いといひますか各省割拠の弊のために、適時適切な措置ができないおそれがあるじやありませんか。その際に、やはりトップダウンで少なくとも方針だけは決まらねえやならぬでしょう。その方針を決めるときに閣議に報告はしない場合もある、常日ごろからのスタッフ、組織というものは強化をしておく必要がありまして。それをやらせていただきます。

そこで、基本方針が決まれば、物によつてはその基本方針それ自体を閣議にかけなくてもあり得るかもしれない、閣議に報告するかもしれない。しかし、それはどの大方針といったようなものでない場合には閣議に報告はしない場合もあり得るかと思ひますけれども、大体私は閣議報告には少なくとも思ひます。そうすると、その基本方針に従つて今度は各省が実施をするわけですから、その実施の過程においては既存の法律の体系できちんとしたあれが決まっておりますから、各省はその方針に従つて仕事をしております。その過程においては、次官会議に付議して閣議にやらなければならぬものは次官会議、閣議になるし、その省独自でやつて必ずしも他省庁に直接の

關係がないといったような事項も物によつてはあるかと思ひ、それはそれで各省でどんな仕事をしたいければよろしい。こういうことでございまして、いざいざにせよ、この安全保障会議というのは具体的措置を実行する機関ではない。基本方針の方針というものが決まらなくて今まで大きな穴になっておりますから、その考え方を決めてそれに従つて各省の既存の組織、既存の法令で仕事をやつてもよろしい、こういうことでございまして、そこはひとつぜひ御理解をしておいていただきたいと思ひます。

○矢山委員 それは言葉はなかなか多く説明されたのですが、基本方針、マニニアルが安全保障会議で決まった。それを安全保障会議でやろうとするのは、關係各省庁があるといひます。異なる意見が出てなかなかまとまりつこない。だから、あらかじめそういうところで基本方針、マニニアルを決めておいて、それで実行はそれぞれの省庁にやらせるのだ。省庁は決まったことをそのまゝやるわけですよ。しかも閣議へかけるかかけぬかはわからない。マニニアルのごときものは閣議に報告もしない。基本方針でも全部が全部報告されるのではない。しかし、方針は方針として決まり、マニニアルはマニニアルとして安全保障会議で決まっております。そしてこれでやつていきなさい。これでは、安全保障会議に参加してない關係は何もわからぬ。これは今の内閣制度からいふと問題なんじゃないですか。私は問題が残ると思ひますよ。この安全保障会議に参加してない關係はそれこそ何もわからずに、決まったことをこうやれ、ああやれ、そしてそれをやつていくだけだ。ましていひやうや、国会が何もわからぬ。これは私には大変な問題だと思ひます。これは、今日の憲法体制下における内閣制度としてははつきり逸脱してまいります。こういうものをつくらうというのだからとんでもない話ですよ。今の議會制民主主義の否定ですよ。内閣制度の否定ですよ。私はそう思ひます。どうなんですか。今の御答弁では納得できません。

○後藤田国務大臣 行政はあくまでも現在の憲法秩序の中でやるわけでございまして、これが憲法秩序に反するようなことをやるはずもありませんし、そんなことをやろうとしているわけではございません。それは今でも、事柄が何かある、そうするとそれに対して關係の關係の協議で方針は決める、それは何れでもやつていくわけですよ。それで、それは物によつて閣議に報告していくこともありましようし、その方針によつて各省仕事をし、閣議に上げる事項であれば閣議に上げるというものを幾らでも今やつておるわけでございまして、これで内閣制度に反するなんというふうなことを私は毛頭考えておりません。これはほかにも幾らでもあります。

○矢山委員 緊急事態に對する重要な問題を限られた閣僚だけを集めてやつて、基本方針を決め、マニニアルを決め、それが閣議に報告されるかされぬかわからない。マニニアルのごときは閣議報告もない。まして閣議の決定もない。そうすると、決まったことをやらされるだけです。これは内閣法に「内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。」とある。これは「閣議によるものとする。」ことになっていませんよ。閣議は空洞化されますよ。そこにこの法案の持つておる問題があるといふことを指摘しておきます。

しかも、後藤田長官は本會議での答弁で、安全保障會議で決めたことで、既存の法律等で国会の承認が必要とされておる場合には、当然その手続がとられることになるとおっしゃつておるのです。が、そうすると、法律で国会の承認が必要とされていること以外、これは国会にも報告しないといふことですね。そうですね。

○後藤田国務大臣 しばしばお答えしておりますように、この會議は実施の機關じやない。物の考え方、基本方針を決める。そして、その基本方針に従つて、既存の法令に従つて、各省それぞれに所管に応じて仕事をやらんだ。その仕事を進めるに際して、各省として閣議に報告すべき事項は閣議に報告していただきますから、そこは何らの変わ

りはないのであって、特別に閣議を軽視しておるとか国会を軽視しておるとかといったものではございません。既存の体系の中で、国会への報告事項と決まっておるものは当然国会に報告をいたします、報告事項と決まっていらないものについては国会に報告しない場合もある。しかしながら、重要でこれはやはり国会に、立法院に事前に話した方がよからうとかあるいは報告した方がよからうといったようなものがあれば、それはそのときどきの判断で国会に報告して一向に差し支えない、私はかように理解をいたしております。

○志賀委員長 矢山委員にお願ひ申し上げますけれども、申し合わせの時間が超過いたしましたので、御協力をお願いいたします。

○矢山委員 少しずつ向こうの答弁が暇が要ったから、その分だけもう二、三分で終わります。

要するに、今の答弁ではっきりしたのは、必ずしも全部が全部国会には明らかにされぬということが明らかにしたわけですね。私が先日出した質問の答弁書で、昭和五十年以降だけでも、内閣の案件で不公表とされているものが十七件あります。ことしに入ってから今日までそういうものはあるのかないのか、これが一つ。

それから、不公表とされているものの各年度の件数のうちで、閣議決定と閣議了解の件数はそれぞれ幾らか、これもわかれば言ってもらいたい。ところが、それぞれの案件の所管省庁と名称は何か、内容を全部公表しろと言っているわけではないのに、この案件の所管省庁と名称については答えられないという、これは回答が参っておりません。こういう閣議の問題ですら答えられないというものがどんだある。

それから、五十九年の十二月に、日米の制服組のトップで署名した日米作戦計画がありますね。これについて昨年の予算委員会では質問いたしました。ところが、そのときに防衛庁は、秘密を盾にして、その共同作戦計画の正式名称も言わない、秘密だと言う。では、秘密の登録をした年月日はいつか、これも言わない、秘密だ。では、登

録番号は何ほか、これも秘密だから言わない。全く何にもわからない。これくらい国会をばかにした問題はないのですが、しかしながら、そのときは、日米間の共同作戦計画が合意をされたという事実だけは国民にはわかった。中身は何もわからなくてもわかったわけだ。ところが、閣議の案件というのは国の政策の重要な部分について決定されるわけでしょう。そういうものが全然、どういうものが決められたのか、何についてどういう決り方がされたのか、さっぱりこれは明らかにならぬ。私は、これくらい独裁的なやり方はないと思うのです。

そういうやり方をしておるところに、安全保障会議をつくって、緊急事態や有事の対処方針あるいはマニュアルを決めていこう、それが閣議にも報告されないものもある、まして国会にも全部報告されない場合がある。そうすると、これは実際に、内閣はこういう組織機構をつくって何をやるのか、国民はそういう不安を抱かざるを得ないので、私は、そのことを申し上げまして、時間がいささか足りません、まだ問題が残りました、これで質問を終わります。

しかし、私は、あくまでも、先ほど来申し上げましたように、法律で規定すべきものを政令に移していく、あるいはまた内閣が今まで国会にとってきた姿勢、あるいは先ほど言いました心理戦の研究もなされておるがこれもさっぱり事態が明らかにされない、そしてそういう中で危機管理の体制だけが強化をされる、その重要な部分である安全保障会議設置法案には、絶対に賛成ができないことを申し上げて、質問を終わります。

○志賀委員長 本会議が開始されますので、この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時五十三分開議
○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。滝沢幸助君。
○滝沢委員 委員長、御苦労さまです。長官、大臣、御苦労さまです。

そこで、実は、安全保障会議設置法につきましては、私は本会議で総理に質問を申し上げておきましたので、そのことの繰返しになりますけれども、どうぞひとつ御親切に御答弁を願いたいと思います。特に、この法案につきましては、本会議で申し上げましたとおり、原則的には政府の努力を多とするという立場をとっております関係もございまして、きょうお伺いいたしますことにつきまして、我々の不安を解消していただき、かつ、我々の要求を入れていただくような措置が講ぜられるならば、賛成を申し上げます。どうぞひとつ意のあるところを酌んでいただいて御答弁を賜りたいと思います。

初めに、この法案、つまり国防会議にかわりまして安全保障会議を設置するという法案が提出されました基礎的なおぼえ、そして政府をして提出の決心をいたさしめたその条件、ないしは今日に至りますまでの経過というものを、お伺いしておきたいと思ひます。

○堀田政府委員 最近の我が国におきましては、いわゆる高密度工業社会となっておりまして、また同時に、国際的にも諸外国との関係において非常に緊密化してまいっております。こういう状況がございまして、これは御承知のとおりであります。内外におきまして、国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事態が発生するいわゆる潜在的な可能性というものが、こういう状況下において高まっております。そして、こういう我が国に重大な影響を及ぼすおそれのある事態が発生いたしました場合には、迅速的確に政府の方針を決定しこれに対処するということが、極めて重要な課題となっております。このように認識いたしております。そこで今回、第二臨調及び行革審等の提言を受けまして、重大緊急事態に対処する内閣の総合調整機能の整

備を図らうとするその一環といたしまして、安全保障会議の法律案を提案させていただいたわけであります。

従来から、我が国の行政は、下からの積み上げ方式といえますか、いわゆるボトムアップ方式によつて意思決定が行われているわけでございまして、けれども、事案の処理に緊急を要するような場合に、関係各省の意思がなかなか決定されないというものが実態でございまして、したがって、そういう場合には、時によりトップダウン方式のやり方で、迅速的確に方針を決定する必要があるという面も否定できないと思ひます。そういう意味で、日ごろから総理に対するスタッフ機構を強化して、いろいろな事態を想定しながら、現実な事態が発生した場合に、関係省庁との連携を密にしなが総理大臣の補佐をしていこう、こういう必要があると考えたわけであります。

そういう意味から、従来の国防会議の所掌事項でございまして、その一国防に關する重要事項についてはそのまま引き継ぐということにしながら、有事に至らない段階で、有事に至ることがないように、国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事態をあらかじめ処理せよという意味合いから、安全保障会議とその事務をつかさどる安全保障室を整備しようとするものであります。

○滝沢委員 実はそのところが、だれが聞いてもわからぬのであります。いろいろと国際状況等を判断した上で、国の安全を保障する措置を強めたいということ、今度の提案になったというならば、わからぬでもないけれども、有事のときは国防会議の状況のままでもいいんだ、有事に至らない段階で問題が生じたときというふうな言い方がわからぬのです。

じゃお伺いしますが、戦後四十年どころから侵略等がありませんでした。そして内乱のような状況もございませんでした。これは幸せと言わなくてはなりません。しかし、仮に今日までそのような事態があつたと仮定したならばどうなつていたでしょう。何らの問題点もなくその困難を克服し

てこれたとお考えですか。そうならば、これからの審議にも安心して応じられるというものであります。長官、いかがでしょう。仮定の問題は答へられませんが、吉田茂様がおっしゃったこともありましたが、ひとつ答えてちょうだい。

○後藤田国務大臣 国防法案の方は従来のまま引き継いであります。これはおっしゃる通りに、今日まで四十年間特別な事案はなかったと思ひます。いわゆる自衛隊の出動といったようなことは、私はなかったと思ひます。それはそのままで、私はなかつたと思ひます。それから国民生活上の問題については、それなりの体系ができております。それから警察であれば、警察の非常事態宣言という措置もありますし、あるいは国防法案でありますけれども、治安出動というふうなものもございます。

しかし、私は、今までの例の中でも、今度のような措置があつたならばもう少し適切に、もたもたしないで処理ができた事案は幾つもあったと思ひます。その例として御質問のときよく挙げているのが、ダッカの問題であるとかミグの問題であるとかKALの事件であるとかというものを申し上げておいて、こういふ今私どもが考えているような仕組みができておれば、もう少し適切な処理ができた、そして、はつとすることができておらず、決して済むというのを考えるわけでござい

○滝沢委員 防衛庁長官、先ほど申しましたとおり、戦後四十年、我々はいわば戦火を交へることがなかった、幸甚なことであります。仮に今日まで他国の侵略等があつたと仮定したならば、あなたの自衛隊は日本の安全を守り得ましたか。

○加藤国務大臣 先ほど委員がおっしゃいましたように、仮定の問題でというのはなかなか難しいのであります。基本的には、我が国の自衛隊と日米安保体制、我が国の防衛のこの二つの柱というものは有効に機能しておりますし、仮に過去にそういうことがあつても有効に機能した、こう思

つております。

ただ、自衛隊が現実に対処するというような仮定を非常に理論的に考えてみますと、例えば装備が足りないという部分は常にいつでもあることとございしますが、その中でも、継続能力を中心とした後方というものはもうちょっとしっかりしていなければならぬのではないかな、こんなふうに思つております。継続能力といふと、じつと耐えて戦い続けていく、いろいろな物資とか、特に弾薬なんかの数量の問題であらうと思ひます。それからもう一つは、午前中も御議論いただいたとおり、そのときにおける法律の体系が十分なるものが今想定されていないわけでございます。その辺で若干幾つかの困難性が出ていたのではないかな、こんなふうに思ひます。

○滝沢委員 じゃ、その議論はしばらくおくといたしまして、これから三つ四つお尋ねしますことは、我々がこの法律案につきまして賛否の態度を決する一つの材料としてお伺ひさせていただきまので、ひとつ明確にお答えをちょうだいしたいと思います。

一つは、この会議の名称であります。我々がかねがね「国家安全保障会議」というものを設置すべしと主張してきたところであります。しかし、提案は「国家」という二文字がないのであります。これを私は本会議では、政府みずからが国家といふものを軽んじている、ないしは総理大臣も国家といふものをむしる恥じていらつしやるのか、こう申し上げたのであります。御答弁は、「国家」という文字をつけると何か物々しくてどうもかたい感じがしますからという。そんなあなだ、どこかのホテルの名称じゃありませんし、やわらかい感じとか、お客さん受けがしますようになんといふのは話になりません。

そこで、端的にお伺ひいたしますが、「国家」という文字を抜いた、あるいはまたつかなかった発想の原点は何ですか、長官。

○塩田政府委員 安全保障会議は国防会議の任務を継承しておりますが、それ以外に、御承知のよ

うに今回は重大緊急事態を所掌する、こういう考え方であります。ということはいわゆるナショナルセキュリティという言い方をしますと、どうしても外部からの攻撃、外部からの脅威に対して我が国を守るというニュアンスが強いことになりますので、今回の場合は、重大緊急事態というのは何れも外部からの脅威ばかりではございせんので、そういう意味で、いろいろ議論をいたしたけれども、「国家」をつけない方がいいのではないかと、第一点でございします。

それから第二点に、同じくいいます。今までに各党あるいは各民間の機関等の御提言の中に、国家安全保障会議といふものをつくるべしといふのがございました。また現実には、諸外国の例を言いますと、アメリカとか韓国とかは国家安全保障会議といふ名称を使つております。そういうものの内容を見てみますと、いずれもいわゆる国防事項のほかに、もちろん国防に関連することではありますけれども、国防に関連することの経済とか外交政策とか、いわゆる総合安全保障政策といふものを所掌する、その調整なり策定を行つていふような内容になっておりました。そういう内容の場合に「国家」という名前をつけている例が、すべてというふうには申し上げませんが、圧倒的に多いこととございします。そうしますと、今回私どもが御提案申し上げている安全保障会議は、そういうものとは異なつておるといふふうに判断をされたわけでありました。

それからなお、これは第三点として申し上げておきたいのですが、今回私どもがよりどころにいたしましたところの行革審の答申におきまして、「国家」という名前をつけないで、安全保障会議を設置しなさいという提言になつておるわけでありました。

○滝沢委員 防衛庁長官、国家とは何ですか。

○加藤国務大臣 改めてそう聞かれますと、なかなか定義というのは難しいと思ひますけれども、やはり地理的な条件とか民族的な条件等いろいろものを加味しながら、一つの集合としてとら

活しているという意識のある一つの広がりだらう、常日ごろはそう思つていますが、では、連邦とどういふ違いがあるのかとか、それぞれ多民族がどうなるのかとなりますと、ちょっとその辺の定義は、今こゝう立派な国会で答弁できるほどのしつかりした定義を私、持ち合わせておりません。

○滝沢委員 長官がおっしゃるようだと、国家といふのは、意識を持つて一緒に生活する集団だ。そうならば、おのれの意思によつて入会したり退会したりできるけれども、人間は生まれる以前に国を違ふことはできない。生まれてみたら日本国民なんだ。それは日本国民が嫌になつたら、国を離れてよその国の国籍を取得することもできるかもしれない。しかし、生まれる以前に既に日本人、生まれてみたら日本人、このことは動かしがたい運命ですから、そうならば、日本の国に生まれたがゆえに、日本の安全保障がきちんとならないがゆえに、とうとい命が奪われるというふうな状況があつてはならない。それがゆえに防衛庁長官が苦勞していらつしやるのじゃないでしょうか。

私はそういうふうに思ふのです。

そうならば、先ほど局長が答えていただきましたのは、外からの侵略等に対する措置は、国家の安全という、「国家」という名を冠するにふさわしい。しかし、今度の提案はそうではなくて、何か内部からのいろいろの状況の変化に対応しようといふものでありますから、国ないしは国家といふのはいかぬというふうなことであります。内からの揺さぶりであろうと外からの侵略であらうと、同じじやありませんか。国の安全が脅かされて、そこにとうとい命が危機に瀕しているという状況が生じたらば、国家の責任においてその安全を保障しなくてはならぬ、政府の責任においてと言つてもよろしい。これがどうして国家の安全を保障する国家安全保障でないのでしょうか。内からのものは国家じゃない、こゝういふ認識のところにもそもそ政府さんのほつきりせぬ姿勢があるのじやありませんか。人気取りの政策の一面とし

て、今回のこの提案、特に「国家」の文字を冠しないという態度があるならば、我々はまことに頼りない、ないしは無責任な態度と断ぜざるを得ないのであります。

そこで、一つ端的にお伺いをいたします。これは大事なことでありますから、長官からお答えを願いたい。

「国家」という文字を冠するように修正をされる考えはありませんか。イエスかノーかで結構です。

○後藤田国務大臣 政府としては、原案が一番いいんだ、こういうことで御審議をお願いしている以上、原案どおりぜひひとつお認めをいただきたい、かように考えるわけでございます。

○滝沢委員 政府の考えはわかりました。

次に、事務局のあり方ですが、拝見しますと、内閣官房に安全保障室というものを設ける、ここが一切の元締めだ、こうなっているのではありませんが、国防会議においては事務局が独立して機能していたのに、どうしてそれが今度は内閣官房に入り込んでしまったのかというのを我々はむしろ不思議に思うわけであります。従前どおりあるいはそれ以上の権威のある事務局を設置する必要があるのではないかと。しかもその長たる者は相当の立場の者でなくてはならぬ。名称のごときも例えば事務総長というふうなことで、日本の国の生命、財産、安全を保障するという非常に重大な会議でありますから、これが組織要員は後でまた申し上げますが、いずれも重要閣僚であります。その中心となるべき事務局が原案のようなことでは権威にかかわる、十分に機能し効果を得ないだらうというように私は思うのであります。いかがなものでしょうか。

○塩田政府委員 現在の形の国防会議事務局というものをそのまま安全保障会議事務局という形で持っていたらどうかという御趣旨だと思ひますが、もちろん私もそういうことを検討はしたわけでございます。いろいろ考えましたけれども、現在の国防会議事務局を今度もし仮に安全保

障会議事務局という形でいきます場合には、当然のことながら内閣官房とは別個の組織になります。したがって、その持つております権能、仕事、任務といえますものは、当然のことながら安全保障会議の運営に関する事務ということになるわけであります。今回の案のように、内閣官房に設置されます安全保障室で行うということになりますと、内閣官房が持つております行政全般についての調整権能の一部を受け持つ、こういうことになりまして、実質的なことを考えた場合には、安全保障会議の事務局を行うと同時に、内閣官房の一部として総合調整権能を持つておられる方が、いろいろな意味で仕事はやりやすいし、またよくできるのではないかとようなことも考えまして、今回のような案にいたしましたわけでありまして。

なお、その場合に、安全保障会議事務局と内閣官房の安全保障室とを別々に同時に併存するという考え方もあり得たわけでありますけれども、それも私も、今回の行革というものの趣旨から考えてとるべきではなからうというふうに考えまして、今回の案にいたしましたわけでありまして。

○滝沢委員 これも端的にお伺いいたしますが、これからでも原案を修正して、従来の事務局をそのまま残す、ないしはこれを強化するというふうな修正されるお考えはありませんか。

○後藤田国務大臣 先生のおっしゃる意味は私も理解できないわけではありませんが、もう少しはつきり強化した方がいいではないか、こういう御意見だろうと思ひます。しかし、私は実際はそうではないのではないのかと理解をするのです。それはやはり、こういった重大緊急事態の処理と一緒にやる場合は、これは極めて各省に利害関係の深い事項でございますから、総合調整をやらなければならぬわけですね。そのときに、行政の実態は、なるほど総理大臣の下に事務局長を置いてやうな方が総理大臣の命令でやるのだからいいではないか、そのとおりなんです。そうは動かないのが私は行政運営の実態であらうと思ひます。

過去の経験も、この国防会議ができた当初は、私も時々一緒に話をして話したことがございますが、まさに総理と余り開かないぐらいの人がやっておりました。そういうときは相当なあれができたのです。しかしながら、そういった任命ではなくて、だんだんいわゆる役人が年次区分に従って任命をせられていくようなことになりました。と、総理が一々各省調整をやるわけじゃありませんから、局長自身がやらなければならぬ。とてもじゃないが、局長で総合調整なんてできるような事態ではございません。やはり全体を総理の命を受けながら各省に対して総合調整の権能を発揮しておられる内閣官房におきまして、そして内閣官房長の指揮のもとに、指図のもとにやる方がはるかに調整権能を発揮することができ、これが実態でございます。

したがって、私も、今度の改正の方が本当の意味での強化になっておるのではないのか。形式的な論議からいえば、なるほどそれはおかしい、総理の下にあったものが内閣官房の方に入っていく強化になるんではないかという感じがしないかと。日本の今日の行政組織の中の運営の実態を見れば、そうではない、内閣官房に置いた方がはるかに有効である、私はかように理解をしておるわけでございます。この原案を改正しろという御意見はわかりますけれども、今直ちにそれをやるという考え方は持つていない、かようにお答えを申し上げます。

○滝沢委員 それならば、官房長官が事務局長を兼ねるといふように書いた方がわかりやすい。そうならこれはちょっと進んでくるのじゃないですか。その方がわかりやすいのじゃないですか。

さて、次に組織のことですが、これも本会議で申し上げたことであります。経済企画庁長官も入っておりますが、私たちは、今回の提案の閣々を見ておまして、経企庁長官よりはむしろ運輸大臣ないしは郵政大臣というふうな方々に入

っていた方がより効率的ではないのか、こういうふうに思うのであります。これは簡単に伺いたしますが、まだ時間がありますから、この構成要員について、申し上げたように経企庁長官にかわって運輸、郵政大臣を入れるというふうに変えられる考えはありませんか。

○塩田政府委員 経済企画庁長官を存置いたしましたのは、従来からの国防会議の任務を継承しておること、その国防会議における経済企画庁の任務といえますが、経済政策の方針、企画を任務とする同庁所管の重要性ということで、これは引き続きメンバーになっていただくことにいたしました。

また、運輸大臣あるいは郵政大臣等を入れる方が現実的ではないかという御指摘につきまして、私も、私も随分検討はいたしましたので、すけれども、こういう重大緊急事態の対処に当たっては、原則的には迅速的確に処理したいという要請が片一方でございますので、恒常的機関としてはなるべく人数が少ない方がいいという一方の要請がございます。そこで、実際にはどんな事態が起こるかわかりませんが、起こった事態によっては、運輸大臣であっても郵政大臣であってもぜひ御出席をいただいて十分意見を述べていただく、こういうふうにする方が現実的ではないかと判断をいたしましたものであります。

○滝沢委員 私が承っているのは、どうしてこれを入れたか入れないかということじゃなくて、修正される考えはないかということなんです。これは賛否の態度を決定する一つの要素でありますから伺っているわけですね。簡単に答えてください。

○後藤田国務大臣 政府としては、原案が一番よろしいということで御提案申し上げておるわけでございます。原案どおりお認めいただければ大変ありがたい、かように思うわけでございます。○滝沢委員 長官、日本政治の不幸はそこだと私は思うのです。実はほとんどの法案について、各党の賛否が提案前にもう分かっているのです。

そして、一週間やろうが十日やろうが二十日やろうが一年やろうがこの賛否は変わらないのですよ。そうではなくて、提案する者はもっと謙虚な態度で、一応の考え方はまとめて提案するけれども、議会の審議の中で意見に従って修正にも応ずるといふ柔軟な姿勢がない限り、民主主義は有効に機能しないのじゃないかと私は思うのです。

それから、我々議員ないしは政界の方も、最初から賛否の態度をはっきりするのではなくて、意見を聞いてみようじゃないか、内容をよく審議しようじゃないか、そうした結果、賛成し得るものであるかないかは我々の意見を多少なりとも政府がのんで修正に應ずるならば賛成もいたそうというところが議会じゃありませんか。そうでないならば、何も長い時間をかけて議を開かぬでも、提案即採決ということでもよろしいわけですから。最初賛成であったような態度の者が、いろいろと議論しているうちに、これはどうも賛成しかねると議論することになることもある。最初反対のニュアンスが大変濃かった政党ないしは議員等も、いろいろと議論しておりますうちに、自分の提案等も入れてちょうだいしたということと賛成に変わることもあろう。これが民主主義の妙理だと私は思うのであります。長官、いかがなものでしょうか。多年の御経験の教訓を聞かしてちょうだいしたい。

○後藤田内閣大臣 私、国会の審議というのは滝沢先生のおっしゃるとおりだと思ひます。ただ、修正に應じるのかどうかという御質問でございますので、政府としてはこの原案を是なりとして提案させていただきますわけでございます。それから、でき得べくんば原案どおりお願い申し上げます。この御審議で各党が意見一致して、これはこういうふうに修正すべしということになれば、それに政府が従うのは当然これは民主政治の基本であらう、かように考えておるわけでございます。

○滝沢委員 さて、時間も半ば過ぎましたので、話題を変えていただきます。防衛庁長官、今日まで自衛隊が出動いたしました回数ないしはその動員された人数ないしは内容等を、簡単にいってしまふと今日までのことを御報告いただけますか。

○西廣政府委員 自衛隊の行動につきましては、自衛隊法の第六章に防衛出動以下各種の態様が九種類ほどあるわけでございまして、自衛隊発足以来現在まで、そういった形で出動といふますか行動をとったものは、災害派遣と領空侵犯に対する措置、この二種類だけでございまして。

災害派遣につきましては、自衛隊の前身である警察予備隊発足以来本年三月末までの実績で、件数にして約一万八千件、派遣勢力としては、人員が約四百十三万人、車両が四十三万両、航空機が延べ約三万機、艦艇が延べ約九千隻というところでありまして。

それから、領空侵犯に対する措置につきましては、この実績は要撃機の緊急発進の回数で申し上げますと、これは昭和三十三年四月以来でございまして、本年三月末までに約一万三千回緊急発進いたしました。

○滝沢委員 ところで長官、自衛隊の装備は非常に古い。大体日本の自衛隊そのものが張り子のトラだと言われているわけですが、装備も何か楠木正成が得意とした戦法のように、遠くから見ればなるほどいかめしいというふうなものじゃないかと言われているようにあります。そこで、装備は近代戦力として十分なものですか、それともまさに古いものであります。か、いわゆる実戦の役に立たぬのじゃありませんか。立ちますか。

○加藤内閣大臣 装備の具体的な内容については政府委員よりお答えさせていただきますと思ひますが、よく自衛隊は張り子のトラで何の役にも抑止力にもならぬのじゃないかという御議論がございしますけれども、私はそうは思ひません。もちろん、我々の国の防衛力は海外に攻めていく能力を持ちません。これは憲法の精神から禁じられておりますし、専守防衛に徹しておりますが、この国を守るための抑止力という意味では、

ある部分については確かに古いものもありますけれども、しっかりとした装備を国民の貴重な税金をもつて私たちは装備させていただいております。そしてそれは我が国に対する侵略防止の立派な抑止力になっておると思ひますので、単なる何の意味もない張り子のトラ、かかしにすぎないのではないかとこの御認識はぜひ御修正いただきたいと思ひます。

○滝沢委員 せっかくさっきから修正を迫っておりますが、今度はそれから修正を言われまして、(笑)

この間、中国に渡ってまいりました。御存じのように中国は四百五十万の正規軍、民兵一億と言われているわけであります。そこで、日本の自衛隊の定数について、何か今度の防衛二法の中で幾らかのそれこそ増員も用意していらっしゃるようなことでもありますが、陸十八、海四、空四と記憶しておるものでありますけれども、これは一面からいうと、車両ないしは兵器それだけのものに要する兵隊さんの人数、つまり車両とか兵器ごとの定数がありますね、それといわば戦車なら戦車、車両なら車両についての総体の数といふことの掛け算においては、甚だ合点と聞いておりますが、いかがなものでしょうか。つまり飛行機だけでは飛べませんね。これに乗る兵隊さんが必要になるでしょう。これが定数法に抑えられて、つまり無人飛行機でなくちゃだめだ、無人戦車でなくちゃだめだ、無人砲でなくちゃだめだというふうなことになるんじゃないでしょうか。

○西廣政府委員 自衛隊の人員、定数につきましては二つ考え方がございまして、一つは陸上自衛隊の考え方でございますが、陸上自衛隊については、各国ともそうなんですけれども、まず人員の枠組みというものがございまして、これは「大綱」で決められておりますように自衛官十八万人というところで、現実にも法律的にも十八万人の定数が認められていてございまして、この枠組みを基本にいたしまして、師団を幾つ作る、そしてその中の師団がどういった装備を持つかということ

で、まず人員を基本にして基本的な部隊の枠組みなり装備を考えていって、現実の必要とする防衛力を達成するためにどういった質の装備を持つかというふうなことで組み上げておるわけでございます。したがって、陸上自衛隊につきましては過去十数年間、それ以上にわたって、十八万人という固定した枠組みの中で、逐次装備等を改善しながら部隊を改編していつているということでございます。

一方、海・空につきましては、人員の枠組みというところではなくて主要な装備、例えば航空機であるとかあるいは艦艇でありますとか、そういったものを中心に防衛力というものを考えておりますので、ある装備をつくると思はしますと、それに必要な人員というものをその都度ふやしていっていただくというやり方をやっております。したがって、今国防衛二法でお願いをいたしておりましたのは、海・空の部隊については、過去の予算でお認めをいただきました航空機なり艦艇、そういったものが今年度に当たって就役をしまひます。一方、それに必要な人員をお願いをいたしております。一方、その間退役をしまひていく航空機なり艦艇がございしますが、そういった人員で要らなくなった人員を差し引きまして、どうしても不足する分については、お願いをいたしておるというのが現状でございます。先ほど先生の御質問にもありましたように、海・空につきましては、人員が認められたけれどもそれに配備すべき人間がいまいというところで、極端に言えば幽霊船みたいなものでございまして、このことについて、現実には、ほかのところから持つてまいってそれぞれの充足を下げるということによって何とか運航はいたしておりますが、現実には防衛行動をとるについては足らない状況になつてしまふということを御理解いただきたいと思ひます。

○滝沢委員 陸上の十八万というのは今欠員があるのでしょうか。幾らありますか。いつから欠員のままですか。

○西廣政府委員 おつしやるとおり、陸上自衛隊の充足につきましては、もう既に二十数年、三十年近く、ある程度、十数%の欠員を抱えております。これは陸上自衛隊は、先ほど申しましたように一つの枠組みを示すものでありますので、自衛隊の立場からすれば常に平時から一〇〇%充足されておるといふことが望ましいことは間違いないわけでございますが、一方、有事急速に補充でき、かつ、さほどの練度といひますか、日ごろから特殊な技能なり知識を持たなくてもいいものも全くないわけではございません。そういう点、各国とも、平時における陸上部隊の充足については、最も経費効率のいいものを何らかの工夫をしながら探っているのが実情でございます。

現在、陸上自衛隊の充足率というのはかなり低いところでございますが、それで私も決して十分とは思っておりませんけれども、財政の事情等も勘案しながら、最も効率のいいものの中で、できるだけの練度の向上を図っていきたいと考えておるわけでございます。

○滝沢委員 いや、幾らの欠員がありますか。それはいつからそういう状態ですかと聞いているのです。この理由とか何は結構です。

○西廣政府委員 年間の平均的な充足状況が八六・四%ということでございますので、実質的には恒常的に一万数千人の欠員があるということでございます。

○滝沢委員 予備自衛官の再教育はどういうふうにしていらっしゃるんですか。

○西廣政府委員 ちょっと間違いましたので修正させていただきますが、二万五千人くらいの欠員があるということでございます。

○大高政府委員 お答え申し上げます。

予備自衛官の教育訓練の内容でございますけれども、訓練といたしましては、自衛官を退職しまして一年未満で予備自衛官に就職された者につきまして、招集期間一日間の訓練といたしております。それ以外の予備自衛官でございますが、これは招集期間五日間の訓練、通常五日訓練

というふうにして申しておりますが、これを行っております。一日訓練では、予備自衛官としての使命感を高めるための精神教育、それから服務指導、こういったもので八時間の教育を行っております。五日訓練では、小銃の射撃、それから体育、それから戦闘職種あるいは支援職種というふうないろいろな職種が分かれてございまして、この職種別の訓練、それから予備自衛官としての使命感を高めるための精神教育等、これを陸上自衛隊、海上自衛隊ともに四十時間教育を行っておりますという状況でございます。

○滝沢委員 ちょっと話が変わりますが、万が一侵略ないしはそのおそれがあるような状態になりましたら、陣地の構築等が必要な場合において、一つの海岸なら海岸、そこでこの松の木も切らなければならぬあるいはこの丘を必要とするというときに、どういう手続でそれができますか。所有権との関係が何かあります。その土地や物件の。

○西廣政府委員 通常の場合は、やはり個別の契約によって借り上げるなりして陣地を構築するという形であろうと思ひますし、防衛出動下令後になりますと、仮にその所有者から契約によってそこを借り上げることが困難な場合には、自衛隊法の百三条によりましてこれを強制的に使用する権限が持てることになっております。

○滝沢委員 その折衝等が困難な場合に使用する権限というのは、これはいわば私権との関係はどうなりますか。契約が基本的には必要だ、しかしその交渉等をするのが困難な状況のときは使用権がある、こういうふうな今の答弁を聞いたのであります。それはいわば緊急事態と有事実とかが、交渉する等が困難な場合というのはどういうときですか。

○中央府政委員 自衛隊法の百三条では、今お話しございましたように、防衛出動が下令されましたら、自衛隊の行動に係る地域におきまして、今御議論がございしますようなことで、例えば土地、家屋あるいは物資、そういったものを使用するとか

いう必要がございましたときに、都道府県知事が長官等の要請に基づきましてそういったものを使用できる、あるいは収用できる、こういう規定になっておるわけですから、でございますから、その限りにおきまして、その緊急有事の特別の事態におきまして、所定の手続を経た上のことではありますけれども、その意味で、私権が通常の形態と違つた形で制約を受けるということはあり得るんだらうと思ひます。

○滝沢委員 それは、例えば裁判でそれを排除する手続等がとられることがありませんか。

○中央府政委員 その百三条の六項には、「処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない」というふうに書いてございまして、普通の行政事件としてはちよつとそこの辺のところが、そういうことでやつたこととございしますから、裁判上のとめ方ということも、これはちよつと普通の形ではないということにならうかと思ひます。

○滝沢委員 重大緊急事態ということがいろいろと議論になります。抽象論ではまことにわかりませんが、関東大震災とか何とか言われておりますけれども、緊急の事態というものは、いわゆるいろいろと言われておりました有事でありますか。同じですか。

○田村政府委員 今回の法律で御提案申し上げております場合の「重大緊急事態」といいますものは、今おつしやつた有事の場合も含んでおります。有事というのは国防事態ということで、従前の国防会議、今度の第一項の方、こういうことになりまして。

○滝沢委員 時間が少なくなつてきましたから質問も端的にしますから、御答弁もそのようにお願いしたいと思います。

それでは、有事の場合を考えない、ちよつしやるのであります。これは緊急事態でも結構です、あるいはまたわかりやすく侵略等の行為があったときでも結構であります。そのときは、例えば交通ないしは食糧、あるいは言論までも、な

いしは電力その他のエネルギーというふうなもの、ないしは経済の全般にわたつて統制等を行うことができませんか。また行ふ必要がございしますか。いかがなものでしょうか。

○中央府政委員 具体的なケースが定かでないところもあるわけでございますが、恐らく先生の今御質問のことは、私どもが有事法制研究の第三分類と言つております、まあどこでございしますか、その担当する省庁が不明でございまして、目下のところ政府全体で取り組まなければならぬ、そういう分野に属することかと存じます。

○滝沢委員 さつぱりはつきりしません。緊急な事態ないしはこれは有事と言われても結構です、いかなる表現をしましても、いざ事ある場合には国民の固有の権利というものを制限する必要、あるいはまたそれができるか、こう聞いているわけですか。いかがですか。

○中央府政委員 憲法によれば、公共の福祉の範囲でということで基本的な人権がそれぞれ規定されていられるものもあるわけでございますから、そういう公共的な、公共の福祉を保つという基礎といひますか、そういう前提のもとで適法な手続、つまり法律をもつてすれば、そういった基本的な人権といひますか所有権といひますか、そういったものに制約を設けるといふことは全く不可能というわけではないと思ひます。

○滝沢委員 はつきりしないです。今の法律であることはできるくらい、だれだつてわかるじゃありませんか。

長官、どうですか。そういう状態になったときに国民の固有の権利も制限する必要があるか、あるならばできるか、今の法制のもとでどの程度できるか、それをしないまま自衛隊は十分に活動できるか、成果を上げることができるか、こう聞いているわけでありまして。両長官、どうかひとつきちんとはつきりしたお答えをしてちょうだい。

○加藤國務大臣 先ほど政府委員が申しましたように、自衛隊法百三条によりましてある程度のこととができることにはなつております。しかし、そ

今の文部省のお答えのようなことでは、本當の意味の愛國の氣持ちも國を守ろうとする意欲も、教育の現場から生徒さんに浸透してはこないといふことであります。それは現場任せ、こういうこ

とで今日の教育が安心していけるほど教育は正常に機能しているとお考えならば、文部省の判断は甘いと言わなければなりません。何も国防のことだけではありせんけれども、そういう点についてはもっときちんとしていただきたいと思ひます。

なお、防衛庁長官はわかつたようなわからぬようなことをおっしゃいましたけれども、本当にあなたが責任を負つて日本の安全が保障できる体制にないならば、勇気を持って足らざる点を満たすという姿勢を政府が示すべきじゃありませんか。国民のコンセンサスを得られる、得られぬなんて言っているうちに事があつたらどうするんですか。勇気を持って方針を示し、国民の皆さんに納得していただくだけの説明と説得をするのが政府の責任じゃありませんか。

なお、官房長官に申し上げますが、先ほどから私は、名称に「国家」の名を冠せざるは何ゆゑぞ、これを修正する意思なきや、また事務局の体制についても強化し、従来どおりないしはそれ以上の独立した事務局を持つべし、この修正に必ずしも用意なきやと問いました。さらに組織につきましても、大臣の顔ぶれについて注文をして、我々の主張を受け入れてはいただけませんかとお申し上げましたが、いずれもノーのお答えでございます。

なれば我々は、この提案につきましては、その志は多といたしますが、この一方面的な政府の態度につきましては、まことに遺憾と言わなければなりません。ゆゑに、後刻総理大臣がお出ましいただきましたときに吉田議員よりまた質問を申し上げさせていただきますけれども、それを通じてさらに最後の判断をいたしまして、これは涙を振るって反対せざるを得ない状態もあるやうなことを申し上げさせていただきます。私からの質問を終わらせていただきます。

委員長、ありがとうございます。両長官、御苦勞さまでした。終わります。

○志賀委員長 三浦久君。

○三浦(久)委員 私は、まず官房長官に、重大な緊急事態とは一体何なのかということについてお尋ねをいたしたいと思ひます。

政府は、重大な緊急事態が発生した場合に、閣議にかけてやつておつたのでは意見がまとまらない場合もある、急いでやらなければならぬ問題なんだからトップダウン方式で方針を決めて実行していくんだ、こういうことを安全保障會議設置の必要性として言われているわけでありまして、それでは何が重大緊急事態なのかということについては、具体的にはまだ今までの答弁では私ははっきりしてないと思ひます。この法案の二条二項で抽象的に概括的に規定されているわけですが、具体的に政府としては、ダッカ事件であるとかそれからミグ25の問題であるとかそれからまた大韓航空機の問題であるとか関東大震災のやうな震災が起きた場合であるとか、こういうことを例として挙げられているわけですね。しかし、私は、これらの事態が何で重大緊急事態なのか、いわゆる法案の二条二項に言う要件を充足しているのかかわらないのです。それで、一つずつ具体的にお尋ねをしていきたいと思ひます。

まず、ダッカ事件ですけれども、これはハイジャックの事件ですよ。一九七七年九月二十八日の午前中に起きたわけですが、これは日本の日本航空がパリから来ましてボンベイ空港を離陸して東京に向かう、その途中に赤軍派と名のる者どもによつてハイジャックをされたということですね。そして急遽バンガラデシュのダッカ空港に強制着陸をさせられた。そこで乗っ取り犯人が六百万ドルの身の代金の要求をしたとか、それからまた赤軍派の拘留をされている人間であるとか刑に服役をしているやうな犯人、こういう者の釈放も要求したというところであります。これが大体事件の概要ですね。政府はそういう身のしろ金も払う、それからまた要求に応じて犯人も釈放する、こういう措置をとったということですが、これが何で法案の二条二項に言う「重大緊急事態」といふものに該当するのか、説明をいただきたいと思ひます。

○塩田政府委員 事件の概要は今御指摘があつたやうなところでございますが、これを振り返つてみますと、人質を盾にしまして政府に対し作爲を強要したわけでありまして、我が国の主権に対する侵害行為であるやうに考えられます。したがって、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある行為であるやうに私どもはこの例は考えられるのではないかとやうに思ひます。

また、本事件のやうに外国を舞台にしまして発生した事案につきましては、通常の緊急事態対処体制では適切に対処することがやはり困難な事態であるやうにふりかへて考えられますので、ダッカの事件は重大緊急事態に当たる一つの例ではなからうかといふふうに申し上げているのであります。

○三浦(久)委員 そうすると、現在この種のハイジャックが起きた場合、今の制度としてはどういう対策の制度があるのですか。

○的場政府委員 お答えをいたします。ハイジャック等の人質を盾とした非人道的暴力事件が発生いたしましたときには、これに対処するため速やかに内閣に事件対策本部を設置することとしております。同本部は、内閣官房長官を本部長として関係大臣等で構成され、内閣総理大臣の命を受けて当該事件処理に係る基本方針を協議、決定することを任務としております。関係省庁はそれぞれの任務、権限に基づいて必要な施策を実施し、事件の対処に当たることになっております。

○三浦(久)委員 そうすると、今あなたは事件が発生した場合のことを言われましたけれども、先ほどの御答弁ですと、現在も略称ハイジャック防止対策本部、こういうものが常設されているわけでしょう。どうですか。

○的場政府委員 そのとおりでございます。

○三浦(久)委員 その構成メンバーはどうなつていますか。

○的場政府委員 本部の構成員は、本部長が内閣官房長官、本部長が法務大臣、外務大臣、運輸大臣、国家公安委員長、それから政務、事務の内閣官房副長官、警察庁長官でございます。

○三浦(久)委員 そうすると、もうほとんどこの安保會議のメンバーが網羅されているやうな状況じゃありませんか。そうすると、我が国のハイジャック防止対策としては、略称ハイジャック防止法というのがありますね。そして今やうな事件が起きた場合には、通常の対処体制としてはそのハイジャック防止対策本部がある。事件が発生した場合にその事件対策本部がつくられる。そしていゆる身のしろ金の要求であるとか犯人の引き渡しであるとか、そういうものに対してはきちっと対処する体制ができていますのじゃありませんか。こういう通常の処理体制では適切に処理することが困難であるやうに思ひつておられるのですか。官房長官自身が本部長なんですよ。どうなんですか。

○塩田政府委員 今御指摘のとおり、事件対策本部をつくつて対処する、こういうことになっておりますので、それで対処できる限りは、私どもの言いますところの通常の緊急事態対処体制ということになりますので、それで対処いたします。それで、先ほどのダッカのやうな事件の場合に、今の対策本部の体制で対処できるかどうか、こういう判断になるわけでございます。非常に高度な政治的判断を要する事案であるという意味におきまして、これは通常の事件対策本部では処理し切れないケースではなからうか、私どもはこういうふうに判断をして例として申し上げているわけでありまして。

○三浦(久)委員 それはおかしいんじゃないでしょうか。こういう事件の経験があつてハイジャック防止法もつくり、そして今やうなハイジャック防止対策本部もつくり、そしてまた事件が発生すれば事件対策本部をつくる。それで官房長官が出て、運輸大臣も法務大臣も、もうほとんど関係大臣みんな対策本部の委員になつておられるのでは

ないですか。

う。そこで対策ができない、そこで適切に処理することが困難だというような事態というのはいくつか考えられますか。それは、身のしる金の問題は当然もう予想されていることです。身のしる金の要求も犯人の釈放の問題も経験済みの問題です。そうすると、そこでやればいいのか、あって、何も安全保障会議を設置してそこでやらないかなという問題に発展するなんて考えられないでしょう。

もちろん、これは放置しておく、また処理のいかんによっては国家の安全にとって重大な影響を及ぼす場合が出てきますね。それはそうでしょう。例えば西ドイツのように特殊部隊を派遣してさつと武力でもって人質を奪還するというようなこともあるわけですから、こういう方針を決めたらそれは大変なことですね。我が国の安全にとって影響を及ぼすことは出てきます。しかし、少なくとも通常の処理体制というのは今できているわけでしょう。それで十分やれることじゃないですか。じゃ、そのほかになんか予想したいようなことが想像できるのですか。ですから、今の体制で十分処理できる、安全保障会議をわざわざつくらなくていいかと思ってしまうのですが、その点いかがですか。

○塩田政府委員 お話のように、ハイジャックそのものにつきましては過去何回か経験がありまして、現在の体制になってきておるわけでございまして、その限りで過去の経験を生かした対策がとれるという体制をとっております。したがって、何回も申し上げますけれども、その体制でできる限りはそちらでやるということで結構なわけでございます。ただ、ダッカのような場合のときに今の体制でできるかどうか、こういう判断の問題でございまして、具体的な事件が起こった場合に当然その判断をされるわけでございまして、今申し上げました、官房長官を長とする現在の本部で対処できるか、あるいは今度の安全保障会議で対処すべきかというように具体的なケースのケースにおいて判断をされることになります。それ

で、私どもは、ダッカのような場合には安保会議にかかるケースではなからうかというふうに申し上げているわけでありまして。

○三浦(久)委員 それはなぜですか。身のしる金の要求をされたり、犯人の釈放を要求されたりしている場合だからということですか。

○塩田政府委員 そういふことでございますけれども、そういう非常に高度な政治判断を要する問題につきまして政府としての方針を決めまして、実際の処理は、今ありますところの、現在の制度で考えておりますところの、事件の際に設けられる事件対策本部を通じて処理はされるという方針を安全保障会議で諮られることになるのではなからうか、こういうふうに思っておるわけでありまして。

○三浦(久)委員 だから結局、身のしる金の要求とか犯人の引き渡しの要求とかに応ずるのか応じないのかとか、そういう問題は非常に高度な政治的判断でしよう。そういうものをやるためだけにこういうものをつくるのかということになれば、まさにこれは超法規的な対処をするためにこの安全保障会議が必要なんだ、そのほかの問題は全部通常の体制で処理できるんだ、こういうことになりはしませんか。これは私は、この安全保障会議設置というのは非常に危険なものを持っており、現行体制からはみ出しちゃうものを持っているというふうに言わざるを得ないわけですね。

ですから、こんな高度な政治的判断であれば私は非常に高度な政治的判断だと思ふ。そうであれば、何も一部の閣僚でやる必要はないのですよ。むしろ閣議にかけて、そこで多くの人の意見を聞いて、内閣としての意思を一致させてやるべきなんですよ、こういうものというものは。今の政府の答弁を聞いていても、何で安全保障会議を設置してここでやらなければならぬのか、例えばダッカ事件についてです。全然納得がいきませんね。理由は非常に希薄であり、あいまいであります。次に論を進めますけれども、ミグ25の着陸事件

であります。これは一九七六年の九月六日に起きたんです。ソ連の軍用機ミグ25が函館空港に強制着陸をしたというところでしよう。そしてペレニコ中尉がアメリカに亡命を希望し、亡命したのです。そしてミグの機体は解体をし、調査をし、そしてソ連に送り返したという問題でしよう。これが何で重大緊急事態の要件に合致しているのですか、教えてください。

○塩田政府委員 ミグの場合は、高度の軍事機密を持った機体でありまして、ミグ25自体が、したがって、その取り扱いをめぐる問題が、当時におきまして対処すべき省庁が必ずしも明確ではないということが一つ。

それからまた、これは対処を誤れば日ソ間に重大な軍事的紛争を生ずるかもしれない、そういういわゆる不測の事態に発展するおそれがあった、そういうような観点から緊急に対処する必要がある、というふうな考えで、このようなケースがもし今後起これば、ここで言うところの重大緊急事態に当たるのではないかと、いうふうに考えているわけでありまして。

○三浦(久)委員 このとき政府はどう対処したのかということですね。このときには外務省とか防衛庁、そういう関係省庁会議というものを開いておりました。それで処理しているのです。別に対策本部をつくらなくてもいい、また臨時閣議を招集してやったわけでもない、それで間に合って立派にやっているわけじゃないですか。それで立派にやっているわけですよ。それは確かに外務省と防衛庁の間で意見の対立はありました。外務省はやはりソ連との関係を考へて早期に返還しろ、防衛庁の方はいや、解体して秘密を全部探つてそれをみんなアメリカに教えてから返す、という意見の対立はあったと思いますよ。

しかし、その意見も何も、ほとんどちゃんともう瞬間的におさまって、総理大臣のツルの一声で決まって、それで、これは事のよしあしは別として、何の支障もなくあなたたちの方針どおり事が運んでいるじゃありませんか。そうすると、今あ

る既存の処理体制で十分にやっていける問題だと私は思うのだ。こんなものを一々、こういうものを処理するのだといって安全保障会議にかけなければならぬという問題じゃない。

後藤田さんはよく、いや、いろいろ意見がまとまらないのだ、こう言われますでしよう。では、このミグ25の問題、安全保障会議にやったら意見がまとまるのか、最初から何の異論もなくばつと決まるのか。そうじゃないでしよう。やはり外務省と防衛庁が入るわけですよ。このミグ25の場合だって、外務省と防衛庁との意見の対立があったというところでしよう。ですから、安全保障会議でやったからうまくいくとか、閣議にかけたからうまくいかぬ、緊急には間に合わないというふうなそんな問題じゃないので、このときには臨時閣議すら開いていない。宮澤さんは当時の外務大臣でしよう。何と言っていたかというところ、これはもう外交上の難しい問題になる心配はないというふうに次の日に言っているのです。七日の日に、という程度の問題なんですよ。こういうものを処理しなければならぬのだということを口実に、あなたたちは安全保障会議をつくらうとしている。私はこれは全く口実にしかすぎないというふうに思うのです。

もう一回聞きますが、どうしてこれが二条二項に言う「重大緊急事態」という要件に該当するのですか。

○塩田政府委員 どうして該当するかという理由は、先ほど申し上げましたが、当時のことを振り返ってみて、御指摘のように、何もなくてちゃんとうまくいったではないかということでございます。必ずしも政府として迅速に的確に対処し得たという状況ではなかったというふうに聞いております。ただ、あれ以上の大きな発展にはならなかったという点は幸いであつたと思ひますけれども、政府の対処のあり方がスムーズに的確にいったかということになると、必ずしもそうではなかったのではないかと、いうふうに聞いております。

○三浦(久)委員 そうすると、あのときは通常の体制では適切に処理することができなかった、困難だったというふうに言われるのですか。

○塩田政府委員 あの場合は、むしろ通常の体制そのものがないのです。したがって、そもそも最初から所管省庁がどこかという問題から始まったわけでありまして、結局、官房長官の指揮のもとにああいう措置をとったということでございます。

○三浦(久)委員 そういうときの通常の体制というのは、閣議にかけて決めるんじゃないのですか。このときは閣議をやっていないんだけれども、通常の場合には閣議にかけて決めるのじゃないですか。どこが所管の省庁かわからないなんというようなときには閣議にかけてやればいいのじゃないですか、どうですか。

○塩田政府委員 事態によりまして、すべて閣議にかけるかどうかというのは別だと思えますけれども、通常の体制がないと言いましたのは、例えばきょう現在何か起こりますとどうするかと言われれば、官房長官の指揮のもとに政府としては何か対処しなければいけませんから対処することになる。そういう意味では通常の対処体制というものはあるわけでありまして、今申し上げているのは、政府として、組織として整った体制ができていないということを申し上げているわけでありまして。

○三浦(久)委員 そんなものは必要ないじゃないですか。そういう組織的な体制がなくとも、現在の内閣法であるとか、そういうものでもってびしっとあなたたちは適切に対処したと思っていらいしやるのでしょうか。それで十分じゃないですか。それ以上のことは、安全保障会議を開いて同じです。その安全保障会議でどうしてもこれを踏らなければスムーズにいかないのだという理由は全く何もないじゃないですか。どうしても、あなたたちの言っている具体的な例というのは、これはもう口実にすぎないというふうに私は思うのですけれどもね。

同じことを言ってもしょうがないのですけれども、今度はKALの事件ですね。これもあなたは言われますね、あの大陸航空機の墜落事件。これは一九八三年の九月一日に起きた事件ですね。これは何で「重大緊急事態」に該当するのですか。

○塩田政府委員 KALの事件は、我が国の周辺におきます外国の軍隊による武力の行使をめぐる事件につきまして、我が国の立場からいいますと、その関係の機密情報の取り扱い、それから墜落をされた飛行機の捜索をめぐる問題、こういった問題が「我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがある」、また、その対処につきましては高度の政治的判断が必要とされ、「通常の緊急事態」である事件の例として、私どもはこれを申し上げておるわけでありまして。

○三浦(久)委員 これは外国の飛行機でしょう。外国の飛行機が外国に墜落したというだけの話じゃないですか。そしてそれが日本にたまたま近かった、それだけの話でしょう。これが何で「重大緊急事態」なんですか。こんなことまで安全保障会議でやるというのは一体どういうことなんですか。全然関係ないじゃないですか。

例えば、ではこれが、大陸航空機がアメリカの上空でアメリカに墜落された、または第三国に墜落されたとしますね。これは日本にとって「重大緊急事態」ですか。そんなことにならないでしよう。そうすると、日本の近くにおいて墜落されたというだけで、それだけで何で「重大緊急事態」ですか。黙っておったって、放置しておったって、日本の安全に重大な影響を及ぼすというように事態に発展するなんて考えられないでしょう。そんなことがどうして考えられるのですかね、教えてください。

○塩田政府委員 おっしゃいますように、外国の領土における外国の軍隊による外国機の墜落事件でありますけれども、あの事件に關します機密情報を取り扱い、これは我が国にとっては重大な問題であつたわけでありまして。

○三浦(久)委員 その機密情報をどうするということが重大な安全問題だったのですか。

○塩田政府委員 先ほど申し上げましたが、その問題と、もう一つは、あそこで墜落した飛行機の捜索がございました。各国の艦艇が狭い海域に入り乱れて捜索をしたという状況がございます。そういう事態も、よほど慎重に対処しないと、国際的な紛争になりかねないおそれはあつたというふうに思われるわけでありまして。その二点で申し上げておるわけでありまして。

○三浦(久)委員 しかし、これは大変なことですね。重大な緊急事態というのをああいうものにまで広げていくということになれば、あなたたちの主観でもって外国のどんな事件だつて入ってしまうでしょう。捜索の問題なんて関係ないじゃないですか、そんな問題は。それから機密の問題だつて、アメリカにそれを教えるかどうかとかという問題でしよう。そんなことがどうして日本の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるということが言えるのでしょうかね。

あなた自身も行革審でいろいろ説明しているでしょう、安全保障會議設置法の問題について。これはことしの二月十七日、報告者は国防會議の塩田事務局長さんと能登参事官さんが出られた。このときにあなたは「国の安全、国民生活の安全に重大な問題があり、かつ緊急性を有する」という場合で、ただ大陸航空機墜落事件をみて、さめた目でみれば、別段、日本にとって重大な緊急事態かどうかには疑問がある。他国の領土の上空を他国の飛行機が侵犯したというに過ぎない。アメリカ上空で起きたとして別段、日本が重大緊急と認めてさわぐことではない筈だ。あえていえば日本に近ところというに過ぎない。結果として墜落された以降、ソ連もアメリカも、又日本も一斉に大さわぎして海底捜査をしつたりしたけれども……。」

こう言っているのですね。

だから、あなた自身もこれは「重大緊急事態」に該当しないのではないかと思っているんじゃないですか。行革審でこういう説明をしたことはあり

ませんか。

○塩田政府委員 行革審に行ったことは覚えていますが、その説明した言葉までは覚えておりませんが、その説明は、先ほども言いましたように、事件そのものはなるほど外国で起こつた外国の軍用機による外国機の墜落事件である、それはそのとおりでございます。しかもそれは、単に近かつたというだけでなくて、近かつたために我が国の機密情報の取り扱いにかかわる問題が起こつた、こういうことでございます。

○三浦(久)委員 機密情報に関する取り扱いが起つたといつたって、それは日本の意思でどうにもなる問題じゃありませんか。日本の意思でどうにもなる問題でしよう。ですから、そんなものが日本の安全に重大な影響を及ぼすとか何とか、それは私ども不可解ですね。あなた、アメリカに通報したということだけでしよう。アメリカに通報して、それが何で日本の安全に重大な影響を及ぼすことになるのですか。それなら何もなければいいじゃないですか、アメリカに報告しなければいい。アメリカに通告しなければ、何にも事は起こりませんね。

では、アメリカにその秘密を、日本がいろいろ常時監視体制を組んでソ連の飛行機の動向を探知していますね、それをアメリカに通知したからといって、何で日本の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事態に発展するのですか。どうしてなんですとか教えてください。

○塩田政府委員 これは私の担当ではございませんけれども、ああいう機密情報というのは取り扱いは平素非常に慎重を期しているわけでありまして、これは我が国の安全にとって重大な問題だと私どもは思うわけでありまして。

○三浦(久)委員 いいですか、この二条二項の「重大緊急事態」というのは、国防に關する以外の緊急事態であつて「我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものうち、通常の緊急事態に対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。」というのですよ。抽象的にはある

災害対策基本法の第百五条によりますと、これは災害緊急事態の布告というのが行われますね。どういふ場合かという「非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な

ものが出れば、これはやはり安全保障会議で審議をして対処対策を考える、こういうことになるだろう、こういう意味で申し上げているわけですが、やや具体的に申し上げてみますと、お話しのとおり、

の伝達でありますとか、交通の規制でありますとか、そういうことを指しております。ですから、先ほど申し上げましたように、その程度の秩序の維持の努力で秩序が維持されればそれはそれでよい

の移居が維持できない」といふ場合、（見よ警察官の移居）警察緊急事態を布告するかそれはわからないと私は思うのです。もちろん布告することはあるかもしれないと言いませんけれども、少な

くとも一義的にはわからない。そのときの判断によると思いますが、私どもが言っておりますのは、そういう災害が起って災害対策だけでは対処し切れない、そういうことで今の警察の方も、先ほど申し上げた災害対策としての警察力以上の警察を使わなければいけぬといったような事態になった場合に、総合的に判断をして、当該地震の対策として総合的な立場からどういうことをしたらいいかということをお安全保障会議で審議しようということでありまして、それが必ず警察庁の警察法の警察緊急事態を布告するとかあるいはそれを超えるとか、そういうことと一義的に結びついて考えているわけではないわけではあります。

○三浦(久)委員 しかし、通常の警察力をもって社会の秩序が維持できないというような事態になれば、一地域の治安維持ができないとなれば、あなたたちはやはりこの警察法に基づいて強力な体制をとるということでしょう。そのために警察法の七十一條に規定があるわけだから、この七十一條というのは災害対策としてやるということだけじゃありませんよ。これは大規模な災害ももちろん入りますよ。しかし、そのほか「騒乱その他の緊急事態」というふうになっているわけですから、何も災害対策としての治安維持というふうなことだけが入っているわけじゃないのです。ですから、例えばあなたたちが言ういわゆる災害対策の範囲を超えるというかな、そういうような事態にまで発展していったという場合でもこの警察法第七十一條で十分できるわけであって、そしてまた、緊急災害対策本部が総理大臣が部長になってやっているわけだから、そこで一人がやっているわけだから、十分に調整もできれば時宜に適した指揮監督というのはできると私は思う。何も安全保障会議をつくらなくてもいい。安全保障会議で何でやらなければいけないのか。それは今あなたがちよっと口に出したけれども、治安出動ですよ。自衛隊の治安出動の場合にはちよっと警察の非常事態の布告ではできないで

しょう。ですから自衛隊の治安出動をさせる、そのためにあなたたちはこういう安全保障会議をつくらうとしているのですよ。しかし、この自衛隊の治安出動というのは安全保障会議でやるか後藤田さんは何回もおっしゃっているのだけれども、これは二条の一項ではできないと私は思うのです。これは「国防に関する重要事項」でしようから、それでは私はできないと思う。そうすると二条の二項ということになりますね、いわゆる重大緊急事態ということになる。そうすると、これはもう既に、自衛隊法の七十八條でちゃんと総理大臣がやることになって、やってからはまた二十日以内に国会での承認を得るとか、一連の手続はできておる。既存の対処体制ができておる。そうすると、重大緊急事態ではないと私は思うのです。ね。そうすると、何で自衛隊の治安出動をこの安全保障会議でもって審議し、決定し、そして出動を総理大臣が命ずるのかということなのですが、そのできる根拠をちよっと明らかにしてほしいと思うのです。

○塩田政府委員 治安出動の前に、まずさっきの警察の話でございしますが、先生がおっしゃいますのは、大地震のときに社会的秩序が乱れるということに対処するのに警察の力をかりるのであれば七十一條があるじゃないか、こうおっしゃるわけですから、私もそれはそういうことを申し上げておるわけではないのです。災害対策本部ができて災害対策を実施していく、その実施の災害対策の中には今申し上げた秩序の維持という項目がありますから、当然警察はその災害対策本部の指示を受けて秩序の維持に当たっておる、こういうことを申し上げておるわけですね。それで足りる程度の秩序の紊乱であればいいのですけれども、もっと大きな混乱のときにはもつとその災害対策を超えた警察力の行使が要るではないか、こういうことを申し上げている。それが直ちに七十一條にいくとは申し上げておるわけじゃないのです。もつと違つた、災害対策を超える警察力の使用が要るではないかということをおっしゃっている。そういうこ

とになりますと、災害対策本部の範疇を超えますから、安全保障会議で総合的な判断を下す必要が出てくるのではなからうか、こういうふうにおっしゃるわけではあります。

○三浦(久)委員 二条の一項五号、これは国防会議の事務をそのまま承継したものだというふうにあなたたちはおっしゃっていましたね。そうすると、治安出動というのは国防会議の付議事項だったのですか。

○塩田政府委員 御承知のように、防衛出動の可否と違ひまして明文の規定がございません。したがって、治安出動の場合に必ず国防会議にかけるかどうかについての防衛出動のときのような明文の規定は、はっきりしたものはございせんが、しかし、治安出動というふうな事態の重要性を考えた場合に、一項の五号で言うところの「その他国防に関する重要事項」として判断されるであらう、こういうふうにおっしゃるわけであらう。そういう意味で一項の五号というふう

に我々は解釈しておるわけでありまして、
○三浦(久)委員 そういう方針ですね。そうすると、明文はないけれども国防会議にかけて、そして出動命令する場合もあるだろう。いつからそういう方針になったのですか。
○塩田政府委員 これは政府が従来から御答弁申し上げておるはずでございまして。
○三浦(久)委員 これはちよっと古いのですが、佐藤達夫という政府委員、これは法制局長官、この方が参議院の内閣委員会でもって答弁されておるものがあるのです。これは昭和二十九年の五月三十一日ですね、防衛庁設置法と自衛隊法制定の際の論議なんですけれども、ここで佐藤さんは「治安出動については、現在も同じような保安庁

法の下に、当時は保安庁です、「保安庁法の下にあるわけでありまして。その場合についても、何も治安会議というふうなものもございせんし、国会の同意ということだけで済ましておるわけでありまして。それから、それは今日この自衛隊法ができました後においても、事態は同じことであらう、そういう意味で国防会議そのものの問題には実はならないと思ひます。こういうふうにお答弁しておるのです。この当時の議論としては、法制局長官が国防会議の問題ではない、国防会議にはかからない問題なんだとはっきり述べておるのですよ。そういう事実があったのは御承知ですか。
○塩田政府委員 そういう答弁は承知しております。

○三浦(久)委員 そうすると、いつそういう方針が変わつたのですか。
○塩田政府委員 先ほどのものは国防会議の法律の審議のときの質疑であつたと思ひますが、そのものには、かからないだろうという意味にも今言えるわけがございましてけれども、その後、例えて言いますと昭和三十七年七月二十七日の池田総理のお答えの中に、「防衛出動のときにはもちろん国防会議にかけなければなりません。しかし、今のお話のような点につきましては、つまり治安出動のことですが、今のお話のような点につきましては、法律的に国防会議にかけなければならぬ」ということにはなっていないのでございまして。従いまして、事態の状況によりまして私が判断したいと思ひます。」「という答弁がございまして。

○三浦(久)委員 そうすると、それは事態の状況を見てかけるかかけないか決めるということでしょう。じゃ、そういうふうに変つたということだね。後藤田さんはこれをかける、やるんだ、こう言っていますよ。そうすると、そういう今までの内閣の方針を要するといふ場合には、閣議で決めるかといふことが必要なんじゃないでしょうか。どうなんですか。
○後藤田国務大臣 私が答へをしておるのは、自衛隊というのは御案内のとおり武装部隊でござ

いますから、したがって、その武装部隊を治安出動といえどもやはり外に出すわけですから、そのときは事柄として極めて重大に扱わなければならぬ。ならば、やはりこれは国防会議にかけるのが普通ではなからうか。しかし、これは総理が判断するわけですね。根拠規定は二条一項の第五号の規定によるわけですから総理の判断によるわけですね。それは池田総理が言ったとおりなんです。しかしながら、通常の場合はこれは事柄の重要性から見てかけるのが筋道であらう、こう私はお答えをしているわけでございます。だから、法律の解釈を変えるのはどうこうと言うが、私は別段法律の解釈を、池田さんの解釈とそう変わっているつもりは実はないわけでございます。

○三浦(久)委員 そうすると、後藤田長官は、この治安出動をやる場合には必ず安全保障会議に付議する、付議しなければならぬ、そういうふうなことをいっていらっしゃるのですか。

○後藤田国務大臣 付議しなければならぬとは私はお答えをしていない。そうではなくて、総理が判断をせられることであらうけれども、事柄の重要性から見てかけるのが普通であらう、こういうことを申し上げておる。

○三浦(久)委員 安全保障会議の危険性がますます浮き彫りになってきたと思うのですけれども、それじゃ、治安出動の場合には知事の要請による治安出動というのがありますね、後藤田さん。この知事が要請することが出来る場合というのは、自衛隊法の八十一条で、「治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、」内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することが出来る。」とあります。そうすると、政府の側から見てこういう要件があったにもかかわらず、知事が要請をしなかったという場合があると思います。その場合に、この安全保障会議で審議して、そしてあの都道府県知事に対して要請を勧告しようとか要請を命令しようとか、そういうようなことはやるおつもりがあるのですかどうか。

○西廣政府委員 自衛隊法の問題でございますから私の方からお答えいたします。

御承知のように治安出動には命令による治安出動と要請による治安出動があるわけですが、都道府県知事から特段の要請がない場合は、要請に政府としては、そのまま静観しているかあるいは政府自身の判断として命令による治安出動を下令するかどうか、どちらかの選択をすることになるうかと思っております。

○三浦(久)委員 そうすると、要請をするように職務命令を出すようなことはないということですね。それは確認しておきます。

それと、そうすると当然、職務命令に従わない場合に代執行をやるというふうなこともないというふうな承ておいていいですか。——答弁は……。

○後藤田国務大臣 事務当局が返答します、せんから、私からお答えを申し上げます。

今の代執行という御質問が何のことかよくわかりません。これは要請するに委任事務の話じゃないですか。(三浦(久)委員)機関委任事務(と呼ぶ)でしよう。これは別段機関委任事務じゃないでしよう、その要請というものは、だからそれはちょっと話が別じゃないですか。私は一応そうお答えしておきます。

○三浦(久)委員 これは機関委任事務なんですよ。これはもう前段で、あなたたちの方で、そういう強制はしないと言っているからいいのですけれども、後学のために言っておきますと、地方自治法百四十八条二項に国の事務の問題がございすね。そして別表第三でたくさんありますね。その別表第三の五の三というところに、治安出動の要請というの機関委任事務に入っております。これは後学のために申し上げておきます。

それでは次に、塩田さん、この法案を見ますと、安全保障会議に諮る場合は、「重大緊急事態が発生した場合」とありますね。ところが、その重大緊急事態の括弧の中を見ますと、「我が国の

安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものうち」となっていますね。「おそれ」というのがあります。それで私ははっきりさせるためにちょっとお尋ねしたいのですが、これは重大な緊急事態が発生した場合にだけ諮問という行為が行われるのか、審議が行われるのか、それとも、重大緊急事態が発生するおそれのある場合にもこの会議にかけるのか、それをちょっとお尋ねしておきます。

○塩田政府委員 これはあくまでも事態が発生した後であります。事態が発生した場合に、その事態が重大な影響を及ぼすおそれがあるかどうかという判断が加わるわけでありまして、事態が発生する以前には関係ございせん。

○三浦(久)委員 それでは、私もそう思っておりますが、先ほど申し上げましたが、あなたがことしの二月十七日行革審に行つて安全保障会議設置法について説明をされておるのです。これは覚えておられるでしょう。

○塩田政府委員 先ほど申し上げましたが、行った覚えはあります。

○三浦(久)委員 そこで、いろいろ説明した後、質問が出まして、「重大緊急事態が発生した場合」では間に合わないのではないか、「発生するおそれがある場合」としないか、という質問が出ています。それに対してあなたが「解釈として事実上」「おそれのある場合」も含められる。」こう答弁しているのです。覚えていますか。

○塩田政府委員 そういう答弁をするはずがないと思ひます。

○三浦(久)委員 これは非常に信憑性の高い根拠ニュースなんです。根拠ニュースというのは、これはもう行革審の事務局だつてうそだとは言わな内容ですよ。この根拠ニュースの中にそういうものがあるのです。

Bという人が、「重大緊急事態が発生した場合」では間に合わないのではないか、「発生するおそれがある場合」としないか、こう言っている。で、「塩田 解釈としては事実上、おそれのある場合」も含められる。」こう言っておるのですね。です

から、国会の答弁と行革審での答弁と違うというのじゃ困りますから、その点もまたはつきりさせていたいただきたい。

○塩田政府委員 ここで先ほどお答え申したとおりであります。

○三浦(久)委員 そうすると、そういうことを行革審で言つたとすれば、それは訂正するということですね。

○塩田政府委員 どなたからもそういう御指摘がございせんので、別に何もいたしておりません。

○三浦(久)委員 それでは、次に国防と重大緊急事態との関係についてちょっとお尋ねをしたいのですが、これは確認だけだけれども、重大緊急事態の定義として、括弧の中に「前項の規定により国防に関する重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、」こうなつていますね。そうすると、重大緊急事態というのは国防に関する問題は一切含まれないという意味なのか。それとも、第一項でござれ落ちた国防問題であつてこの重大緊急事態の要件に合致するものは、国防問題であつてもやはり重大緊急事態としてこの会議に諮るということになるのか。その点をちょっとお尋ねしておきます。

○塩田政府委員 「国防に関する事項」について、一項の五号で総理が必要と認めてかけろという場合の問題だ、こういうことだと思ひますが、それが二項に移るか、こういうこととお尋ねのようですが、そういうことは私は私どもは考えておりません。ただ、一つの事態の中に国防問題に発展するおそれがあるような局面も含んでおるといふことはあり得るかと思ひます。つまり、二項で言うところの重大緊急事態の中に、どんな事態が起こるかかわかりませんけれども、その局面の中に国防問題に発展するおそれのあるかもしれないことは含んでおりますから、一概に整理をして、ある事態を国防も重

要かと分けることが必ずしも明確でない場合もあるうかと思ひます。それは事態によりますから。

しかし、その場合でも、私ども先ほど申し上げたように、一項の五号の判断で外されたから、それじゃ二項にいいこう、こういうような性質のものではないというふうに考えております。

○三浦(久)委員 では、安全保障会議と内閣との関係についてお尋ねをいたしたいと思います。

憲法第七十二条には、内閣総理大臣の職務というの、内閣を代表して議案を国会に提出する。それから「一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。」というふうに規定しているわけですね。ですから、総理大臣というのは内閣を代表して行政各部を指揮監督する、こういう任務を持っているわけです。内閣法の第六条によりますと、「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する。」というふうに定められております。

ここで強調したいのは、内閣総理大臣の行政各部に対する指揮監督権というのは、閣議にかけた方針に基づいて行わなければならないということなんです。私は、重大緊急事態の場合であってもこの方針は貫かれなければならないというふうに思うわけですが、その点はいかがでしょう。

○塩田政府委員 安全保障会議での答申の内容が閣議決定等を要するような事項であれば、これは当然閣議にかけて審議される、こういうことになるわけでありまして。その閣議に付議する場合の基準は、一般的に申し上げれば、閣議決定は内閣としての意思を決定する事項について行われる、これは閣議決定でございます。そのほか閣議了解、閣議報告、それぞれございまして、その取り扱いによって処理される、こういうことでございまして。

○三浦(久)委員 私が言うのは、安保会議にけるもので閣議にかけなければならないものというのを聞いてるんじゃないのです。閣議にかけなければならないものは閣議にかけられるのは当たり前なことですね。そうじゃなくて、総理大臣というのは、内閣を代表して、閣議にかけた方針で行政

各部を指揮監督する、この方針というのは重大緊急事態の対処の場合においても貫かれなければならない方針ではないですかということなんです。

○塩田政府委員 その点は、そのとおりだと思います。

○三浦(久)委員 内閣法の十二条四項に「内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。」とあります。安全保障会議というの、この内閣法十二条の四項に基づく会議なんでしょうか機関なんですか。

○塩田政府委員 そのとおりでございます。

○三浦(久)委員 そうすると、安全保障会議というのは内閣の補助機関だということに考えていいんですか。

○塩田政府委員 内閣の補助機関でございます。

○三浦(久)委員 今までの政府の答弁をずっと聞いていますと、後藤田さんがいなくなってしまうたので、あいが悪いのですけれども、特に後藤田さんは、安全保障会議というのは、総理が難しい判断をしなければならぬ場合に、総理のそういう判断を助けるための会議なんだ、こういうふうな言われておったのですけれども、それとの関連はどうなるのでしょうか。総理を助ける機関だと言、しかし法律では内閣の補助機関だと言、これは私は意味が違ふと思うのです。同じことじゃないと思うのですが、それはどういうことでしょうか。

○塩田政府委員 組織法上は内閣の補助機関であります。この任務は、内閣総理大臣の諮問を受けてこれに答申をしあるいは建言をするということとで、内閣総理大臣を補佐するのが任務でございます。

○三浦(久)委員 しかし、内閣の補助機関でしよう。内閣の補助機関なのに総理大臣を補佐するのが任務というのは、どういう関係になるのでしょうか。

立場に立ちます。しかし、そこで与えられておる任務は、先ほど申し上げたように総理大臣の補佐をするのが任務でございます。

○三浦(久)委員 それはどの法律に書いてあるのですか。

○塩田政府委員 安全保障会議設置法の第二条でございます。

○三浦(久)委員 内閣というのは合議体でしよう。内閣全体の補助機関ということになっていないから、勝手に安全保障会議設置法で総理大臣の補助機関だということを決めるというのはいかがいじゃないですか。第二条にそう書いてあるのですか。これは内閣総理大臣が会議にかけて、内閣総理大臣も一緒にいて、そして内閣総理大臣にいろいろ意見を出す、こういう自問自答の組織ですね。それは確かに二条はそうなっています。だけれども、合議体である内閣の補助機関だということに明記されているわけですから、その安全保障会議が総理大臣の任務を補助する機関だというのは私は矛盾していると思います。この整合性をどうするのかわかりません。

○塩田政府委員 私は矛盾していると思わないのです。先ほど来申し上げておりますように、任務として内閣総理大臣の諮問機関としての任務が与えられておりますから、それは任務としては内閣総理大臣の補佐をする機関だ、こういうことになりました。組織法上は御指摘のように十二条の四項で内閣の補助機関ということになるわけでございますが、私はそれと別に矛盾しているとは思いません。

○三浦(久)委員 そんなことはおかしいじゃないですか。組織法上は内閣を補佐する機関なんです。内閣の補助機関なんです。しかし、内閣の補助機関でありながら任務は総理大臣の補助機関ですと言ったら、それは矛盾するじゃありませんか。矛盾しますよ。それはどうですか。あなたは矛盾しないと言われども、矛盾するじゃないですか。

○塩田政府委員 十二条四項で言う内閣の補助機

関というのは、「内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、」云々で、「内閣の事務を助けしめることができる。」こうなっておりますが、現実には、現在でいいますと国防会議あるいは法制局等もございまして。法制局は法制局の任務を行っております。現在の国防会議は国防会議の任務を行っております。安全保障会議の場合は、今の国防会議の場合もそうですが、総理の諮問に答えるという任務を持っておる、こういうことでございまして。

○三浦(久)委員 法制局というのは内閣総理大臣の補助機関じゃないでしよう。内閣全体の補助機関でしよう。それは矛盾する概念でしよう。内閣というのは総理大臣も含めた合議体なんだから、それは合議体の補助機関でありますという組織が、いや、そうじゃなくて総理大臣の補助機関でありますというの、これは全く矛盾しているじゃないですか。それは矛盾しないという説明がわかりません。だれが聞いたっておかしいのじゃないですか。

○塩田政府委員 内閣の補助機関だと申し上げておるわけではないのです。安全保障会議は内閣総理大臣を補佐する機関だと申し上げておるわけなんです。補助機関というのは組織法上の言葉でございますから、これは十二条四項で言う内閣の補助機関でございます。

○三浦(久)委員 だから、内閣の補助機関が何で内閣の一構成員——これは首長ではあるけれども内閣の一構成員です。それを補佐する任務だけをするというのはおかしいじゃないですか。法制局というのは内閣全体の法律に関するいろいろな補助活動をしているでしよう。それを、内閣の補助機関でありながら内閣総理大臣だけを補佐するなんて、そんな任務を与えられるというのはそもそもおかしいと思ふのです。

○塩田政府委員 私は矛盾しないと思ふのです。内閣の首長である総理大臣、その総理大臣を補佐するのですから、おっしゃいますように内閣の補助機関たる地位から離れておると思わないので

す、内閣の首長である総理大臣から諮問を受けて、それを答申するわけですから。

○三浦(久)委員 組織法上内閣全体の補助機関である安全保障会議が、総理大臣を入れてわずか八名で構成されているわけですが、そしてほかの人は秘密になっている。内閣の補助機関である安全保障会議が、内閣の構成員に対して秘密にしなければならぬというのはいくらなんでもおかしい。これはもう内閣の補助機関としての役目を果たさないというのにはしませんが、これは矛盾じゃないでしょうか、どうですか。内閣の補助機関ですよ。合議体である内閣の補助機関がいろいろ討議した。そしていろいろ決定した。そのことを構成メンバー以外の関係十二人ですか、それには知らせないといけないというのだ。どっちが上なのかわからないじゃないですか。内閣の補助機関なんだから、そうしたらそこで討議したことは当然内閣に報告するとかするのが当たり前のこと。それを全然隠してしまつて、内閣の構成員にすら秘密にするというのがこの法律なんですか。補助機関としての役割から見て、そういうことはどう思いますか。

○塩田政府委員 先ほどから何回も申し上げているのですが、内閣としての意思を決定する必要がある事項は、安全保障会議でかけたものでも当然閣議にかかるわけですから、その意味で何も秘密にしておるわけではございません。それから繰り返すにようになりますけれども、行政組織法上内閣の補助機関ではありませんけれども、その与えられた任務は総理の諮問に答える、こういうこととございますから、私は別に矛盾しておると思いません。

○三浦(久)委員 ですからまた同じことになりましてけれども、あなたは別に秘密にするわけじゃないと言っているけれども、秘密にしておるじゃないですか。第六条で「議長及び議員は、非常勤とする。」「議長及び議員並びに議長又は議員であつた者は、その職務に關して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。」「他に漏らしてはな

らない。」「ということとは、同僚の關係に對しても漏らしちゃならないということじゃありませんか。漏らしてはいけないということでしょう。

そうすると、内閣全体の補助機関であるこの安全保障会議がいろいろ討議したそのことを、補助しなければならぬ内閣に言えないというのはどういふことなんですか。変な話じゃありませんか。これを矛盾と思わないのですか、どうですか。

○塩田政府委員 先ほどから申し上げておりますが、当然内閣の皆さんに知っていただく必要はないけれども、内閣の閣議にかけるときは、先ほどから申し上げておきます。それ以外の事項についてはそれは秘密になっておるじゃないかというお尋ねかと思ひますが、それはすべての國務大臣がいろいろの形で、協議会なり他の委員会とかそういうものに出ております。それはそれぞれの分担によりまして、いろいろの形の組織の中で仕事をしておるわけですから、それを一々全部内閣に言っているわけではありません。ですから安全保障会議の場合も、今の国防會議でも同じですが、当然内閣として意思決定を必要とするものはすべてかけるということですから、その限りでは秘密にはならない。それ以外のこともありますが、それはそれぞれの各大臣、あるいはこの場合は議員でございしますが、それぞれ議員が自分の職務を遂行するに当たって、安全保障會議で言え安全保障會議の議員としての職務を遂行してある、あるいはそのほかいろいろの形があると思ひます。それはそれぞれで、言うなればそのグループごと、いろいろな秘密事項があるかどうか知りませんが、いろいろな形の閣僚のグループがございまして、そのうちの一つでございまして、当然内閣の意思を決定する必要があるものはすべて閣議にかけ、こういうことによりまして、普通のそのほかの閣僚が組織する機関と別段変わりはないというふうに私は理解をしておるわけですが。

○三浦(久)委員 あなたも自分でしゃべつていてわからなくなつてゐるんじゃないですか。安全保障會議と云ふのはグループの補助機関じゃないのです。閣僚のある特定のグループの補助機関じゃないのです。そうでしょう。合議体である内閣全体の補助機関なんですよ。その補助機関が決めたことを閣僚に教えないといけないという。補助するんだから教えないといけないという。補助する。これは全く矛盾している。何でこんなめちゃくちゃな法律が出てくるかという。これは中曾根総理が大統領のような総理大臣になりたいという発想から、内閣の中にインナーキャビネットみたいなものをつくらうとするから、こういう法制上非常に無理な問題が起きてくるのです。これは非常にけしからぬ話だ。一人の政治家のそういうよこしまな意圖を実現するためにこういう安全保障會議を設置しようなんというの、私は、私たち国民としてはとても納得するわけにいかないと思ひます。

時間がないからちょっと先へ急ぎますが、そうしますと、安全保障會議と云ふのは内閣の補助機関であり、同時にこれは諮問機関です。ですから、そこで決定したことを実行するに当たっては、補助機関なんだから決定した方針は閣議にかけるといふことが必要だと思ひます。今までの後藤田さんの答弁だと、かけなければならぬものはかけるけれども、かけたくないものはかけないという方針ですね。そんなことはできないと私は思ひます。かけるべきだと思ひますが、どうですか。

○塩田政府委員 かけるべきものはかける、こういうことを申し上げております。かけたくないものをかけないわけではなくて、かける必要のないものをかけないわけではございません。

○三浦(久)委員 それでは、ちょっと先に急ぎましょう。内閣官房で「文書法令事務の手引」といふものをつくつてゐるのです。これによりまして、「閣議付議事項」といふのが詳細に書いてあります。「閣議に付議される事項は、内閣において一般案件、公布、法律案、政令、人事、議員提出法律案

關係、配布等の項目に区分されてゐる」と書いてあります。そして、一般案件について詳しく述べてゐます。まず、「憲法等に基礎を置くもの」、「例示としては「恩赦」、「外国使臣の接受」、「大使、公使の信任状」とかいうものが全部閣議付議事項になっております。「法律に基礎を置くもの」、「例え「国会採択の請願に對する内閣の處理經過報告」、「議員の質問に對する答弁書」、これはたくさん書いてあります。それからまた「重要政策事項」といふのがあります。この中には、「政府声明」、「税制、金融制度に關する基本的事項」、「米、麦の価格、集荷等に關する基本的事項」、「貿易に關する基本的事項」とか、要するに重要政策ですよ。重要政策事項といふのは閣議に付議しなければならぬといふようになってゐるのです。

そうすると、安全保障會議でやるのは「国防に關する重要な事項」でしょう。もう一つは「國の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの」なんですよ。これは緊急事態に對する対処ですから。そうすると、これは國の重要政策の決定ですよ。そうすれば、今のあなたたちがつくつてゐる「文書法令事務の手引」によつて、当然内閣に付議しなければならぬ事項だといふふうに私は思ひます。当たり前のことですよ。國の安全に影響するかどうかといふのは大問題なんですよ。これは閣議にかけないのですか。かける場合もあるし、かけない場合もあるのですか。そんなことではないのですか。後藤田さんがいないのでちょっと残念ですが……。

○塩田政府委員 何回も申し上げておりますけれども、この安全保障會議で重大緊急事態を審議する場合に、その対処措置について審議をし、基本方針を決めまして、決めた基本方針に基づいて各省庁が実施をする。その実施をするに当たりまして、各省庁はそれぞれの権限によつてやるわけですから、その場合にそれぞれ閣議にかけなければならないものはかける、閣議に報告する必要があるものは報告するということになるのであります。この安全保障會議で審議したことを必ずし

もそのまま閣議にかけなければならぬというわけではないということをお願いしております。もちろんそのままだけの場合もありますが、そうでない場合もあります。そうでない場合であっても、各省庁がそれぞれ所管の権限によって実施する場合に、閣議に何らかの形でかけるものもあり得るわけでございます。そういうふうに申し上げておきます。

○三浦(久)委員 だから、全くおかしいのだよ。こんな国の安全に影響する重大な緊急事態についての処理方針でも閣議に報告しないなんて、一体どういうことなんですか。それじゃ、全く中曽根総理のやりたいほうだいやれるということじゃないですか。こんなものは独裁機関ですよ。これはだめです。

それで、最後に一つちょっとお尋ねしますけれども、私は今まであなたたちの答弁を聞いてきましたが、安全保障会議をつくる積極的な理由というものは何一つ見出すことができませんでした。例えば政府が例に挙げてあるミグ25の問題、大韓航空機の問題、ダッカ事件、こういうものを見ましても、処理のよしあしはまた別ですよ、立場によっても違いますが、あなたたちなりにそれはちゃんとやってきているわけだ。何でああいうものを処理する場合にこの安全保障会議が必要なのかという疑問が、私はまだ払拭できません。それでひとつお尋ねしたいのは、大韓航空機事件、ダッカ事件、それからミグの問題、こういうものを処理するに当たって、非常に困った、これじゃ本当に別の組織をつくってやらなければ大変なんだというふうに思ったのかどうか。それからまたそのほかに、あなたたちが緊急事態を処理するに当たって今の体制では絶対だめだ、もったいない体制をつくらなければだめだというふうに思われたものが過去にあったら、どんなものがあつたか。これを教えていただけませんか。

○的場政府委員 事件が起こりました当時直接仕事に携わったわけではないわけでございますが、なかなかお答えのしにくい話でございます。

が、その当時置かれていた状況では精いっぱい努力をし、稼働率一〇〇%というような状況でやると処理をし終えた、したがって、より能率的に効率よくするためにこういふふうな組織の変更が必要であるというふうに考えております。

○三浦(久)委員 より能率的にやるために必要だというふうなことは理由にならない。ここでは「通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態」を言うのですよ。もっとスムーズにやるために重大な緊急事態を安全保障会議でやるというのではないのです。既存の体制では適切に対処することが困難な事態、こういう場合を言うのです。ですから、そういう事態が過去にあったのか。ないじゃないですか。結局は何にも必要性がないのですよ。それで、何でもかんでものつくるのか。さっき言ったように、中曽根総理が、インナーキャビネットをつくって自分の思いどおり内閣を運営しようという独裁的な機関をつくらうとしている。そしてまた、常時国民を監視体制に置いて弾圧体制を強化するということ。アメリカ有事の際にこの自衛隊の参戦体制を強化する。そういう目的でこれが出てきているのだからと私は思うのです。

もう時間が来ましたのでやめますけれども、本当に私は、一時間半しか時間が与えられないので残念に思っております。これは五時間要求して一時間半しか認めないというのは極めて不当で、私は、今言ったような、何を目的にして政府がこういう安全保障会議をつくらうとしているのかという点について、これから十分に論証していきたいというふうに思っていたのですけれども、これはもう時間がありませんから参議院の同僚議員に譲らざるを得ないと思っております。私は、こういう危険な独裁機関である安全保障会議、この設置に強く反対して、私の疑問を終わりたいというふうに思います。

○志賀委員長 井上一成君。

○井上(一)委員 まず最初に、私は加藤防衛庁長官に、本年の一月十五日からの日米安全保障事務

レベル協議、一年半ぶりにこれはハワイで開かれた、この会議の中で、今日大変な問題である円高問題にかかわって、一番もろに受けている在日米軍施設に働く労働者、その賃金の支払いですね、そういうものに対しての協議が議題となつて上がったのかどうか、あるいは議題となつて話し合いがなされたならばどういふ話し合いが持たれたのか、この点についてまず聞いておきたいと思っております。

○加藤防衛大臣 一月の会議におきましては、在日駐留軍の経費、それからいわゆるいろんな種類のホストネーションサポート等の問題につきまして話になったと報告を受けておりますけれども、在日米軍の日本人労働者の労務費問題そのものが直接議論にはなつてなかつたと承知いたしておりますが、出席いたしました政府委員の方から正確にお答えさせていただきます。その会議には出席しておりませんが、担当でございます施設庁長官から答弁させていただきます。

○佐々政府委員 お答えいたします。

私、直接出席はいたしませんでした。出席をいたしました次長からの報告によりますと、一般論としてホストネーションサポートのより一層の努力を望む、こういう問題がございましたけれども、御指摘のような具体的な問題は出なかつたと承知しております。

○井上(一)委員 アメリカは、在日米軍の経費として年間どれぐらいの予算を計上しているのか。さらに、基地で働く日本人労働者の給与は年間どれぐらいなのか、一応その点について聞いておきたいと思っております。

○岩見政府委員 お答えいたします。

米側の負担しております日本人従業員の額は約九百億円でございます。日本側で負担しております額は百九十一億円でございます。これには、経費という意味でございます。給与額だけではないです。

○井上(一)委員 私はここで、円高によるやはり実質的な差益損、ドル建てと円高による日本人の

給与の目減り分がどうなのか、どういふ実情であるのかということを防衛庁に聞きたいわけなんです。それは俗に思いやり予算の中で賄ってきた、それはもう限度いっぱいではないだろうか。実際どういふ状況なんだということをまずここで聞きたい。円高がどういふところにまで波及しているか、いわゆる米軍の基地に働く労働者の懐にまで、あるいはそれはひいては我が国の財政に負担をかけているのではないか、こういうことなんです。

○佐々政府委員 お答えいたします。

確かに円高によりまして、アメリカが駐留経費の負担増ということで非常に問題になっていることは事実でございますが、少なくとも現時点において、例えばこの労務費の問題について、アメリカ側から公式にもう少し負担をしてもらいたい、こういうふうなお話はございません。また、先般のペアあるいは給与法の改正に伴うところの全駐の給与改定、これもブリーディングプラクティスと申しますが、日本の場合には御承知のように公務員の給与を基準として駐留軍労働者の給与を決めておりますが、これもアメリカ側との話し合いの結果、円満に妥結をいたしております。

○井上(一)委員 私の承知する範囲では、米国は在日米軍経費として年間約二十三億ドルを計上している、こういうふうに承知するのですが、これは間違いないでしょうか。

○藤井(宏)政府委員 私、今手元に持っております資料が八四年でございますが、八四年では御指摘のとおりほぼ二十三億ドル、二十二億ドル強でございます。

○井上(一)委員 今日の円高から、いわゆる私の承知する範囲も、これを例えば当時の円レート二百五十円で計算すれば五千七百五十億円、そして今日の百七十円台で計算したらこれが三千九百十億円、まさに目減り分というのは一千八百四十億円、これがどうなつていくのか。これだけの目減り分をどう穴埋めをしていくのか。思いやり負担ということですからそういうことが賄えてい

けるのであろうか。アメリカ側はこれに対して今までのところそういう要求はないということなんです。しかし、今後さらに円高が予想される中にあって、こういう問題は避けて通れない問題であるし、やはり両者が議論をしなければいけない問題である。

そういうことを考えると、私は地位協定の二十四条から考えても、もうこれ以上思いやり負担だというような形では負担はできないのではないだろうか。むしろ基地従業員の給与は正のために、防衛庁は地位協定二十四条を改正するぐらいの考えを持たなければならぬ、そういう時点に迫られているのではないだろうか。円高による一つの大きな被害、そういうふうに思うのですけれども、これはいかがなものでございましょうか。

○藤井(宏)政府委員 御指摘のように、円高によりまして大変な目減りをしておるわけでございまして、その状況は御指摘のとおりでございまして、地位協定につきましては、従来から政府が答弁いたしておりますように、ほぼ労務費につきましては限度いっぱいということにございまして、したがって、これ以上、労務費におきまして、地位協定の上から日本側として何かするということは極めて困難というふうに存じております。

○井上(一)委員 いわゆる目減り分はどのような形で対処されるおつもりなんでしょうか。

○藤井(宏)政府委員 先ほどから御答弁申し上げておりますように、アメリカ側に一般的に我が国におきまして何らかの負担をという希望は存在するかも知れませんが、具体的に労務費等につきましてアメリカ側から特に要請は来てないわけにございまして、したがって、現在までのところアメリカは内部の予算によってこれを処理しているというのが実情でございまして、

○井上(一)委員 それは、我が国として円高の問題をとらえて、そういう話し合いをアメリカ側に持ち込まれたということがあるのですか。

○藤井(宏)政府委員 アメリカ側から、労務費につきまして具体的な要請は何ら日本側に寄せられて

ておりません。

○井上(一)委員 私は、この問題はやはり円高に関連して、あるいは米軍基地で働く人たちの立場というのを考えれば、当然いち早く折衝に入っていくべきであり、問題を解決すべく努力をしなければいけないと思うのです。これは強く要望しておきます。

防衛庁長官にちょっと一般論として聞いておきたいのですが、防衛兵器と攻撃兵器をどういうふうに分類するとか、区分けをなさるのですか。

○加藤国務大臣 その分類は一般的にいうのはなかなか難しいので、個々の兵器につきまして、個々の装備につきまして、どういふのが防衛兵器であり、どういふのが攻撃兵器であるかということについてお答えしなければならぬと思いますので、政府委員よりお答えいたします。

例えばICBMは当然のことながら攻撃兵器でございまして、ある種のレーダーなどは防衛のための仕組みであるわけでございまして、なかなかその辺が区別しにくい部分もございまして、専門的に政府委員よりお答えいたします。

○井上(一)委員 加藤防衛庁長官、私も、今のお答えのように非常に分類はしにくい。時には攻撃用であり、それがまた時には防衛用でもある。むしろそれは使う意図の問題になると思うのです。そこで、ちょっと私はSDIについて聞いておきたいのです。

SDIの問題ですが、これは一定の調査団が派遣されて、報告があるわけなんです。官民合同調査も含めて、四月に報告書が提出されたわけですが、これも、レーガン大統領は、システム全体の完成を待たずに地上配備の迎撃ミサイルなどは部分配備も考慮しなければならぬ、あるいはパール国防次官補は、日本の先端技術を利用できればSDIの実験配備が早まることになる、報道によればこういうふうな発言をしているわけなんです。技術的に難しいものは先に送っているわけなんです。うちで、確かに報告書では、SDIの研究は実戦の開発配備とは別であるということを強調はされて

ていますけれども、技術の一部なんというものは研究室を出ていってしまふ、実戦段階にそれが入る可能性すらある、そういうことを考えると、日本は研究参加、不参加をまだ決めていませんけれども、研究だけなんだという種の意識の中にはまるのかどうか。それだけの意思で、はまるんだ、はまらないんだという議論よりも、SDIは防衛兵器だ、レーガン大統領が言っているわけなんですけれども、私はむしろ、SDIは防衛兵器と攻撃兵器との両用、いわゆる汎用品に近いものではないかという判断も成り立つのではないかと思う。ひとつその点は防衛庁長官、SDIは防衛兵器である、レーガン大統領が言うから防衛兵器だという認識でなく、私は、加藤防衛庁長官は次の次ぐらには日本を背負われる方だと目ごろから本

当に思っている、SDIというもののについては慎重であってほしいというのが私の考えです。防衛兵器だということだけに感ぜられてはいけません、SDIはむしろ使う意図によって攻撃兵器にもなりかねないという懸念を持っているのです、その点はいかがなものでしょうか。

○加藤国務大臣 SDIの問題につきましては外務大臣の方からお取りまとめになっておられますので、私からコメントするのは避けさせていただきます、たいと思はしますが、いざにいたしまして、人類的にいわゆる武器の開発の歴史というものを追うと、やはり盾と矛の相互関係ですと進んできたように思います。レーガン大統領がこれは防衛兵器だということをおっしゃって、そしてそのことをもとにSDIというものを研究できるかどうかを今勉強しているという段階だろうと思はします、その辺につきましては我々も十分に情報を集め、そしていろいろな角度から検討していかなければならぬ問題だろうと思はします。

○井上(一)委員 例えばピストルは、人を撃つ、殺すために使ったら攻撃用だと思ふのです。撃ちに来た、あるいは殺しに来た、撃たれる前にこちらが撃った、これは防衛だ。私は外務大臣にはま

た聞きますし、SDIについては外務省には何回か聞いています。きょうは違った角度で防衛庁長官に聞きたい。

SDIは防衛兵器である、国会の中ではそういう議論をしてきました。そして、皆それを信じて議論をしてきました。そして、同時に攻撃兵器にもなり得る。攻撃兵器であるという断定までは今できないと思はします。攻撃兵器にもなり得る、そういうものである、兵器それ自体は、認識をしておかなければ、参加決定も含めて、これは大きな間違いを起こすことになる。私は、そういう意味で、防衛兵器だという反面、攻撃兵器にもなり得るという認識を持っているのです、防衛庁長官、いかがですか。

○加藤国務大臣 私は、井上委員のおっしゃった観点よりも、盾と矛の相互の関係というところにより注目して考えてみたいと思っております。いつかの委員会でも申しましたけれども、すべての盾をやつづけることのできる矛と、すべての矛を防ぎ切ることのできる盾というものが世の中にあるとしたら、それは矛盾だということからき

たわけにございまして、ある意味では、本当に完全なる盾ができるのなら、それは我々人類のために有用なことであらうと思はします。しかし、それがある程度の途中の段階で成功せずに、そのことによってより強固な矛の開発競争を誘発するならば、それはまた一つのバランスの問題を崩していくというふうな、そちらの方が私たちがちょっと議論すべき問題ではなからうかと思っております。

レーガン大統領が、絶対にしつかりとしたSDIをつくってみたいという構想を持っているものは、私は完全なる盾をつくってみたいという発想だろうと思はします。それが技術的に可能であるのかどうか、アメリカ自身も今いろいろ考えております。その間の過程の話はどうなるのであろうかという部分をいろいろ研究しているものでありまし

ようし、我々もその技術面と戦略面について十分なる検討をしなければならぬのだと思っております。

○井上(一)委員 ジャア、防衛庁長官は結構です。

中曾根さんは、その内閣のなかに後藤田さんを官房長官に据えた。適材適所という言葉があるとするなら、私はまさにこのことを指すのではないかと。官房長官、番頭役というのでしょうか、あえて異体同心という言葉を使いますが、私の受けとめ方、中曾根さんと後藤田官房長官との関係、一心同体という言葉があらまされけれども、異体同心という認識に立って質問をさせてもらいたいです。

去年のボン・サミットではSDIがいろいろの問題、議題になったのですが、これは全くなかったわけなんです。舞台裏というのでしょうか、水面下を含めて何もかもよく承知をなさっていらっしゃる官房長官として、今回の東京サミットでそういう問題が論じられなかったのは何か理由があったのでしょうか、どうなのでしょう。SDIの問題が今回の東京サミットで議論にならなかったのは何か理由があったのでしょうか。

○後藤田国務大臣 議論が出なかったことは事実でございますけれども、出なかった理由は何ぞやということになると、これは出さなかつた各国の人に聞かなければわからぬということですが、あえて推測をしますと、各国は既に大方向針を決めておりますから、そういうことで議論が出なかったのではないかと、私はかように思います。

○井上(一)委員 そこで外務大臣に。官房長官がおっしゃるように、それぞれの参加国は態度決定をされているわけなんですけれども、我が国は態度決定が保留されている。外務大臣も非常に慎重な対応をなさっていらつしやるわけですが、二国間、いわゆる日米間では、公式、非公式を問わず、この問題については話し合いを持たれたのかどうか。この点について聞いておきたいと思ひます。

○安倍国務大臣 これは既にキャンブ・デービッドの首脳会議におきまして、たしか中曾根総理から、日本のSDIに対しての考え方をはっきり述べておりますから。考え方といひますのは、理解をしておる、そして今検討中だということを述べております。でありますから、その限りにおいてアメリカは日本の立場を承知しておる、こういうことで、日本にレーガン大統領が来られてからは、二国間の会談でも、あるいはサミットにおいても、今お話しのように実際に出ております。

○井上(一)委員 後藤田官房長官、さつきも申し上げましたように「SDI研究計画」についての官民合同調査団報告ですね、官房長官は関係閣僚の協議会の座長を務めていらつしやるのですよ。この報告を受け取られたと思うのですが、この報告を受けてどういふような受けとめ方をされていらつしやるのでしょうか。

○後藤田国務大臣 おっしゃる通りに、私は、制度的な協議会ではありませぬけれども、関係閣僚が必要の都度、随時という懇談会の座長を命ぜられておるわけでございます。せんだつて、第三回の調査団が帰つてまいりまして、その第一回目の報告を聞いたわけでございます。

ただ、今の日本の態度は、今井上さん御案内のように、一応この計画については日本政府としては理解を示しておりますけれども、まだまだ内容がよくわかりませんので、実態調査の上、日本政府としてこれにどう対処していくかということについてこれから決めるわけです。まだ第一回の報告を聞いたばかりでございますから、今何とも申し上げかねますが、率直に言つて、私のような素人からは、第一回聞きまして、まだなかなかわからぬ。したがつて、重要なことですから、私もこれはよほど慎重に聞きまして、我々のようなものにも腹にしっかりと入るまでは十分検討させていただきます。その上でみながら議論をして何らかの方向を考えていきたい、かように考えておるわけでございます。

○井上(一)委員 専門家も含めた調査団ですが、

技術的側面からの研究参加の必要性というものは非常に強く訴えられているのです。私は、こういう研究参加というのは政治的側面というのでしようか、そういうものが実際は肝心になってくると思うのです。そういう分析が少し報告には落ちているような気がするわけで、具体的にいへばもっとも詳細な報告が座長にはなされたのかどうか。ただ単にこれだけなのか。私は、詳しい報告を今見せてくださいとか、ここで発表してくださいとか、あるいはそれを報告すべきだということに申し上げません。座長の方にはこれ以外に詳細な報告がやはりあったのかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

○後藤田国務大臣 簡単な書類だけでございます。大部の報告書なるものは私にはまだ全然届いておりません。

○井上(一)委員 私は私の判断として、この調査団の報告書だけでは何を言おうとしているのか、参加、不参加を含めてそういう志向が具現化されていない、こういうふうな思ひです。それで、この報告書だけで判断ができる認識をされるのかどうか、これは官房長官に聞きたいのです。外務大臣でなく、今回のこの官民合同調査団の報告書で参加、不参加が判断できると御認識なのかどうか、ちよつとその点。

○後藤田国務大臣 その報告書は技術者の視察報告でございます。その技術報告自身が数ページを報告だけにとどまつておりまして、まだ私は全体を見ておりませんし、技術上の問題もまだ私のみ込んでおりません。同時にこの問題は、やはりおっしゃる通りに技術的な面だけではないに広い目配りをして日本として決めなければなりませんから、したがつて、今直ちにこの問題はよくわからなかつたといふような筋合いのものではない、かように私は理解をいたしております。

○井上(一)委員 これまた座長役という立場で、この調査をもつて最終と判断できるのか。まだまだ調査が、今のお答えで若干そういうニュアンスはあつたと受けとめたのですけれども、これが最終

終の調査ではない、こういうふうな受けとめてよろしいでしょうか。

○後藤田国務大臣 私は技術的な面はよくわからないのですが、技術的な面は大体この調査程度で終わったのではないかなと思ひつてゐるのです。私は、これは間違つてゐるかもしれない。わかりません、これは。しかし、それだけでこの問題の結論を出すというわけにはまいらない、もう少しいろんな幅広い検討を必要とする、私はかように理解をしております。

○井上(一)委員 実は、SDIの研究参加の動きに対して、日本の学術会議が、最近深い憂慮の念を披瀝したという報告書を提出しているわけなんです。このことは御承知なんでしょうか。そういう見解に対しては官房長官としてはどうお受けとめになつていらつしやるのか。このことも聞いておきたいと思ひます。

○後藤田国務大臣 そういう新聞記事は私は読みましたけれども、学術会議から具体的にどういふ意見書が出てゐるかは承知をいたしておりません。

○井上(一)委員 私がこういうことを官房長官にあえてお聞きをするのは、対米武器技術供与を決定したときに、たしか五十八年の一月でございますが、その際にも後藤田さんは官房長官であつたわけなんです。談話をたしか出されたわけなんです。今回、この調査を一つの契機として参加に対する態度決定が早々になされるのではないだろうか、サミットの成功を期待したわけでありませうけれどもなかなか芳しくない、しかしそういう中で時には解散、同時選挙というふうな声も聞こえる、SDIの参加は参議院の選挙を終えた後に決定をするのではないだろうか、こういうまことしやかな報道というのか、そういううわさもあるわけなんです。この報告書でも、検討を要するといふ課題はたくさんあるわけなんです。軽々な判断は許されなかつた、私はこういうふうな思ひつてゐるわけなんです。そういう意味で長官に今いろいろお伺

いしてきたわけで、この前のように——この前のようにと言えらぬにござりますが、五十八年の一月のように、参加決定を官房長官の談話だけで終えてしまおうということになると、やはり問題になるのではないだろうか。それは、国会の中で今日までいろいろと議論をされてきました。非核三原則決議あるいは宇宙平和利用決議、そういう国会の決議を重く受けとめるべきであり、官房長官も重く受けとめていらしうと思ふのですが、そういうことであれば、前回のような手順で事を運んでもらうては大変なことになると思いますよ。そういうことをあえて私は申し上げたかったのです。そういう点は官房長官、いかがなものございましょうかと、こういうことでござい

のだ、こういう発言をしているわけですが。だから、この発言をどう受けとめ、どう評価し、そしてそれに対して、先ほど私が申し上げたような、日本としていわゆる秘密協定は結ぶべきでないし、そういうふうなことはいたしませんということなのか、その点を官房長官に私は聞いておきたいと思ふのです。

○後藤田国務大臣 私は先ほど来事柄が重要だから幅広い目配りを必要とすると申しておるの、今あなたが申し上げたようないろいろな面を頭に置きながらお答えをしておるつもりでござい

○後藤田国務大臣 まことに申しわけないのです。私は西ドイツがどういう秘密協定を結んでおるのか内容も承知をしておりますが、日本でこれから勉強して決めるわけですから、そういう場合に、諸外国の対応がどうであったのかといったようなことは当然私も知っております。勉強しなければならぬ、かように考えておるわけでござい

ただ、御質問の中に、選挙の後になればすぐにやるんじゃないかなんという一部の声をお述べになりましたけれども、私もはさようなことは考えておりません。こういう問題はあくまでも、政治的な面も考えなければなりませんし、技術上の面も考えなければなりませんし、何よりも国益に沿うかどうかということを基本に考えまして、イデオロギーその他の面は一切入れないで冷静に判断をしていくべきものであらう、かように考えておるわけでござい

○井上(一)委員 私は、参加するしないは軽々に判断してはいけないということをよく、慎重な対応をしないといけないことをさきから言っているわけですが、しかし、西ドイツであったことは他人事ではないのだ。我が国もそういうことのないようにちゃんとすべきです。これは官房長官に私はお聞きをしたいのです。こういうことがあつてはいけないのです。だから、参加をする場合には参加をする、決まったことをきっちり国会に報告をする、そういうことの姿勢でないといけない。

○井上(一)委員 さらに念を押すようございしますが、前回は国会が開会中でありましたけれども、もし閉会中にこういう重要な問題に対する決定というか、そういうことの取り決めについては、国会決議というものに対する重みを深く受けとめられて国会への対応を十分にすべきである、こういうふうには思ふわけであり

○井上(一)委員 私は、参加するしないは軽々に判断してはいけないということをよく、慎重な対応をしないといけないことをさきから言っているわけですが、しかし、西ドイツであったことは他人事ではないのだ。我が国もそういうことのないようにちゃんとすべきです。これは官房長官に私はお聞きをしたいのです。こういうことがあつてはいけないのです。だから、参加をする場合には参加をする、決まったことをきっちり国会に報告をする、そういうことの姿勢でないといけない。

○井上(一)委員 私は、参加するしないは軽々に判断してはいけないということをよく、慎重な対応をしないといけないことをさきから言っているわけですが、しかし、西ドイツであったことは他人事ではないのだ。我が国もそういうことのないようにちゃんとすべきです。これは官房長官に私はお聞きをしたいのです。こういうことがあつてはいけないのです。だから、参加をする場合には参加をする、決まったことをきっちり国会に報告をする、そういうことの姿勢でないといけない。

○井上(一)委員 私は、参加するしないは軽々に判断してはいけないということをよく、慎重な対応をしないといけないことをさきから言っているわけですが、しかし、西ドイツであったことは他人事ではないのだ。我が国もそういうことのないようにちゃんとすべきです。これは官房長官に私はお聞きをしたいのです。こういうことがあつてはいけないのです。だから、参加をする場合には参加をする、決まったことをきっちり国会に報告をする、そういうことの姿勢でないといけない。

○井上(一)委員 私は、参加するしないは軽々に判断してはいけないということをよく、慎重な対応をしないといけないことをさきから言っているわけですが、しかし、西ドイツであったことは他人事ではないのだ。我が国もそういうことのないようにちゃんとすべきです。これは官房長官に私はお聞きをしたいのです。こういうことがあつてはいけないのです。だから、参加をする場合には参加をする、決まったことをきっちり国会に報告をする、そういうことの姿勢でないといけない。

○井上(一)委員 私は、参加するしないは軽々に判断してはいけないということをよく、慎重な対応をしないといけないことをさきから言っているわけですが、しかし、西ドイツであったことは他人事ではないのだ。我が国もそういうことのないようにちゃんとすべきです。これは官房長官に私はお聞きをしたいのです。こういうことがあつてはいけないのです。だから、参加をする場合には参加をする、決まったことをきっちり国会に報告をする、そういうことの姿勢でないといけない。

ります。そういう立場で、アメリカをしてヨーロッパ、いわゆる三極外交といいますが、同じ価値観を持っておる、こういう連帯感の中で協調姿勢を進めておられます。

同時にまた、日本はアジアの一国である、アジア・太平洋の一国である、これも一つ日本の大きな原点でございますから、そういう点も踏まえて日本外交というものは進めていかなければならない、また進めてまいったというのがこれまでの立場でございます。

そういう中で、今回もサミットも行われましたが、我が国として東京、アジアで行われたサミットということで、アジアの現況というものをヨーロッパあるいはまたアメリカの首脳に訴えまして、アジアを通じて南北対話、あるいはまた南北協調ということのいかに重要であるかということをお願いを求め、ともに先進国が協力し合って、こうした南北問題解決のために努力し合おうということをお願いをいたしました。

アジアの現況については、今第一次産品の価格が非常に低迷しているとか、あるいはまたアジアの中での石油の産出国等は石油の価格が非常に落ち込んでおるといふようなこともありまして、経済はこの種の問題を持っておりまして、特にフィリピン等は相当な赤字を抱えておるといふような状況で、非常に混迷をいたしておる。

しかし、同時にまた、そうしたアジアの今非常に難しい経済的立場にはありますけれども、アジアにはアジアの持っている独特な一つの活力というものが私はあると思っております。非常にダイナミズムのところがありますから、私は、これからASEAN、さらにアジア諸国がお互いに相協力し合って、また日本もアジアに対する協力というものを積極的に進めていけば、アジア・太平洋の新しい時代というものが二十一世紀に向かって明るい展望として開けてくるのではないかと、こういうふうに考えております。

○井上(一)委員 サミットの開催を前にして、四月に須之部元次官にASEAN諸国を歴訪させ

て、ASEANのそれぞれの国が東京サミットで訴えてもらいたい、そういうことを聞いて帰られたと思うのです。どんなことを聞いて帰られたのか、それをここで聞いておきたいと思っております。

○国広政府委員 須之部大使がASEAN諸国を訪問してまいりましたときに、これら諸国から共通して受けました要望は、保護主義、高金利、一次産品及び石油価格の下落等によりまして諸困難に直面している開発途上国経済の現状を踏まえて、国際経済体制の諸問題にグローバルな見地からの検討が行われるようにという希望が表明されたわけでございます。同時に、開発途上国の立場から見ても、先進工業国の経済成長が持続的に行われるということが累積債務の返済その他の面で大変必要であるということも強調されたというふうに聞いております。

○井上(一)委員 我が国もASEANに対する気配りをした、レーガン大統領もサミットの参加の前にペリ島に立ち寄ってASEAN外相会議に臨んでいろいろの要望を聞き、具体的な要望書をもらってきた。いわば、日本もアメリカもASEANに対する気配りは十分なされた、こういうふうに私は認識するわけです。

しかし、今度の議長総括というのでしようか発表文というのでしようか、具体的に経済問題は出ていないのではないだろうか。特に、一次産品の価格の値下がりや経済不況に大変苦しんでいる国は失望している。これでは中曽根首相が言われた「我々は、このサミットがアジア・太平洋の地で開かれたという意義を十分に認識し、この地域の当面する諸問題について話し合いました」というその認識が薄かったのではないだろうか、あるいはむしろ反してはいないだろうか。

具体的に一次産品問題がサミットで議題になったのかどうか、議題になったとしたらどのような結論が出たのか、こういう点について少し詳しく聞いておきたいと思っております。

○安倍国務大臣 議長総括は、アジアに大分触れておりますが、いわゆる経済問題以外についてア

ジアを重点として触れております。経済につきましては経済宣言で、いわゆる開発途上国に対する問題として取り上げております。また、その議論の中で、首脳だけの会合には私は出ておりませんが全体会議等に出ておりましたけれども、やはり一次産品の問題は相当深刻に論ぜられたというふうに私は受けとめております。これは先進国の農業問題とも絡めて相当深刻に論ぜられた。共通基金等を確立すべきではないか、価格の安定基金等も考えるべきではないかという議論もあつたわけでありまして、また、特にヨーロッパ諸国とか先進国がいわゆる農業の保護主義を積極的にやっているというところは、結局開発途上国の農業を非常に圧迫するということになっていくので、そういう面から、先進国における農業のそうした保護主義といえますが補助金主義というふうなものに対して大いに改革をする必要がある、先進国自体が近代化を行うことが結局第一次産品の低迷で悩んでいる開発途上国を裨益することになるんだというふうな議論等も行われてまして、相当けんけんがくがく行われたと思っております。

ただ農業問題は、先進国自体においても対立がありますし、難しい。こういうこともあって結論的なものは出ませんでした。やはり開発途上国の第一次産品の問題については深刻にとらえなければならぬという点については共通の認識を得た、こういうことははっきり言えるとは思っております。

○国広政府委員 多少補足させていただきます。この九月にはニューラウンドを開くための関係会議が予定されておるといふこともございまして、開発途上国の問題に対する関心が大変強く示されたと私は思います。

経済宣言におきましては、ASEAN等が非常に強い関心を持っております一次産品の加工度の向上、対外直接投資の拡大を含む産業構造の調

整、ODAの拡大、農業生産構造の調整等が現に含まれておりますが、今御質問がありました一次産品そのものにつきましては、実は今度のサミットを開く前に、個人代表の会議で一度その問題に集中して検討が行われました。その検討会に対する最初の報告を日本が引き受けまして、私どもの方で検討した結果を持っていきまして、そこで種種の議論が行われました。

その中で重要な二、三御紹介しますと、過去の一次産品問題の取り組みのときは、商品協定をつくるかというふうなところによって、人為的に価格を維持するというようなところに一応重点があつたのですが、最近どうもそれがうまくいかないというところがありまして、むしろ先進工業国における一次産品の需要を高めること、生産する方での将来の予測を間違えないこと、生産そのものが技術的にもっと能率的に行われるべきこと、コストを下げる、また一次産品の加工度そのものを上げる、そういうようなことにもっと重点を置くべきである、したがっていまして調査とか技術開発、技術協力、そういうものを含めて一次産品問題に取り組みべきだというのがおよその結論でございます。したがって、それはサミットに参加する首脳にも報告されまして、そういうふうな事実認識を含めて討議が行われたものと了解しております。

○井上(一)委員 経済の落ち込みに対するASEAN諸国の危機感に対して、日本は十分な認識を持って対処していかねばいけない。どうもASEAN諸国の具体的な要望に対して抽象論的な表現で事を処しているというところに、私としては納得がいかない。そういうことでは三極協調外交というのには成り立たない。むしろASEANの一員である我が国は、ASEAN外交をもっともっと強く基盤を固めていくということが先決であり、そのことが大事である。サミット前にいろいろのいわゆるカンファレンスを通して対応されたようなことを言っていますけれども、私は、十分でない。

今、ASEAN諸国のそれぞれの国の人たちが

そこで、その中の決め方は何かといえますと、これから先の我が国の国際的な経済調整に向けて大体どういう方向で日本としてはやっていきなたい、こういうことを決めておるわけです。当然日本には、それぞれの各省に審議会とか委員会とか、例えば税制調査会なら税制調査会、こういうものもありませんし、そういうそれぞれの手続を踏んで、その上で与党との連携もとりながらこれは具体化していくのです。したがって、その過程はこれから先の話ですというようなことを十分念頭に押しをいたしまして、それでまずそれを文章の中に書いてあるのです。そういう趣旨で実は今日まで来た。

ところが、それがあたかも公約だ何だというて、いろいろと誤解を生みました。その誤解を生んだことについては、私どもの取り扱いをこれから先十分注意をしなければならぬ事柄であったなというだけの自己反省はいたしておるつもりであります。

○井上(一)委員 外務省はどうですか。

○国広政府委員 先ほど米国に対する説明ということについて御質問がありました。米国に対しては、報告書がほぼまとまった段階で、研究会自身が大河原前駐米大使に訪米していただいて、米国の関係者に、今こういうことが検討されております。いずれ近いうちに報告書としてまとまりますが、その目的は、公表されたときに関係者が内容を正しく理解しておるといふことを期するためだと私は理解しております。

○井上(一)委員 外務省もけしからぬと思うのです。アメリカへ先に持って行って、そしてそれはどんな手順でどうなったかは別にして、国会で外務委員会もあればある委員会があるんだから、今こういう私的諮問機関でこういうことが検討されていきます、そういうことをやっぱ何らかの折に国会の中で明らかにしていかなきゃいけない。しかし、この問題についてはいずれ外務省に時を改めてお聞きします。

ただ官房長官、今ずっと四月七日からの経緯を述べられて、五月一日に与党との経済構造調整推進要綱ですか、そういうものが決定されたんですね。これは聞き及ぶところでございますから正確かどうかわかりませんが、正確だと思ふのです。この問題についてはいろんな議論が政府・与党の中にもあった。しかし、サミット前だし、事を荒立ててはというふうなことで、いわゆる番頭役である官房長官が御苦勞なされたというふうには私は受けとめているわけです。そういうことではまさに御立派な官房長官だ、私はそう思っております。

それで、さっきは場さんが私的文書だという

位置づけをされておったのが、いつの間にかそれが公的なものになったわけですね。これが私はやっぱ問題であるというわけなんです。その要綱、それ自体に百家争鳴、いろんな意見が出てくるでしょう。それはそれでいいと私は思ふのです。一つの意見ですべてがまとまるというふうなことはなかなか難しいのですから。しかし、私的文書がいつの間にか公的文書になっていってしまう、それを国会の中では一言も論ずる機会もない、それに対する議論の場もないというのを私はおそれているというか、そういう政治を直していかなければいけないというのを私は指摘をしているのです。

官房長官は、与党とまず話をされたと言ふけれども、今後のスケジュールをどう実行していくのか、ここで本当に説明をしてほしい、まずそれ以前に、与党との話し合いの申身を国会に出して議論をするということになると思ふのです。それは約束ができるものかどうか。そういう点に、国会と内閣とが、国会と行政とがお互いに明確な責任を持ち合っていくというところに議会制民主主義があるのですから、私的文書がひとり歩きをして公的文書になり、そして諮問機関でやったものだから国会とは無関係である、そういうようなことにしてしまつたら大変なことになると思います。それこそ政治それ自体が国民から不信を買いますよ。

内閣の支持率がいいというのは、僕は一見思うのですが、いわゆる大統領型政治を今まで表面に出してこられた中曽根さんの手法というものが若干そういうことになったんじゃないか。しかしこういうことなんですよというのを一つ一つ明らかにしていくと、国民は失望しますよ。本音を言えば、きょう私は中曽根さんにこのことだけは申し上げておきたかったわけです。国会を通して、しっかりと国会の中で議論をして、一つ一つ積み上げたいわゆる誠実な実直な行政、そういうものをやってもらわないといけない。その点で、冒頭申し上げたように、官房長官が中曽根内閣のなか

めとして大変しっかりと手腕を振るっていらつしやる、そういうことを強く信頼をしている私として、前川レポートについての、あるいは経済構造調整推進要綱が正確な名称ですが、これについてはやはり国会に提出して議論をする、こういう約束をしてもらいたい、こういうことでござい

○後藤田国務大臣 井上さんの国会の軽視といひますか形骸化、これについての御心配、これは私もそれなりに十分理解をいたします。この問題につきましては、先ほどお答えをいたしましたように、これから先いよいよ具体化する段階に入るわけでございますが、その際には、政府の中にもろんな審議会もあるし、政府のそれぞれの立場もありましよう、そして同時に与党の立場もありましよう、その関係で十分調整をしてみたい。その中で、それぞれの各省が現在の行政上の処理だけできるといふ場合にはそれでやりやうと思ふと思いますが、しかし、そのうちの多くは立法事項を必要とするかも知れません、あるいは予算を伴うものもあるかも知れません、こういうものについては当然各省が十分議論をしながら国会の御判断を仰いでいくということになりますから、そこらは十二分に国会で御審議をさせていただければありがたい、かように思ふわけでございます。

○井上(一)委員 外務大臣、結構です。それでは次に、円高の問題について少し官房長官にお伺いします。四月に中曽根総理あるいは安倍外務大臣が訪米をされたわけですね。帰国をされた途端に急激な円高になったんですね。これは何でなのでしょう。どう受けとめていらっしゃるんです。

○橋本(貞)政府委員 為替相場のレートの推移につきましては、市場でいろいろな要因で動いておるとは非常に難しいわけでございますけれども、最近かなり急速にドルが全面安になっておる、それを背景に円が急上昇しておる、そういうふうな私どもは受け取っておるわけでございます。

○井上(一)委員 官房長官、時間が長いのでお疲れだろうと思いますが、きょうは私は、やはり官房長官のお答えあるいは認識をちょっと聞きた

それで、これは竹下大蔵大臣がベーカー財務長官との会談を終えた直後、一ドル百八十円で合意した、こういうことをコメントして、それがニュースになった。ところが、イギリスのローソン大蔵大臣が「ベーカー長官自身の考え方が私とかなり違ふなら驚くべきことだ」といふ竹下発言を完全に否定したわけなんです。そういうことが政治的な立場から——これはエコノミストにそう書かれていっているのです。「サミット前に露呈した『非協調』」。昨年の九月のG5から円高の事態は十分想定されていたのではないかと。それに対して何ら適切な手を打たなかった。日米首脳会議が一体何をしていたのかということ、これは官房長官も御出席なさっていたと思うのですが、経済対策閣僚会議で自民党の官議総務会長が突然発言を求めて、首相が訪米から帰国した直後から円が上がり始めた、なぜそうなったのか、中曽根総理は日米首脳会議で一体何を話したのか、こういう疑問が投げかけられたと書かれているわけです。これは事実なのです。私は、話はしたけれどもレーガンに、その友情は友情として、このことについては体裁よく拒否された、こういうように受けとめたわけですね。明確な否定でないとしても、私はそういう認識を持つのです。官房長官、中曽根総理なり安倍外務大臣がわざわざアメリカまで行っていろいろ御苦勞をいただいたのですが、この円高に対する対応というのは十二分ではなかったと私は評価するのですが、一体いかがなものでございましょうか。今具体的に申し上げたのですが、こういう時点をとらえて、官房長官としてはどう受けとめられます。

○後藤田国務大臣 井上さん、私、本当は難しいのです、この答弁。私は専門じゃありませんからね。これは竹下大蔵大臣にやってもらわなければいかぬのですが、去年の九月のG5、私はあれ

で、各国の大体の政策が歩調が合ってきたと思うのです。そこで、アメリカが第一に基本的な政策変更をしたのだらうと思いますが、そこで従来のドル高というものが是正をされていって、そして円なりあるいはマルクなりというものがだんだん上がってきて、ところがそれがだんだん急激になつてきておられます。余りにも急激なものですから、そこでいろいろな摩擦現象が日本国内にはできてきておる、こういうのが現状だと思ひます。

しかし、私は素人ですから、国務大臣としてお答えしているわけですから、為替相場というものは、本来はそれぞれの国の経済的なパフォーマンス、私はこれが根拠だと思ひます。したがって、ひつきやうそれになつていくだらうと思ひますが、それだけでなしに、いろいろな投機、思惑、こういったようなものが入りますから、そこでいろいろな乱高下も出てきておると思うのです。しかし、私は基本はパフォーマンスだと思ひます。ところが、日本のパフォーマンスは相当いいわけですから、そういったようなことで今日のような状況になつておる。しかし、いづれにせよ、それにしても急激過ぎるということだけは私は間違ひがないと思ひます。

したがって、日本としては、これは私、同席しておりませんか。わが国は、恐らく総理にしろあるいは大蔵大臣にしろ、この急激な円高に對しては日本の国内に大きな経済的影響を与えておる、これはやはり何らかの是正をする必要があるということ、私は日本としての主張は十分なされたと思ひます。しかし、基本的には、中央政府の連中が何を言つたって、大体はこれは中央銀行の専管事項じゃありませんか。一方にそういう問題もあるといったようなことで、基本はパフォーマンスであらうけれども、それには権限的に言つても中央銀行の専管事項になつておるといったようなこともあるし、さらには投機、思惑、いろいろなのが絡んで今日の状況になつておりますから。

ともかくこれは、日本の円が強くなるというのはいいことなんですよ。間違ひありませんよ、これは。弱い経済力の国で円が高くなるなんという事はあり得ないのですから、私はこのこと自身はいいことだと思ひます。そして、日本の経済の基礎条件がよければ、基礎条件、最後はそれによつて決定するのですから、必ずや落ちつくところに落ちつくであらうと思ひます。問題は、余りにも急激過ぎて、日本の中小企業その他に大きな影響を与えておりますから、政治の場ではそれに対してどう対応すればいいのか、これは政治の場で考えなければならぬ大きな課題である、私はこういう認識です。

井上さんのおっしゃる、何で百八十円が百七十円になつたかなんというの、これは私には全くわかりませんから、あそこ専門家がおりますから専門家に答えさせます。

○井上(一)委員 官房長官、それじゃ、今日の相場といふのが百六十五円、これぐらいならどうですか。円の高位はこれとええこつちやと今言われたわけですが、急激だから中小零細企業は困つておるんだ。今まさに円高不況で嘆いておる企業が多いのですよ。きょう日銀総裁が、百六十五円なら対応可能というコメントを出しておるのですよ。それで官房長官に聞くが、百六十五円、日銀総裁がそう言うてはりますけど、官房長官はどう思われますか、こういうことを聞いておきたいのです。

○後藤田国務大臣 なかなか井上さん誘導尋問が上手だから、うっかりすると私はえらいことになるので。――そうじゃないんです。やはり急激過ぎる、日本の経済にとつては、私は本当にそう思ひます。しかしながら、一体それじゃ為替相場といふのは何ばがいかということになる、これは口にするべきことではない、あくまでも市場に任せるべき筋合いのものである、私はこう考えるわけでございます。

○井上(一)委員 今回のサミットでは、先ほど申し上げたように成功を期待したわけなんです。参加された各国は中曽根総理に對して絶賛されて

いるわけですね。日本にとつてはどうなのかというのと、今言う円高の問題、あるいはアジア、ASEANの問題もありますけれども、これからこの円高に對して一体どう対応しようとしていくのか、そういうこと。しかし、これを官房長官にお聞きしてもちよつと答弁がしにくいということですから、それは次回に關係の大臣にでも聞きましよう。

ただ、中小零細輸出業者というのは今まさに、表現が適當であるかどうかは別として、瀕死の状況であるという今日、東京サミットまで何とか持ちこたえれば何らかの調整介入があつて、何とか立ち直れるであらうという期待感も持っていたわけなんです。が、実際はその期待も裏切られていた。むしろ、失望と怒りというのでしようか。そういうもので、それこそ今、円高不況に苦しむ関連の業者は大変な状況である。そこで、本当は一体どうするつもりなのかということを開きたいわけなんですけれども、それはさつき官房長官も答弁が十分でないというような意思があつたものですから。

ところが、総理は、参議院の本会議で、円高対策を目的とした補正予算を組んで、その財源にいわゆる建設国債の発行もあり得る、これは後で若干のイレギュラーを、是正をされるわけなんです。が、そういうことに対して研究をさせる、記者団にはそういうことを言つておきたいのです。

官房長官、このことについては何らかのそのような指示を受けたのかどうか、そこは答えができかと思ひますので、ひとつ聞いておきたいと思ひます。

【委員長退席、石川委員長代理着席】

○後藤田国務大臣 これは通産大臣とか大蔵大臣あるいは経企庁長官、官房長官等に対応策を指示してある、この御発言なさつたようですが、その点はかねがね申し上げておつたのですが、六十一年度の予算の成立を待つて早急に円高に對する中小企業対策、これらを政府として講ずべしということで御指示がございまして、それはもう既に

決定をしまして、そしてそれぞれの省で逐次実施をやつておることでございまして。しかしこれも、最近の円高の急激な上がり方であらう一層やらなければならぬということであれば、これまたそういう検討の場はあるかと思ひますが、これは今実施中でございまして。

それからもう一点、総理が小柳議員の質問に對する答弁の中で、円高対策はどうだという御質問に對するお答えですね、その中で言つておられることは、公共事業の前倒し等もやつておる、これは御案内の七七・四％ぐらいをやる、こういうことですね。そうすれば当然下期に枯れてくるわけですが、そこを頭に置いておられたと思ひますが、公共事業の前倒しもやつておるのだ、それで必要とあらばこれは補正予算等も検討しなければならぬかもしれない、しかしながら、政府としては、油の差益還元の問題であるとかあるいは金利の引き下げの問題であるとか、各般の対策を講じておる、その効果が下半期に出てくると思ひます、こういうことを言つておられるわけなんです。

したがって、総理の答弁というものは、今直ちに補正予算を組むなんというのではなくて、もう少し模様を見まして、秋口に状況等も判断をしながら検討すべき課題であらう、こういうことを申し上げておるわけであつて、今直ちに補正予算ということをお答えしておるものではないと思ひます。総理も今の中小企業の難しい立場は十分おわかりで、既に対策も命じてある、しかし、必要とあらばまた考えなければならぬが、いづれにせよ金利も下がつておるし、物価も安定し、むしろ卸売物価が下がつておる、こういったようなことでプラス面も出ておるんだ、そして一連の我々の考へておる対策をすれば、秋ごろにはだんだん景況もよくなつてきかぬではないのか、こういうことを申し上げておる、その段階での判断である、かように御理解をしておいていただきたいと思います。

○井上(一)委員 円高で苦しむいわゆる関連不況業者、他方、円高でもうかつておる企業もあるわけなんです。しかし、国民にとつては、そんな

に円高になったからといって輸入品がぐっと下がる、そういうことは目に見えて還元がないわけであります。こういうことについては、やはり行政指導が徹底していかなければいけない。やはり円高不況に苦しむ中小企業対策というのは、大型の補正予算を組んで抜本的に立てなければいけない。これは当初予算、本年度の予算の審議の中で、予算委員会の中でも、円高不況の問題については、特に不況産業に対する手だて、いわゆる財源を私は具体的に指摘をしたわけであります。

きょうはひとつ、これは大蔵省に聞きます。官房長官も聞いておいてほしいと思うのですけれども、いわゆる支出官レイトというものがたしか二百九円だったと思うのです。そのドル二百九円の支出官レイトを、補正予算を編成するときはやはりこれは変更すべきである、そしてその変更によって一定の財源が確保されてくる、私はこういうふうに思うのです。すべてがそれで賄えるとは思いませんけれども、そういう工夫は当然必要であると思うのです。これは大蔵当局に、そういうことに踏み切るべきであると私は思いますが、いかがでしょうか。

○西村説明員 お答えいたします。

予算が成立いたしましたからまだ一月ばかりでございますが、先生御指摘のように六十一年度予算は支出官レイト二百九円で組んでおられるわけでございますが、今後どのような推移をたどるかという点について、私もまだ十分な自信があるわけではございません。それから、先ほど官房長官から御答弁がございましたように、御指摘の補正予算という点については、私も今直ちにそういうことを考えるということではないと理解をしておるわけでございます。

したがって、大要事務方としてはお答えがしにくいのですが、事実の問題だけ申し上げておきますと、例えば六十年度の補正予算の段階では、当初予算は二百三十七円で組んでおったわけでございますが、補正予算の段階では二百九円ということとで編成しておる、事実関係としてはそ

ういうことがございます。

○井上(一)委員 例えば、防衛庁の予算の執行において、為替の不用額が過去にどういう状況であったか。五十四年度では十四億九千万ですか、五十五年度六億九千七百万、五十六年度では十七億三千万、五十七年度四億三千万、五十八年度では十九億二千万、五十九年度では八億六千万。大蔵は一体何を考えているのか、今ここでお答えができませんとは。為替レイトが二百九円、そういう想定をしたことそれ自体も批判されるべきなんだけれども、今百六十五円云々と言っている。あるいはさらにそれが百五十円になるかも知れない。ひょっとしたら百三十円になるかも知れない。円高で非常に苦しんでいる人たちに對する、いわゆる中小企業の円高不況を救う財源に、為替不用額というのかその差額を当然充てていっていかるべきだ、こう私は思うのです。だから、今日でもなおかつ二百九円云々、それを要えることができないなんという、そういう事務方では困ると思うのです。

建設国債まで発行しなければいかぬという、総理もそれだけしっかりとした中小企業対策を考えようとなさっているときに、防衛庁が、これは必ずしも防衛庁だけに限らないわけですが、やはり何億かの剰余金というか不用額が出てくるわけなんです。E2Cの購入だとかF15の整備機材とかその他の国産装備品に係る輸入部品とか材料とか、いろいろな機材購入、部品購入、そういうものにかかわって相当の不用額が出てくる。やはり減額修正をして円高不況にこれを充てていく、そういう姿勢が大事だと私は思うのです。額の問題ではなく、補正時に為替レイト二百九円で、そのままそういうことをほっておくということとそれ自体が間違っているか、百六十円になるか、今申し上げるように百五十円になるかわからないけれども、やはり一定の見通しを持って何らかの減額補正をしながら補正予算を組み立てていく、中小企

業対策の資金に充当するのが順当な正しい予算の組み方だ、こう思うのですよ。

官房長官、事務方ではひょっとしたら、一担当がそういうことをやりますというところは国会では言い切れないかも知れぬから、番頭役である官房長官としては、今の円高で不用になるそういう額は、補正で当然財源としてそちらの方に回します、そういう決意を私は持ってもらいたい。いかがですか。

○池田政府委員 その前に、今防衛庁の為替の問題がございましたので、ちょっと御説明をさせていただきます。

為替で円高になりまして不用が出ます。それは、そこで明確になった段階で補正でも是正しております。例えば六十年度の補正予算では、この分として二十八億計上をいたしました。ただ、その申し上げても、防衛庁の為替の問題につきましても、いろいろな契約のタイプがございますけれども、すべての契約に、外貨建てのものにつきましてもは特約条項がついてございまして、差益が出たら払わない、召し上げるといふ特約条項がついております。したがって、それを補正の段階でやるのか決算でやるのかあるいは予算で組むのか、いろいろなタイプがございますけれども、いずれにしても為替の不用を他に転用するとか、そういうことはいたしておりません。

○井上(一)委員 官房長官、私はやはり政治の姿勢の問題だと思っておるわけですが、金額の問題とかは、それなら今後の契約については、修正のできるような、取られてしまおうというそんな契約では、それこそ防衛予算の削減が言われている今日、そんなことを今論じようとしている時間もあるまい、今はそのようなことに議論を私は向けないのですが、ともあれ、そういう支出官レイト二百九円をやはり是正すべきである。そして、そういうことによつて生ずる幾ばくかの財源を円高不況に苦しむ中小企業対策に充てていく。六十一年度予算では中小企業対策は二千億余りなんです。これは当初予算です。だから私は、金額の問

題よりもそういう政治姿勢が今求められるのではないだろうか、こういうことを申し上げているので、ぜひこれは検討すべきであり、そういう私が指摘しているような方向で取り組んでほしい。官房長官、いかがですか。

○後藤田国務大臣 井上さんの政治的な御意見、わからぬではありませんけれども、ともかく政府としては、急激な円高対策、殊に中小企業に対する影響というところは重く見まして既に対策を講じている。その対策としては、先ほど言いましたように公共事業の上半期で思い切った使い方を、あるいはまた何らかの円高差益の消費者への還元、あるいは輸入商品の円高差益の消費者への還元、こういった一連のいろいろな対策を今講じておるわけでございますから、それらの対策で不足するということであるならば、これはやはり、中小企業の重要さとはよくわかっておりますから、政府としては何らかの対応を考えなければならぬ事態もあるいはあり得るかも知れません。

しかし、今、さればと云うて、成立したばかりの予算を補正予算で組み直せというのは、政治的にもそれはいささか無理なお話ではないのか、いささしく時間の猶予をいただいて、そして下半期には、私も私としてはそれなりの一応の目安を持って今経済運営をしておりますから、それらの状況を見て補正予算の問題は検討すべきである、かように考えているわけでございますので、そこはぜひ御理解をいただきたい、こう思います。

○井上(一)委員 私はこれは強く要望しておきたい。そういうことをきっちりしていない限り、財源の乏しい中で有効な行革あるいは効果ある行政をやる場合に、そんなむだな予算を組むなというところは、それだけ組んでおけば少々円安になってもどうも影響はないという役人の発想からいけば無難なそういう道をとるかも知れませんが、中曽根さんは、この間予算が通って一カ月もたたないうちに、補正予算を考えなければならぬと本会議で答弁をしなければならぬほど、円

高不況による中小企業対策としての補正を發想されたんじゃないのですか。そういうときに官房長官、支出官レートの問題を見直す、検討するといふくらいのお考えがないなんというの、この点はちょっと期待外れというか似合わないですよ、官房長官にしては。それこそ思い切つてそういうことはきつちりやつてももらいたい、こう思うのです。

時間がなんでございますから、本論に入つていきます。

今回提案されている安全保障會議設置法というものの、これもいろいろたくさん同僚議員から既に議論がされて言ひ尽くされている、あるいは議論がすれ違つて、いろいろなことがあるわけでありまして、私は私なりに疑問な点をただし、明らかにしていきたい。

基本的には、こういう設置法それ自身を議會に提案してきたということも、何か中曾根さんの審議會方式というのですか、そういう発想ではないだらうか、こういうふうにも思うのです。

例えば、臨時行政改革推進會議が行政改革の推進方策に関する答申を行つて、国会の議論の中から生まれてきたのではなく、その答申の中から今回の設置法がつくられてくるわけなのです。そういうところに問題があるのではないかと私は思うのです。この点についてはどうですか。

○後藤田国務大臣 総合調整機能の強化の問題は、古くて新しい問題であつたわけですが、昭和三十八年の第一次佐藤行政調査会からいろいろ意見が出ておりましたが、それは各省にいろいろ抵抗があつて結局実行できなかった。第二次の土光臨調で御審議になりましたが、これは中途半端で時間切れということになつたので、私の方から、これは極めて重要な問題であるから、行革審として第二臨調の積み残しの問題として御審議いただきたい、こういうことで鋭意御検討いただきたい、御答申をちょうだいし、それを尊重しながら、立法すべきものは立法し、政令で措置すべきものはこれから政令で措置していこう、こういうこと

になつたわけでございます。

そこで、井上さんにぜひ御理解していただきたいのは、午前中からいろいろな御意見が出ました。それそれぞれのお立場でございまして、私もそれなりに十分拝聴させていただいております。しかしながら、私どもの基本は、これだけ内外の非常な緊張した状況の中で、日本の社会もこれだけ高密度社会になつていゝ中で、いつ何が起きるか分からない状況にある。そこで、従来から対応のとれてゐるものはそのままを使つていただく、きまつても、そうでない事態が起る、そのときに、我々の最大の責任は、国民の命と財産をどのようにして守り抜いていけばいいのか、この一点で私どもは今回の御審議をお願いしておるのだ、ここの基本はぜひ井上さんに御理解していただきたい、これはお願いを申し上げる次第でございます。

○井上(一)委員 臨時行政改革推進會議が答申してきたこの法案ですが、「シビリアン・コントロールを確保することができ」、「こういうことが書かれてゐるわけだ。どの点で国防會議よりシビリアンコントロールを確保することができ」と思われるのですか。

○塩田政府委員 シビリアンコントロールの関係でございますが、まず第一に、今回の改正は、御承知のように国防會議に関する部分についてはそのまま引き継ぐという考え方をとつておりますから、その点においては従前と変わりがなく、これは強化とか何とかというのではなくて、変わりがなく、この点でございます。これが一点。

第二点に申し上げたいのは、今度二項の方で重大緊急事態の対処体制が入ってきます。これはすべてでございまして、不幸にして悪化する場合には、国防事態に発展するかもしれない事態もあるわけですが、もちろんそういうことがないように適切な措置をとりたいということで今回の案を立ててゐるわけでございますけれども、事態によつてはそういうこともないとは言えない。そうしますと、

その事態について見ますと、事前に安全保障會議で取り上げて審議をしていくということを既にやつておるといふことになりまして、より慎重な、より適切な対応ができるのではなからうか、こういう点が一つ言えるかと思ひます。

第三は、これは制度の問題ではなくて運用の問題だと思ひますけれども、この改正を機会にして、現在の国防會議、今後の安全保障會議の運営について臨調の御指摘にもあるような活性化を図つていくというふうなことにしまして、よりシビリアンコントロールの充実を期していきたい、こういうことでございまして。

○井上(一)委員 情報の収集・分析機能の充実等が図られる、これはわからぬことはないです、運用の問題もここに入つてくるわけですから、しかしその後段です。

有事に対するシビリアンコントロールを確保することができ、これによつて国防會議よりシビリアンコントロールがより確保されるのだという具体的な問題が、あなたの答に全然出てこないじゃないですか。それを聞いてゐるわけなのです。今の国防會議ではシビリアンコントロールがこの部分でできないのだ、だから今回のこの法律によつてこの部分がシビリアンコントロールがかかるのだ。あなた、そういうことを答弁しないのか。

——ここにはそう書いてあるのです。どうも僕はこれはわからぬ。私自身がわからない。わからぬいから聞いてゐるわけだ。あなたの答弁は全然答へになつておらん。国防會議ではシビリアンコントロールがかからない、かかつてゐるのだが、この法律の方がよりシビリアンコントロールが確保できるのだ、こういうふうなうたつてゐるから、どこでか聞いてゐるのです。答えてください。

○塩田政府委員 繰り返しになるわけですが、私も、今私が申し上げたことは、第一点は、国防會議はそのまま継承ということですから、これは変わりがございません。

第二点の場合、重大緊急事態が発生して、第二

項で取り上げて安全保障會議で審議をする。そうしますと、適切な措置をとることによつて事態が収束すればそれは結構なわけですが、事態によつては悪化するというケースもあり得る。悪化するというのは国防事態の方に発展するということもあり得る。その場合に、もしそういうケースがあるとすれば、これは既に重大緊急事態の段階から対処を考へて審議をしていくわけですから、そういう意味では十分な、慎重な対処ができるではないか、こういうこと。

それから、第三点に運用の問題を申し上げました。それからもう一点、先ほど言ひ落しました、これは形式的な問題ですけれども、現在国防會議が防衛庁設置法の中に規定されてゐる、これは形としてもおかしいのであつて、今回の独立法の方がいいのではないかと、この点もつけ加へさせていただきます。

○井上(一)委員 どうもしつかりとした答弁にはなつていないのですが、じゃ、シビリアンコントロールの原則をどう考へてゐるのか、この際聞いておきましょう。

○塩田政府委員 これは一言で申し上げれば、政治の軍事に対する優越、こういうことだと思ひます。

○井上(一)委員 国防の最高責任者は内閣総理大臣ということであるわけだ。それで、今言う政治の優越、シビリアンコントロールの責任を内閣総理大臣が持つということになるわけですが、もし総理が好戦的というか、そういう言葉がいいかは別として、あるいはちょっとしたことだ、判断を誤る、それをコントロールする責任はだれが持つのですか。

○塩田政府委員 シビリアンコントロールの最終責任というものは、やはり国会だと私は考へております。

○井上(一)委員 まさにそのとおりであつて、結局本来的なシビリアンコントロールを持つてゐるのは、國權の最高機關である国会だと思ひるので

す。ところが、そういう観点からいけば、これはあなた、国会を通じてこの設置法でいけば、別に国会に諮るわけでもなく、国会無視、国会軽視、国会なんていうものを通らずにいづくわけでしょう。それがなぜシビリアンコントロールの確保になるんですか。

○塩田政府委員 先ほど、最終的な責任は国会だと申し上げましたが、行政面でいいますと、やはり行政の最高責任者である内閣総理大臣がシビリアンコントロールの責任を持つておるわけであり、それを補佐するのが今度の機関でございます。それから、総理大臣の行うシビリアンコントロールについてより適切な補佐をする、こういうところにあると思います。

○井上(一)委員 内閣総理大臣は、我が国の場合は、国会議員の中から国会議員によって選任をされ、そして内閣の最高責任者である。それで、今議論をしている安全保障會議設置法では、この安全保障會議というものは内閣総理大臣が議長になる。そして、第五条に書かれた限られた人たちがそのメンバーであつて、その人たちに由つて事が処せられていくことなんですよ。

例えば、六条の二項で「議長及び議員並びに議長又は議員であつた者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。」というたら、国会は、重大緊急事態が起きても何も知らされないことになる。秘密を他に漏らしてはいけない、こうなんです。もちろん今のところは、外務大臣も大蔵大臣も内閣官房長官も国会議員でいらつしやる、そしてシビリアンコントロールというものは国会が持つ、そのことから考えれば、重大緊急事態が発生した場合に、国会に報告する義務が当然そこに生まれてくるわけなんです。ところが、そういうことを知つても、それは漏らしてはならない、そんなことでシビリアンコントロールが確保されるなんというの、そんな認識は大きく誤つておると思うのです。大きく誤つておるんですよ。他にしゃべれないんですよ。

○塩田政府委員 これもかねてからお答えいたしておりますが、国会に対して報告すべきものがあれば、通常のルールに従つて報告するということがあります。

今度の場合、たびたび申し上げておりますが、安全保障會議で審議した方針に従つて各省庁がそれを実行する、こういうことになりましたが、その実行に当たつて、各省庁の既存の権限において行う場合に、国会との関係、いろいろ規定がありまうから、それは当然それに従つた措置をとるといふことが一つ。それから、安全保障會議で決めた措置する事項のうち、重要事項について国会の御要望があれば御報告をします、こういうこともお答えをいたしておるところでございます。

○井上(一)委員 シビリアンコントロールの確保というこの一点からして、当然すべて国会に相談をする、国会に報告をする、このように国会が絡んでなければいけない、やはり国会のコントロールが必要である。

では、一体この重大緊急事態であると決めるのはだれなんですか。

○塩田政府委員 最終的には総理であります。

○井上(一)委員 何を基準にして決めるのですか。

○塩田政府委員 ある事態が起こつた場合に、それがここで諮られるべき重大緊急事態であるかどうかについての判定に当たりましては、もちろん最終責任者は総理であります。総理が官房長官や所管の大臣等の補佐を受けながら決定をされると思ひます。その場合に、起こつた事態の重大性でありますとか緊要性でありますとか異例性といったようなことを判定の要素として、今申し上げました補佐を受けながら総理がお決めになる、こういうことでございます。

○井上(一)委員 私は、そういう答弁では納得もしないし、もちろんそういう答弁しかあなた方はしないわけですか。そんな答弁ではだれも、私以外の人も含めて納得ができない。

一つは基準というものは、やはりそのときそのとき変わつてはいかぬわけなんです。既存の法律の枠をはみ出るような場合がまさに緊急事態だ、こういう一つの基準を持つわけなんです。それでいいんでしょうか。私はそう受けとめるのです、いかがでしょうか。

○塩田政府委員 今おっしゃいました既存の枠というのを、私どもの申し上げておきますのは、既存の緊急事態対処体制があつて適切に対処できるものを除く、こういうことでございまして、いわゆる既存の体制として御理解いただいて、それをはみ出すもの、それを異例性として把握していただくわけでございます。

○井上(一)委員 既存の法律の枠をはみ出るもの、こういう認識でいいのですか。

○塩田政府委員 私が申し上げておるのは、既存の法律の枠ではなくて、既存の現在あるいろいろな緊急事態対処体制、その対処体制で対処できるかどうかという観点から、対処できないと思われ、既存の対処体制の枠を外れるもの、枠を超えるもの、そういう意味でお受け取りいただきたいと思ひます。

○井上(一)委員 既存の対処措置、それぞれの法律があつて対処措置が可能わけなんです。その枠に入らないもの、こういう認識だと言ふんですけれども、それでいいんでしょうかと私は聞いておるだけなんです。どうなんですか。それなら既存の法律の枠の中で対処すればいいんだ。ここは肝心なところだと思ふので、ちょっと聞いておきたいのです。

○塩田政府委員 私が先ほどから申し上げておるのは、既存の対処体制がありますが、その対処体制制によって適切に対処できない事態、それをつかまえるわけですが、しかし、それを実施するに当たつてはあくまでも既存の法律によつてやるわけですから、そういう意味で既存の法律を超えるという意味ではない。既存の体制で適切に対処できない事態を対象にしますが、その場合の対処に当たつてはあくまでも既存の法律によつて対処する、こういうことでございます。

○井上(一)委員 既存の法律で対処できるんならこれは必要ないんじゃないですか。こういうものはそれを行政の精神に反するじゃないか。少しそこは整理して答弁をしてください。既存の法律の中で対処できるものならこういうものは必要ないわけですか。既存の法律では対処できないから、こういうものをつくらうとしているんじゃないんですか。

○塩田政府委員 そうではございませんで、私たちは、この安保會議によつて決めた方針に従つて各省が対処するのはあくまでも現行の法律の中で対処する、こういうふうな考えであります。だから法律を超えて対処するんじゃないやしません。そこはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○井上(一)委員 それじゃ、既存の法律の枠の中で対処する、こういうことですね。

官房長官、これはやはり内閣からちよつと聞いておきたい。何を基準にするんですかと私が聞いたわけですが、何やかんやわからぬから。今まではダッカ事件とか大韓航空のときとか地震がどうだとかどうだとか、具体的にはそういうことを言われておりましたが、私がやっぱりしつかりと聞いておきたいのは、だれが決めるのかと言つたら総理大臣だ。何が基準ですかと言つたら、やはり物には基準がなければいけないので、それは既存の法律の枠からはみ出たもの、既存の法律の枠ではくれない、そういう事態が発生した場合に、やはりこういう會議をもつてそこで判断をしていくんじゃないか、こう受けとめておるわけなんです。そういう意味で、既存の法律の枠の中で対処できるものならこんなものをつくる必要ないでしょう。それはつくらない方がいいんですよ。

○後藤田国務大臣 既存の法律の枠の中に入らぬものをここで対処するんではございません。それだとは超法規の措置になりますから、そういうことではございません。既存の法律の枠の中でそれぞれの権限に従つて各省が処理をするんですが、一つの事態に、そういった既存の法律がたふさんあつて、それぞれの役所がみんな關係をして

おる、そこでそれぞれの役所の意思が合致しない、コンセンサスが得られないということで、事態は起きておるにもかかわらず適時適切な措置がとれないんだ、それをとらなきゃならない、そのときの少なくとも方針だけは決めなきゃならない。その方針を決めるときには、この会議にかけまして、そして総理の判断がそういう際にトップダウンで下がってきますから、これは間違いないような判断をしていかなくちゃ困るんだ。それがために会議も置き、そして同時に、事務系統の補佐のスタッフの組織をきちんと整理しよう、こういう趣旨だ。かように御理解をいただきたいと思います。

〔石川委員長代理退席、委員長着席〕

○井上(一)委員 官房長官、それはおかしいですよ。安全保障会議設置法の条文の中に、第二条の二項に「通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態」が発生した場合に、重大緊急事態、緊急事態の対処は、それぞれの行政というかそれぞれの省庁にある、緊急事態発生時には、もう何人かの方が言われているから言いませんが、ちゃんとあるわけなんです。しかし、その体制では適切に対処することが困難だ、だからつくるんだということだから、その法律では不十分だ、今の既存の法律の枠の中では十分に対処することが困難だ、それで必要だ、そういうものが発生した場合、好まないことだけれども発生した場合は、僕はそう受けとめておるんですよ。既存の法律の枠の中でできるのなら、こんなのをする必要はないじゃないですか。それは話が基本的に違ってくると思ふ。だから、それならこの条文これ自体から問題が出てきますね。ちょっとそれはおかしいですよ。

○後藤田国務大臣 井上さん、それはそうではないのです。それは、既存の何というか重大事態に対処する仕組みがあり、そして法律がある。それで処理ができるものはそれで処理をすればいいんです。ところが、それで処理がし切れないというのは、重要度は同じだけれども、関連する範囲が

多いわけですよ。例えば大災害を一つお考えいただければわかるのです。非常災害の措置というものはちゃんと決まっております。ところが、その災害いかによつては、これは昔ながら、例えば関東大震災を例に挙げますと、昔は戒厳令をしいているわけですね、そしてやっておる。だとすると、これに匹敵するものは、これは今であれば治安出動になるのです。ところが、治安出動の前に、現行法でいけば警察の非常事態の宣言もあるわけですね。ところが、そういう程度の大きな社会不安を起し大混乱になるといったような事態であるならば、災害としての措置はそこでできておるけれども、横の広がり、処理ができない。この災害対策本部で、それじゃ自衛隊をひとつ治安出動で出してもらおうかとか、あるいはまた警察の緊急非常宣言を発せさせるかということになると、それができないわけなんです。したがって、そういう事態の場合には、今度設けようとしておる安全保障会議にかけまして、そしてそこで一応の基本の方針を決める。そうすると、その基本の方針についてそれぞれの権限がありますから、それによつて処理をしてみよう。こういうことですから、幅の広さがまるきり違つて、よそのことまではやれないんだ、そういう事態を私も想定しておる。こう理解をしていただきたいと思います。

○井上(一)委員 それじゃ、対処措置についてはあらゆることができる、そういう理解をしてよろしいんですか。

○塩田政府委員 あらゆることができるかというお尋ねの意味がよくわかりませんけれども、あくまでもそれぞれの官庁が持つておられます現行の法律に基づき権限の中で実施する、こういうことではないかと。

○井上(一)委員 それじゃ、日本国の憲法で明示的に緊急権を授權している条項があるんでしょか。

○塩田政府委員 ない、と承知しております。

○井上(一)委員 憲法で認められていない、明示

されていない緊急権、ここではそれ以上の権限を、この重大緊急事態、さつき戒厳令云々と一つの例を言われましたが、これは例えば国民の人権を制限することがあり得るというようなことになりはせぬだろうか。既存の法律の枠の中では対処できない、この文章からいけばそうなんですか。

○後藤田国務大臣 その点は御心配はありません。つまり、今度のこの機関は新しい権限を付与するのではないわけですよ。いろいろな今までの重大事態に対処する仕組みのないような事態が起きる、そうすると各省の意見が一致しない方針すら決まらないうちに、それでは困るんだ。そこで方針を決めよう、意思を決定する、その意思決定が間違わないようにしてもらわないと大変なんだ。その意思決定をしてもらえば、各省はそれぞれの権限に従い、そして非常の準備の体制にとれていて、制度もありますから、それはその体制に準じてやっていけばいいんだ、こういうことでございまして、この会議に新しい権限を付与するなんというのはいつとも書いてございせんから、そこは御安心願いたいと思ひます。

○井上(一)委員 重大緊急事態、短い言葉だけれども、発生した場合にどう対処をとるに付いて会議に諮る、こういうところに多くの意味が含まれるのですから。ダッカ事件のときでも超法規的ななを解決としてやっているのですよ。だから、私がなぜ既存の法律の枠の中だということの確認をしつこくしたかというのは、そういう意味もあつたわけですね。さつき答弁でちょっとわからないうちで言われたけれども、私の質問は、人権の制限も含めてあらゆる措置が対処措置として講じられるのか、こういうことを言つたわけですね、と具体的に言えば、では外出制限を措置する、一時、戒厳令に近いような外出制限、あるいは昔の灯火管制、物価統制、配給制度、いろいろ過去の私たちの小さいころに経験してきた戦時中の体制を思い出して、そういうことができるようなことであつては大変なことになるから、そういうこと

についてはどうなんですかと聞いていますので。

○塩田政府委員 繰り返して申し上げておりますように、この対処措置が決まった後対処するに、各省庁が現在の法律の中で持つておる権限に基づいて措置する、その方針をここで決めようというところでございまして、御指摘のようなことはあり得ないと思つております。

○井上(一)委員 それでは、今度はもうちょっと具体的な事例で聞いていきたいと思います。事態が発生した場合、おそれの状況ではない、こういうことを答えておられました。例えば、アメリカが中東と今いろいろな問題を起しつづつあるわけなんです、紛争状況に入つた、ソ連が何かそのことによって動き出した、極東艦隊が動き始めた、そんな場合は重大緊急事態の発生だ、こういうふうな判断をされるのでしょうか、基準を言わないから私は具体的に聞くのです。

○塩田政府委員 ある事態が発生しまして、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがある事態がまず大前提でございまして、今のお話のような事態のときに、それが我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある一つの事態が発生したと言えれば、非常に抽象的で恐縮ですが、私は、今のお話のような段階で、ここで言うところの重大緊急事態とは考えられないと思ひます。

○井上(一)委員 それはそのときの判断になるわけですが、官房長官、私はやはり答弁は官房長官にお願ひしたいですね、あなたにはえらい失礼ですが、それはそのときの判断、いわゆる推移を見守りながらというのが大体政府側の答弁なんです。推移を見守りながらとか、あるいはそれが我が国の安全を脅かすという判断、その判断をするのは内閣総理大臣なんですよ。そういうことを考えると、安全保障会議をそういう場合に開催するかと私が聞いたら今のお答えなんです、有事には突入はしてない、入り込んでない、が、推移を見守る中で重大緊急事態発生と認定して会議

を開くこともあり得ると考えられる、こういう認識を持ってよろしいでしょうか、官房長官。

○後藤田国務大臣 いずれにしましても、今の御質問は、それは国防事態です。したがって、今回の改正とは関係がない、かように御理解をしておいていただきたいと思ひます。

○井上(一)委員 関係がないなんて、官房長官、そういう認識では間違っているのじゃないでしょうか。国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処だから、両方に絡んで安全保障会議をやるわけなんです。だからそれは、今のお答えではどちらに入るか、重大緊急事態の発生に入るのか。――あなた、後ろからあなたの思いを官房長官に教えたって、官房長官はそのとおりしか言えないじゃないか。失礼だけれども、あなたの答弁は結構です、これは官房長官とやはり議論していかなければ、最高のシビリアンコントロールは国会だということをあなたはおっしゃったでしょう。こういう議論を通してやるそのことがシビリアンコントロールを確保していくことになるのじゃないか。塩田さんには大変お気の毒ですけれども、この際は官房長官と議論をしていきたい。

そういう点では、私が今申し上げたように、推移を見守りながらそういうこともあり得るといふ理解でいいのか、いやいやそんなことは絶対に。日米の安保も絡んでますから非常に難しい答弁ですが、そういう場合にこの安全保障会議は動くのでしょうか動かないのでしょうか、こういうことです。

○後藤田国務大臣 私が関係ないと言ったのは、今回の改正と関係がない、こう申し上げておるわけです。

そこで、今の御質問は、事態のいかんによりますけれども、それが日本の国防事態である、そして国防会議に付議しなければならぬような重大な事態であるというならば、それは従来どおりの国防会議の系列であり得ます。しかし、緊急事態の制度を設けたからあえてそれは緊急事態の制度の対象となるのかといえ、その対象にはならな

い、こう申し上げておるわけですが。

○井上(一)委員 時間に制約もありますし、この後総理がお見えだということだし、官房長官も大分お疲れでしょう。

私は、この法案というのは非常に重要な法案の一つである、本日はもともとと総理とも議論を重ねて、そしてもともとと討議をする必要があると思うのです。しかし、限られた時間ですから、そうもまいるませんが、重大な緊急事態というところが何なのか基準すらもない。何なのかというところからいって、そして対処措置も、各省庁がばらばらでは云々と言っただけであって、それなら今の法律を一つに一本化すればいいわけで、それは私から言わせれば、対処措置も全然わからぬ、何か起これば、そのときそのときにこの設置法が生かされてきて、この会議が出てくるわけなんです。

これはまさに国会が、私たち国会議員が安全保障会議に白紙ですべて一任をする、こういうことになると思ひます。白紙一任を承認せよということとが今回のこの安全保障会議設置法を審議せよということであって、私はやはりよく考えなければいけないと思う。いわゆる国権の最高機関である国会がシビリアンコントロールを果たすという役割、そういうことから考えても、白紙一任を承認せよということとは、それこそもう到底私としては承認ができません。もちろん反対の立場に立つわけであり得ます。まさに国会には白紙一任というそういう法案ではないでしょうか、法律ではないでしょうか。この点を強く私は申し上げて、お答えがあればどうぞおっしゃってください。私は、白紙一任ということとは許されないということを強く申し上げておきたい、こう思ひます。

○後藤田国務大臣 御意見としてはよく拝聴しましたが、これは白紙一任を求めるような大それた法律では絶対にございせん。私ももとしましては、今日の事態に対応して国民の命と財産を守る仕組みが、国全体の行政組織の中で欠けておる面があるのだ、それを何とか埋めさせていた

い、これが私の念願でございますから、そこはぜひひとつ御理解をさせていただきたい、こう思ひます。

○井上(一)委員 最後に一点、この問題はこの機会にどうしても尋ねておきたいので、官房長官からお答えを聞いて、その後また、関係の人たちにお答えをいただきます。

実は、日航事故の聴聞会というので、四月二十五日に運輸省の航空事故調査委員会主催の公開の聴聞会があったわけなんです。ここで学識経験者の一人として陳述した清水馨八郎千葉大学名誉教授の日航機事故についてのコメントというが公述は、官房長官、これは御承知なんではないか、私が今詳細に申し上げなくても、山が殺したんだというような意見を陳述しているわけなんです。内容は時間の関係で省略しますが、この公述に対して官房長官はどのような感想を持ち、どういふお気持ちを持たれたのか、聞いておきたいと思ひます。

○後藤田国務大臣 これは四月二十五日に千葉大学の清水名誉教授が公述人として意見を述べられたものでございすけれども、山への衝突が事故の原因である、こういった発言。これは私はそのうではなくて、山があるから事故があったのだなんてそれはべらぼうな話なんです。そうではなくて、山岳国家の日本だから、やはり日本はそれに対応した安全ということについての配慮をすべきではなかったのか、それを言っておるのであると考へておるわけでございます。したがって、いかにも山があったから事故があるんだなんというふうなことを文字どおり清水さんが考へておるはずがありません。しかし、もし考へておると仮定すれば、それはもうだいたい話にならない議論である、かように御理解をいたします。

○井上(一)委員 考へてないって、あれは、まあ平地の多いオランダでも低い山はあると言われるのだから、山のない国なんというのではないわけですよ、世界じゅうどこへ行っても。航空機が山

のないうところだけ飛ぶ、そういうものでもないわけなんだ。あなたが今ちょっとおっしゃられたことは、清水先生は何を言おうとされたのか。私はそれは直接聞いてはおきませんけれども、被害者にとつては、この言葉をどう受けとめるのか。そんなことで行政がいいのか。中曽根内閣はこういう発言に対してそれこそ何らかのコメントがあつてしかるべきである。官房長官、もう一度、何か今の話だと、とんでもないことだとおっしゃっている反面、そうではないのだ。では、あなたは清水先生に聞いたのでしょうか。

○後藤田国務大臣 清水さんの御発言をストリーに聞けば、これは私は不適切なる公述人としての発言である、さように御理解をいたします。

ただ、そういう非常識なことをまさかおっしゃったのではないのか、私はそう申し上げておる。殊に山岳地帯ですからね、これは気象条件も悪いですよ。殊に山岳地帯であれば、それなりのやはり安全措置というものには十分注意をしてやらなければならぬ大事な事柄である、かような認識でございます。

○井上(一)委員 それでは、航空事故調査委員会の事務局に聞きますが、この清水名誉教授は、事前に自分の公述するいわゆる趣旨を事務局に提出したように報道されているわけですか。事実なのかどうか。そしてそういう箇所がしっかりと表現されているのか、明らかにされていたら、そのことについての趣旨を確認されたのかどうか。あるいはこういう発言に対していづゆる調査委員会としての対応はどうしようとしているのか、どうしてきたのか。

○藤田国務大臣 まず、簡単な経緯から御説明させていただきます。この聴聞会は、先ほど官房長官も申し上げましたように、六十二年四月二十五日に開催されました日航機事故についての聴聞会でございます。この聴聞会と申しますのは、航空事故調査委員会が、当該航空事故に関して関係者及び学識経験者から意見を聞くものでございす。清水氏は官報の公示を見まして公述の申し込みをされ、公述

をいたしましたと思ひます。

人として意見を述べられたものでございます。

そこで、先ほど先生のお話にもありました山の件でございますが、これは山への衝突が事故の原因であるというものであったと承知をいたしております。これにつきましては、今後の対応策等の記述を見ますと、公述全体としては、山岳国家日本はそれに対応したマニュアルを作成すべきだという趣旨を言おうとしたものではなからうかと思われるところでございます。公述の趣旨をいさぐさの表現におきましては、公開の聴聞会における発言としては適切でないものがあつたというふうな我々も考えているところでございます。

そこで、そういった公述の内容について事前に承知していただけないかという御質問かと存じますが、公述を申し込みましたときには、公述の概要について同時に提出することになっておりますので、この山岳国家論についての内容につきましても、全体の一部として我々の方では読んでいたというところでございます。

○井上(一)委員 事前にそういうことがわかつていて、それに対して調査委員会では何らか清水名誉教授に真意を尋ねるということではなかったのですか。今あなたは、こうでしようと言う。それも尋ねたのかどうか。あるいは明らかにそういうことが後で補足されたのかどうか。多分と、そういうような表現で今言っているわけなんです。事前にそういうことが報告されておつて、それに対して何の対応もしないなんというのは、これまた調査委員会がどうかしている、けしからぬ、私はこう思いますよ。

○藤田委員 公述書の性格でございますが、公述される方は、自分の公述の内容につきましてもあらましをあらかじめお届けいただきますが、その公述を実際にいたします場合には、それぞれその重点をどこに置くかということについて、またさらに詳細な補足を御説明するというのが一般的でございます。

航空事故調査委員会といたしましては、広くいろいろな御意見を聞くという観点から、公述人の

良識を信頼いたしまして、個々の表現についてあらかじめ云々することは現在までやっておりませんでした。そういう意味で、結果的に、御遺族の方がお聞きになりますと心情的に非常に問題とされるような発言内容が含まれていたということにつきましても、私どもも残念に思っているところでございます。

○井上(一)委員 それでは、時間も来ましたからこれで終えます。

○志賀委員長 それでは、総理が到着次第再開することとし、暫時休憩いたします。

午後七時三十分休憩

午後七時三十分再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。上原康助君。

○上原委員 総理もお疲れのところもあろうかと思ひますが、いよいよ提案されました安全保障会議設置法が、私どもにとつては極めて不十分な審議期間であつて、まだまだ説明をしなければいけない問題点が多いと思うのですが、諸般の事情もありまして、総理に對するお尋ねとなつております。これまた非常に短い時間でお聞きをしなければならぬことが多いので、この点も遺憾なんです。まず、この法案ともかわりがありますので、せんだつて華々しく行われた東京サミットの成果というか、あるいは結果について中曽根総理はどのように評価をしておられるか、御所見を賜りたいと思ひます。

○中曽根内閣総理大臣 アジアにおいて行われる第二回目のサミットでございますので、まず第一に、全世界に平和と繁栄、経済の繁栄及び世界の平和、こういうもので希望を与えるようなサミットにしたいし、特に発展途上国の問題や債務国の問題にも細心の注意を払つて我々がその配慮を示す、そういうサミットにしたいし、特にアジアの

問題では、朝鮮半島あるいはカンボジアあるいはアフガニスタン等々の地域問題の平和的解決に向かつて協力し合う、そういう線を強く出したいと思ひまして、そういう面は声明その他に十分出ていると思ひます。

○上原委員 安倍外務大臣はどのように御評価しておられますか。

○安倍外務大臣 今総理がお述べになりましたように評価いたします。

○上原委員 なかなか御慎重のようですが、これもお尋ねすればいろいろありますので、簡単に御聞きをしておくわけですが、まず、円相場安定のための日米協調介入を総理は強く求めた。しかも、四月十三日から十五日までワシントンもうでをしてまで、ロン・ヤス関係の緊密さというのか、総理が東京サミットにかけた意気込みというのがにじみ出ておつたと思うのです。しかし、円為替相場問題などが日本側の総理の期待どおりに運んでいなかった。ペーカール米財務長官は、市場介入よりも内需拡大で経済成長を図る方が為替相場の安定につながるのとまで言明したわけですね。これは我々がかねてから指摘したとおり。このことは、首相が求めていた円高・ドル安抑制のための協調介入は失敗に終わった、こう見て差し支えないと思うのです。

したがって、今後の日本経済、なかなか中小企業なり国民生活に及ぼす影響というのには極めて大である。そのことについて、アジアでサミットが行われたということ、あるいは議長国であつたというだけで済まされないと国民は見えておるわけですが、このことに対しての総理の責任ある御答弁を求めています。

○中曽根内閣総理大臣 サミットは国立銀行総裁等の会合とは違つて、一般的政策を論じ合う会議でありまして、マルクであるとか円であるとかという特定通貨をどうするかという会議ではないのであります。

今回のサミットにおきましても、ウィリアムズ・バグ・サミットで決めたことをさらに確認し

して、いろいろな諸条件についてお互いが監視を行う、その諸条件から大きく逸脱した場合にはお互いが協調活動を行う、その中にはもしそれが有用であれば介入も含む、そういうことを文書でまた確認しておるわけでございます。

そういう政策について話し合うという場所であつて、特定の通貨をどうするかという個別的な通貨の話をする場ではありません。しかし私は、現在円が急上昇しておる、これによつて日本の産業が非常な打撃を受けておるということは詳細に各首脳にも説明もし、日本の現状というものを訴えたということは事実であるが、しかし、それでマルクをどうする、円をどうする、という個別的通貨の問題には入らない、そういうことになつておるのであります。我々は、今のそれらの声明の内容というものを適宜これから活用していきたい、そう思つておるわけでありまして。

○上原委員 そうはおっしゃつても、過去六か月で円の為替レートが四〇%も上昇したということ、特に必要があれば協調介入もやるといふことを文書化したとおっしゃいますけれども、いわゆるサーペーランス、相互監視体制を織り込まれたということとは、むしろ日本側にとっては極めて不利な声明だと思ふ経済専門家も多いわけですね。そうしますと、円の為替レートを決定するようなサミットでないとおっしゃるのだが、あなたの一番の期待というものは、円の為替レートを安定化させるということがこのサミットにかけた最大の眼目じゃなかったのですか。

○中曽根内閣総理大臣 政策的協調と、それから各国が積極的構造改革を行つておるという適切な世界経済繁栄の方向に持つていく、そういうことは私の考えにあつた。もちろん日本の円が急上昇して乱高下しておる、我々はそう考えておる。したがつて、日本も適当な措置をとりつつあるし、また将来もそういうことは考えておるわけであり

ますが、しかし、日本の円とマルクとかという特定の通貨をどうするかということとは、名前を出して議論の対象とするということとはみんなが慎ん

でやっておりますわけでありませう。

○上原委員 この評価は国民がなさると思うので、今の御答弁ではいかかと思ひますが、これだけにかかわるわけにもまいりませんので、もう一点お尋ねしておきます。

いま一つは、国際テロ対策というか、その必要性については私たちも全面的に必要を認めるものです。しかし外務省は、リビアを名指しにするということは控えたい、こういう意向を強く持つておつたことですが、結局中曽根首相のオーパーランというか、あるいはレーガン路線への協力を優先せざるを得なかつた。その結果、リビアを名指しにした声明になつたとも言われているわけですが、要するに、冒頭に申し上げましたドル対円の為替レートの問題にしましても、ロン・ヤス関係を軸にしたこれまでのスタイル重視の中曽根外交ではもう限界が来たといふことを、このサミットの結果というのには明白にしていると思うのです。したがって、このリビアを名指しにしたといふことによつて、かねて安倍外務大臣が言つてきたところのいわゆる創造的、全方位外交といふものに支障を来さないのかどうか。また、このことによつて中東外交に及ぼす影響というものは考えられないかどうか。総理並びに外務大臣の見解を求めておきたいと思ひます。

○安倍外務大臣 国際テロ防止声明につきまして、よく御承知のとおりでございますが、これは地域を限つてテロ防止ということを主張して声明しているわけでありませんで、世界のどういふ地域でもテロに対しては断固として排撃をしていく、国際テロを防止しなければならぬという参加国の強い決意が表明されたわけでございます。これは、最近の統括する国際テロに対しまして世界の憂慮が結集したと言つても過言ではないと思ひます。

そういう中で、確かにリビアの名前がメンションされたことは事実でございますが、この点につきましては、これも国会でももう既に説明もいたしておりますが、サミットの前に、日本に対しましてアメリカあるいはまたヨーロッパ諸国から、ベルリンにおけるディスコのテロ活動、その他最近のテロ活動について、詳細具体的な説明がありました。その詳細具体的な説明を受けて、我が国としてはリビアが関与しているという認識を深めた次第でございます。既に我が国のこうした認識は発表いたしております。そうした認識を踏まえてサミットで議論をされまして、そしてサミット参加国の完全な意見の一致ということでも声明の中に盛り込まれた、中曽根議長は議長国の責任においてこれを踏まえて声明の中に盛り込まれた、こういうことでございませう。

しかし、これでもって、今おっしゃいますような、我が国の中東外交に変化があるとか中東外交が変わつたといふことでは毛頭ありませんで、これはあくまで次元の違う話で、あくまでも全世界各国、あらゆる地域のテロに対して声明を發しておるわけでございます。中東に対しての我が国の平和外交、基本的な外交の姿勢は、声明を發表する前と發表したとき、その後といへども、これは一歩も変わつておりません。我々はあくまでも、これまでのアラブに対する政策あるいは中東と平和に対する基本政策を堅持しながら、アラブ諸国との友好関係あるいはまた経済的な協力等も進めてまいりたい、こういう決意であります。

○中曽根内閣総理大臣 外務大臣が答弁されたとおりであります。やはりテロといふものについて、我々は断固糾弾すべきものであると思ひます。無辜の市民をああいう卑劣な手段によつて殺りくする、特に国際テロといふようなことは許すべきではない、この点においては何人といへども一致しているだらうと思ひます。しかし、最近、国家に支援されたテロといふようなものが拡大するといふ傾向があると言われておりまして、まあ今度のリビアの問題については、我々もアメリカから詳細な説明を受けてまして、そしてアメリカのそういう考えに対する認識を非常に深めたといふことであります。

それで、国際テロについては国際的に協力して

これは防圧しなければならぬ、その防圧する方法について数点の項目等を挙げて今回は決めました。決めましたけれども、しかし、我々が行ってきた中東外交の政策といふものは変わるものでもない。外務大臣が答弁されたとおりであり、特にアラブの国と対決するといふような考えは毛頭ないのであります。

○上原委員 この点はこの程度でとどめるを得ませんが、これは総理や外務大臣が呼吸を合はざるを得ないところはあると思ひますが、私らも、何も国際テロを容認するとか、そういうことに対して緩和していいとか、なまぬいでもいいといふことじゃないのです。しかし、言いたいことは、米國とか英國が強硬に出れば、アメリカやれば世界よしじゃないのだから、もつと自主的外交といふものがあつてしかるべきだといふことを指摘しておきたいと思ひます。

そこで、質問の順序が違つたが、次は重大緊急事態に対する総理の認識をお伺いしたいわけですが、何か外務大臣の御日程があるようですから、外政調整室の問題についてお伺いをしておきたいわけですが。

今度のこの安全保障會議設置法の中で一番問題なのは、重大緊急事態といふは一体何ぞやといふその基準というか、あるいはその対処方法なのですが、内閣官房、いわゆる総理官邸、総理大臣の権限、あるいはその総理大臣の権限と内閣との関係、いま一つは国会との関係、いろいろな問題があるわけですね。同時に、外政調整室を置くことによつて一体、外交に関することは外務省がやる、外交に関する国内調整については第一義的には外務省がやるのだ、だが、緊急な場合は早急な意思決定を迫られる場合があるので補佐組織として外政調整室を置いてやるのだといふのですが、果たして二元外交の危険なしとしないかといふことについては非常な疑問があるわけですね。しかも、中曽根総理の政治手法といふか政治スタイルといふものは、すべて私的諮問機関、何々審議會先行型でしょう。外務省も国会も内閣もわ

からない間に、アメリカにはいろいろなレポートが行つたりすることがしばしばある。皇太子問題しかり、中国に行つてもうとかあるいは韓国に行つてもうとか、頭越しのことがしばしば起きているのだが、今回ここで言う外政調整室を置いていろいろな外交案件をこの調整室でやることによつて、二元外交の危険なしとしないのかどうか。この点は、総理並びに外務大臣、外務省の見解も私は明確に求めておきたいと思ひます。

○安倍外務大臣 私は、最近の我が国の外交はまさに一元的に政府一体となつて行われておる、中曽根総理と相談しながらまさに外交は整然と行われておるといふ確信を持っております。

そういう中で、今お話がございましたように外政調整室といふ問題が持ち上がりまして、これが答申されるというその議論の段階で、私はやはり同じように、外交が二元化してはならない、これは当然のことでございます。そういう心配があるならそれはやめるべきである、こういうふうな考えを持ちまして、当時の後藤田長官ともいろいろとお話もさせていただいたわけでございますが、そういう中で、審議會の皆さんの考え方、そして答申の内容も、決して外交の二元化というものを意図するものでもないし、そういう危険はやはりないようにしなければならぬといふのが一致した審議會のメンバーの考え方である。ただ、やはり最近の外交の背景が非常に複雑化しておる、外交は即内政といふような立場に立つておるといふ状況にあるわけですから、やはり国内的にもいろいろと調整をしなければならぬ、そういう問題が多々出ておる。これは貿易問題なんか特にそういうことでございませう、そういう調整をする場合において、やはり総理官邸で調整をいたしたくといふことが、外交問題を処理するためには非常に大事なことになるわけですね。これは、これまでのいわゆる貿易摩擦等を処理してまいりました経験からもそういうことは言えるわけでございます。

そこで、外政調整室といふものが浮かび上が

て答申をされた。しかし、内容は決して外交の二
元化につながるものじゃない。外交はあくまで外
務省が行うわけでありまして、決して外政調整室
が行うわけではないわけです。その点は極めて明
快になっておるわけでございますから、この調整
室ができることによってむしろ仕事が能率的に行
われるということになり得るのではないかと私は
思っております。したがって、外交二元化の危険
論というのは決してあり得ないというのが私の結
論でございます。積極的に協力をいたしておる
わけでありまして。

○上原委員 何か安倍外務大臣もえらい中曾根総
理を持ち上げて、任期の終わりの近いからかもし
らぬが、あなたが次は官邸に入る可能性があるから
らそうおっしゃるかも知れぬけれども、そう簡単
にはいかぬはずで、これはまあ外務大臣がそ
うおっしゃれば、これは元も子もないことです。
しかし、では一例を聞きますが、せんだって四
月七日に発表された報告書、いわゆる国際協調の
ための経済構造調整研究会が出した、言うところ
の前川レポート、これは内閣に諮られたんです
か、官房長官。四月十二日に総理がアメリカに行
く前に、わざわざ首相の特使をアメリカにも欧州
にも派遣しておる。それは外務省は知っておた
の。明確にしてくださいよ。

○田代政府委員 大河原前駐米大使が研究会の御
意向を受けて訪米されたわけでございますが、そ
の訪米されるに当たりましては、外務省にも御連
絡があり、外務大臣にも大河原前大使はごあいさ
つをして御出発されました、現地では大使館の方
でお世話をお願いしたのでございます。

○上原委員 内閣はどうだったのですか、官房長
官。
○後藤田国務大臣 これは経構研の委員のお立場
で大河原前大使がお行きになったわけですが、そ
れは必要ならは事前に十分御説明もし、連
絡の上、行っております。

○上原委員 それは内閣は連帯責任ですから、外
務省も官房長官も——しかもあなたは官房長官で

しょう。総理の懐刀と言われているあなただか
ら、いや私はそれは全然知りませんでしたと言
わぬでしよう。しかし一般的にはそうではないの
です。私的諮問機関が出した、その諮問機関の委
員である人が、しかもこれだけ膨大なものを英訳
までして持って行っている。これはアメリカで中
曾根総理が、これはおれならできるからと向こう
と約束してきたわけでしょう。こういう独断専
行、頭越しの外交を今までもやっていくのです。
笑っておられますが、国民の側から見ると、我々
国会の立場から見ると、とてもないこれは越権
行為ですよ。そういうことが今度のこの法案の安
全保障会議の設置によって、これは国防会議の事
務局を取り込むための、全く内閣官房機能強化の
法案じゃないですか。私に言わせれば、ある面で
は塩田さんなんかかわいそう。首切られるの
に、一生懸命なためにここで答弁している。こん
な引き合わない仕事ないと思うよ、本当に。
総理、今私が指摘したことについてあなたは何
かないですか。

○中曾根内閣総理大臣 その英文というのは外務
省が翻訳したのではないかと私は思います。それ
ぐらゐ外務省も協力してやっておるわけでありま
す。外交一元化というものはあくまで守っていく
つもりで、御心配は要りません。

○上原委員 そうは言っても、これもほかに例を
挙げれば、皇太子が中国に行かれる問題とかある
いは南朝鮮へ行かれるとか行かれぬとか、いろ
いろ皇室まで政治的に利用しようとするその中曾
根政治スタイルは、もうおやめになったらどうで
すか。

あなた、もっと自信があれば、何で靖国神社の
春の例大祭も堂々と行かなかつたのですか。国民
世論とか政治的風向きが、風圧が少し強くなつた
からスタイルをよくしようとしたって、あなたが
どんなにじじいたしたって、みんな見抜いており
ます。まあその程度にとめておきましょう。

次に、重大緊急事態に対する総理の御認識です
が、これは官房長官のいろいろなお説をどう聞い

てもわからないのですが、ここでまた繰り返すこ
とにはしたくございませんで簡潔にいきますが、要す
るに通常の緊急事態対処でカバーし切れない事
態、しかもこれは、その前提は「我が国の安全に
重大な影響を及ぼすおそれがあるものうち、」
なんだ。そうしますと、重大緊急事態は内閣総理
大臣が判断するわけでしょう。判断をして諮問を
し、またそれを受けて対処していく、法案では一
応そういうふうに理解いたしました。それで、
あなたの重大緊急事態の御認識と、この法案が仮
に通って安全保障会議が設置された場合は、総
理、最高責任者であるあなたはどのように運用な
さるうとされるのですか。

○中曾根内閣総理大臣 この場合に想定しており
ますのは、ダッカの事件であるとかあるいは大韓
航空機の事件であるとか、ああいう極めて重大で
しかも緊急を要する、そういうようなことが想定
されておるわけでありまして。各省設置法で処理で
きるような普通の問題は、それぞれ各省設置法で
その範囲内であるいは協力してやればよい、そう
いうような考えに立ちまして判定をいたす予定で
あります。

○上原委員 それは、普通の各省設置法で対処で
きるもの、あるいは通常の緊急事態対処でできる
もの、既存の制度、法律上できるものは既存でや
るというんだから、そこまではわかる。だが、こ
の重大緊急事態であるといういわゆる基準、線引
きは何かということがわからぬ。したがって、内
閣総理大臣が通常の緊急事態対処体制によつては
適切に対処することが困難と考えられれば、どのよう
な事態でも重大緊急事態と認定されかねないので
す。この法案はそういう代物なんですよ。

したがって、仮に重大緊急事態が発生した場合
、具体的にだれがどのように対処措置をなさる
のですか。これは総理から聞いておきましょう。

○後藤田国務大臣 この安保会議で取り上げてや
ることは、何遍もお答えしているように、基本方
針を決めるだけであつて、新しくこの会議体に権

限を付与するものじゃない。方針を決め
て、その方針に従つて、各省がそれぞれの法令に
従い、そして各省がそれぞれ持っている機関によ
つて実行していく、こういうことでございますか
ら、特別な権限は与えておりません。

○上原委員 それじゃ別の角度からお尋ねします
が、新しい権限を付与するものではない。さつき
も井上先生やら午前中から同僚委員の御質問を聞
いてその点は承つたわけですが、その前に改めて
確認をしておきたいわけです。では、例えば憲法
条項に法治主義が明らかに規定されております
ね。基本的人権の保障も明確にされております
ね。そういう国民の基本的人権、表現の自由、思
想、そういうものを侵害するとかということとは、
この安全保障会議では一切やりませんね。確約で
きますか。これは総理から……。

○後藤田国務大臣 そういう御心配はいささかも
ございせん。

○中曾根内閣総理大臣 先ほども申し上げました
ように、大韓航空機の事件であるとかあるいは、
恐らく将来そういうことはいないと思ひますが、関
東大震災のような建設省だけではとても処理でき
ない、あるいは金融問題も起こるでしょうし、あ
るいは国際信用の問題も起こるでしょうし、人命
に関する問題も起こるでしょう。そういうような
ていの大きな緊急重要事態というものを頭に置き
まして考えてまいりたいと思つておるのでありま
す。

○上原委員 今の総理の御答弁はごまかしがあ
る。さつきは官房長官が、私が憲法条項に規定さ
れている法治主義ということ、あるいは保障され
る基本的人権の侵害はないですねと言つたら、な
いと言つた。あなたは、自然災害においては、こ
れは自然災害から人権が侵害されている災害を
受けまます。私が言っているのは、政治的、行政
的に、この安全保障会議が設置されることによつ
て、憲法条項に規定されている国民の基本的権利
の侵害とかそういうものの心配はないですね、そ
れは総理の口から確約できますか、このことを

聞いている。

○中曾根内閣総理大臣 憲法で認められ、あるいはそれが法律事項として決められている基本的人權というものを侵害するようなことはありませ

○上原委員 それだけでも安心できないですがね、これは秘密保護法とかいろいろなことをやろうとしているので。

もう一点、総理、ここは大事な点ですから、ひとつ誠意をもってお答えいただきたいと思うのです。これは国会は討論の場ですから、きついことも申し上げますが。

安全保障会議と内閣との関係、いわゆる関係会議ですね、それから国会との関係。きょうも私は、冒頭からこの点を非常に重視をしているわけですが、極めて不明瞭です。内閣総理大臣が重大緊急事態について一定の対処措置を講ずる場合に、国会との関係はどういうふうにお考えですか。その前に関係会議がありますね、内閣全体との関係。トップダウン方式という、あなたが

いつまでもあなたが総理大臣じゃないから、もうあと短いと思うので、これはあなたと言うのも変なんです。総理大臣が重大緊急事態と認定して諮問をする、それを発動しようと思えばすぐできるわけなんです。まさにあなたの長い間の夢であった大統領府だね、つくろうとしているのは、総理官邸を。その議論は本当は時間があればうんとやりたいわけですが、できませんので、この安全保障会議で決めようとする重大緊急事態事項と内閣との関係、国会との関係はどのように総理大臣として運用なされるのか、明確にしたいです。

○志賀委員長 官房長官。

○上原委員 官房長官はもういいよ。疲れていらっしゃるでしょう。総理に質問している。

○志賀委員長 官房長官と申しました。

○後藤田田務大臣 指名でございますから、お答えをいたします。

それは、これもしばしばお答えしているよう

に、基本の処理の考え方はここで決める。そうしなければ、なかなか各種の対立があつて決まらなからぬ。なかなかに決まらぬ。その実現の過程において、既存の法令で閣議に報告すべき事項というものであれば報告するし、閣議決定を求めるべしと書いてある事項があれば閣議で決定を求める、あるいはまた法律を必要とする、あるいは国会に報告をすべしということが決まっておればそれによって報告をする、こういうことでございすから、いささかもそういう御心配のことではない、私はかように申し上げておきたいと思ひます。

○上原委員 後藤田さん、あなた非常に官僚としても有能だし、政治家としても最高級でしょう、トップでしょう。仮にもあなたがあつたおっしゃるような基本認識なら、これは問題ですよ。何のための重大緊急事態対処ですか。さつきも議論がありましたが、既存の制度なり既存の枠組みでできないものを、しかも我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのあるもの、及ぼすものを重大緊急事態としてこの安全保障会議でやろうというわけでしょう。何もそれは自然災害じゃないんだ。そういう基本認識においてそれがあつたから、けさから幾ら議論してもかみ合わない。あなた、これはそんな愛さようを出せば納得するということではないんだ。失礼ですが、笑つて答へれば納得するようないないじゃないですか。冗談じゃない。総理、あなた答へないのだから、そういう重要な事態に対して、国会との関係というものは極めて重要ですよ。ある面では国防も入るのよ。さつき官房長官は、お疲れかもしれないが、国防は別ですよと言つて、防衛出動なんかちやんとここで決めるんだ、この安全保障会議で。塩田さんがいなければ間違ひの答弁をして恥をかきよ、本当に。

総理にお尋ねしますが、もう一度確認しますよ。内閣総理大臣が重大緊急事態として一定の対処措置を講ずる場合には、事前あるいは事後に国会での承認または報告がなされなければならぬと私は思う。総理官邸だけ、総理大臣だけ権限が

肥大化して、官邸はうんと強化された、國權の最高機関である国会に対して報告もない、新聞でしかわからぬ、こんなアンバランスなことがありましか。これこそまさにインフエア、アンフエアだよ。したがって、ここで一定の対処措置を講ずる場合には、事前もしくは事後において国会での承認を求める、報告をするということを総理の口から、最高責任者はあなたですから、これを明確にしていただかないと、絶対に我々は、こういう極めて危険性のある法案に、そう言つたからといってもちろんそれに賛成するという立場でないが、明らかにしてもらいたい。

○中曾根内閣総理大臣 国防会議で諮問を受けるのも今度は包含されるわけですから、従前の国防会議設置法等でいろいろ手続が決まられていることはその手続に従つてやる。防衛出動そのほかの問題についても同様でしょう。したがって、そういう手続に決められているような国会の関与の仕方というものはそのまま残っていくということでもあります。

それから、大韓航空機の問題とかあるいは今申し上げたようなダッカの事件とか、あるいは関東大震災みたいな大きなものが起こつたという場合には、臨時、緊急を要する場合ですから、国会がある場合にも、夜中に急にやらなければならぬ問題が起きてくるかもしれない。ですから、少数の権限が集まつて緊急の手配をする、ダッカの事件なんかはまさにそういう事件でもありましよう。したがって、事実によつて、そして法律上の権限に従つてそれは行わなければならない、そして一般論としては、そういうことが適当である場合にはできるだけ適切なときに国会に連絡するあるいは報告する、そういうようなことは望ましいこと、これは国会が國權の最高機関であり、行政を監督するという立場にもありますから、一般論としては当然そういうことが行われることがよろしい、そう思つておるわけでありま

○上原委員 今、少しだけよかつたね。

これは総理大臣、中曾根さん、さんと申し上げたら失礼かな。総理、確かに自衛隊法の七十六條あるいは七十八條、警察法七十四條、これは決められている法律であるからやらなければいかな、義務ですよ。私が言っているのはそれではない。何も夜緊急に国会をやれ——こんな夜遅くまであなたを働かせるのは我々嫌なんだ、幾ら仕事師内閣だろうが。そういうことを言っているのじゃないですよ。したがって、もう一度確認をしますが、やはり必要に応じては国会に報告をし、あるいは承認を求めるものについては求める、これはお約束できますね。

なぜ私がそれを言うかという、災害対策基本法百六條に何と書いてある。「国会の承認及び布告の廃止」というのがありますよ。災害対策基本法は引用しませんが、災害対策基本法で言う災害緊急事態よりはるかに大きい重大緊急事態なんですよ。ですから、災害対策基本法にさきこういう条項があるのに、それよりもはるかに大きい関東大震災クラスのものというわけでしょう、自然災害ならば。こういうこととか、あるいは我が国の安全に重大な影響を及ぼすであろう、及ぼすおそれのあるものの重大緊急事態を処理するというのに、何名かの閣僚がインナーキャビネットをやつて、閣議も知らない、国会もわからぬ、こんな民主主義ってありますか。そのことは、今の災害対策基本法百六條には明文条項がある。したがつて、改めて一〇〇%というものを我々は期待をするわけですが、やはり物の重要性のいかによつては、国会に事前もしくは事後において報告をし、承認を求める。この点はお約束できますね、改めて御見解を聞いておきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 それは、法令に従ひまして時宜により適切な処置をとり、またそれらの必要に応じて国会に御報告すべきものは御報告する、そういうことになるであらうと思ひます。

○上原委員 これ、法律に基づかないものもあるよ、必ず。ダッカなんかありましたか。そのときはどうするの。

○中曾根内閣総理大臣　ですから、時宜によりと申し上げたわけでございます。

○上原委員　時宜によりやりますね。

○中曾根内閣総理大臣　我々は時宜により、これが国会に報告すべきものであると考えたときにはこれを報告する、そういうことになります。

案件によつては、臨時議会をお願いしなければならぬという問題も起こり得る場合もあり得ると思っております。

○上原委員　解散のための臨時議会なら嫌だが、そういう国民の生命、財産に重大な影響を及ぼす臨時議会なら、これは当然の職務ですよ。まあ少しは前進をしたかとは思いますが、十分我々も監視をしてまいりたいと思います。しかしこのことは、官房長官も、大変重要な事項なんですよ、もちろん総理もですが。

時間がだんだんたちますので、次に進みましょう。

次はシビコンについてお尋ねするのですが、さっきの井上先生とのやりとりを聞いておつてちょっと考えさせられたのですが、この安全保障会議を設置することによつてシビコンが強化されるという、これはいわゆる国民向けの皆さんの宣伝なんではないか。PR、情報活動というか、そういうものかと思うのですが、決してそうでないです。

詳しくは時間ありませんから申し上げられませんが、防衛庁長官はいつも、私は戦後生まれだからわからないと言ふけれども、なぜ国防会議が設置されたかという、あのときの、昭和三十年、三十一年前後のいろいろな会議録を見ても、一つは旧軍閥の復活を防止するということですよ。日本が絶対にああいう軍国主義国家になつてはならぬということが大前提なんだよ。その認識が防衛庁にも、残念ながら内閣にも全体としてない。

シビコンは、軍人に対する文民の優位性ということ、もう一つは、軍事に対する政治の支配の確立なんだ。いわゆる軍事に対しての民主的コン

トロールというものを確立するために国防会議を設置したい、設置すべきだということを言つたんだ。だから、閣僚以外の議員、民間人を起用しようということが大分論議されたのです、あの時分に。元軍人は民間人たり得ないということ、そして国防会議にぶら下がっている事務局の機能はどうするかということも大分論議されている。お茶くみじゃないんだ、それは、これが一つの柱。

二点目は、内閣総理大臣の独裁化を防ぐということですよ。もう中曾根総理にあつた何年間でも総理大臣させたら何をしかすかわからぬ、本当に。国会も閣議も行政も要らないことになつちゃうかもわからぬ、そういう危険性があるから、独裁化を防ぐということ。

それに、政変にかかわりなく一貫した国防計画などの樹立ということが、国防会議を設置し、国防会議事務局を置くということなんですね。

そしてもう一つ大事なことは、塩田さん、あなたも防衛庁に長いことおつたから、国防会議事務局はまず防衛庁をチェックしなければいけませんよ、制服を。そして制服をチェックできる機能を備えるべきだったと思う。反面、国会は、同時に国防会議事務局をチェックする、もちろん防衛庁を含めてですよ、そういうバランスがとれて初めてシビコンというものは有効に確立できるのです。私はそう思うのです。

だが、今回の安全保障会議を設置することによつて、この国防会議及びその事務局は完全に消滅するのですよ。本場にどこでやるの。この間も私、申し上げましたが、純国防論からいうと、防衛論からいうと、こういうやり方というのは、いづれ皆さんはしまったと思うことがあるかもしれせんよ。その点を私は警鐘として申し上げておきたいと思う。

そこで、シビリアンコントロールというものはそういう前提でなされている。同時にこれからの問題として、じゃどこで、国防会議というものの機能があれはと言つたようなことができたはずだが、しかもこの「国防に関する基本方針」であると

かあるいは重要な防衛政策であるとかというのは、まず統合幕僚会議がつくるのでしよう、原案は。それでしよう。統合幕僚会議がそれをつくつて、国防会議でただ、わからぬ人々がお茶を飲みながら、ああ、これは上等だと決めたしまった、こんなものじゃないですか。それじゃいけないのよ、塩田さん。そうじゃなくして、この国防会議という機能が、本場に外交面、経済面、財政面、思想——思想というのに抵抗があれば、憲法概念あるいは世論の動向など、それらのすべての材料によつて判断できる事務局というものが要なんですよ、シビリアンコントロールを本場にやるといふならば。

そういう機能がなくなると、そして今回その機能を果たし得ずして、しかも真のシビコン確立もできずして、国防会議の事務局を内閣官房の一室として取り込むことによつて、果たして私が言つたようなシビリアンコントロールの確立ができますか。そのことを我々は問題にしている。まさにこれは、国防会議の事務局を内閣の機能強化に取り込むための一つのトリックにすぎない。したがって、こういう面ではシビコンの強化というのは絶対にあり得ない。まさに防衛庁がつくる原案は、国会との関係も不明瞭のままに、これじゃシビリアンコントロールの確立というものは私は絶対にできないと思うのですが、今私が具体的にある程度の経過を追つて申し上げたことに対して、総理も防衛庁長官もどのようにお考えか、ひとつ御所見を聞いておきたいと思ひます。

○加藤国務大臣　私は、今回の法改正によつて、いわゆる防衛問題についてのシビリアンコントロールの機能が損なわれるとは思っておりません。そしてまた、今委員がおっしゃったことを一つ反論させていただきますけれども、シビリアンコントロールの精神が現在の防衛庁の中には十分根づいてないという御発言がありましたけれども、そんなことはございせん。私たちは、いわゆる純軍事的な観点から物を考えるのを一つの機能と

いたしております。制服に對しては、内局というものがあり存在して、それぞれの政治的な判断、それから外交上の判断、また財政上の判断を加えてしっかりと政策を決めているという自信がございします。

ただ、その防衛庁だけの判断ではいろんな意味での判断が十分ではないという可能性があるからこそ、国防会議という場においてほかの大臣も入れてしっかりと御討議いただき、そしてそこで討議されたことに基つて総理大臣がまた内閣として全体として御判断される、そして行政府だけではだめですから、最後の最後のシビコンのとりでとして、私たち防衛出動するにしまして、治安出動するにしまして、国会に報告し、その承認を受けるわけでございします。今度の法改正でその部分がいささかも損なわれてはおりませんし、また従来、国防会議というものの設置の法案が防衛庁設置法の中にあつたのが独自の内閣法の中でつくられるということは、若干形式論議ではありますけれども、一步の大きな前進ではないかと思ひます。

それから、事務局が内閣官房の中に入ったということは意味はないかという御説明でございしますが、これについては官房長官も御答弁くださったと思ひます。内閣の中には十分な情報が集まります。それで、従来のいわゆる国防会議事務局であっても、当然のことながらそれは行政府の内部の話でございまして、その中で最も情報の集まる内閣官房におきまして種々の判断を加えてその作業が進められることは、シビリアンコントロール上、防衛庁だけの判断ではないことが加味されていくわけで、しっかりとした体制ができていくものだと思ひます。

○上原委員　見解の相違といへばそうなるかも知れませんが、物事に対する基本認識の違いです。大変失礼な言い方かも知れませんが、それではシビコンの問題とか防衛の重要性ということについてちょっと疑問ですね、加藤さん。

私はそう思わないのは、独立の法律として事務

局があったのと、それとさつきも塩田さんおっしゃいましたが、これは国会というものがシビコンの最高のもので、法律の改正とか、法律があつて初めてこういう議論もできるんだよ。それを一つ一つ失つていって、あなた、国会による、政治による何のコントロールができますか。内閣の一機能になった場合のこのあり方というものは、これは問題ですよ。その点指摘しておきたいと思う。

そこで、総理大臣のシビコンコントロールに対する御見解、これは本会議でも聞いたが、余りさえないかたですね。おとといからあなたの顔色、さえないの。何かの煩悩がうずうずしてきているのかな。どうですか、このシビコンに対する御認識。

同時に、今防衛庁長官は、安全保障會議を設置することによってシビコンコントロールの機能はいささかも損なわれないとおっしゃるのですが、最高責任者であるあなたの御見解もお聞かせをいただきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 昭和三十年の初めごろ、私は今の防衛庁設置法や国防會議設置法等をつくった作者者の一人でありまして、そのころからシビアンシュプレマシー、シビアンコントロールについては一番熱心に注意してやってきた人間であります。今も同様であります。

○上原委員 いずれまたそういう議論をやる場があるいはあるかもしれませんが、さつきは聞きおく程度にしますが、そうじゃないのだ。あなたはあのころから軍拡路線を突っ走れだ。進軍ラッパを鳴らした方なんだ。全部會議録もある程度読んでみたんですよ、首相公選論から始まって。そういう格好よさというものは、わからぬ人はこれをうのみにするから、これまではあなたの支持率があつておつたかもしれぬ、これまではです。

最後に、時間がもう来ましたので、できるだけ約束の範囲内でやりたいと思ひます。
沖縄の問題についても、さつきは五月八日ですが、この十五日で満十四年になるんだ。総理大

臣、あなたが防衛庁長官をしておつたから、はしりだつたからあのころも私いろいろやりましたが、せつかくの時間ですから聞いておきたいわけですよ。

一つは、総理の在沖米軍基地に対する御認識はいかがなことです。この間私が聞いたら、外務大臣に答へさせて、あなたは全然答へなかった。今も申し上げましたように、来週五月十五日は沖縄復帰満十四年である。にもかかわらず、米軍専用基地の七五％が今も沖縄に集中しているんです。非核三原則とあわせて、沖縄の米軍基地の整理縮小も国会決議がなされた。しかし、これは絵にかいたもちになつていますね。加えて、これは直接ということではないかもしれませんが、重大緊急事態に対する実行部隊というグリーンベレーも沖縄に再配置をした。あるいはフィリピンも政情もアキノ政権誕生によって一段落されたと思ふことができると思うのですが、巷間ではフィリピンのクラーク、スビック米軍基地の沖縄移駐等の問題もしばしば取りざたされている。

そこで、大多数の県民が基地の整理縮小あるいは撤去を望んでおると私たちは信じております。そういう状況にあるということ、総理は、沖縄の米軍基地に対する認識、私が今指摘をした幾らかの例示に対してどのように考え、これらの問題を解決にどうしたいかというところ、この所見をお聞かせいただきたいと存じます。

○中曾根内閣総理大臣 日米安保条約による基地あるいは施設の提供等につきまして、沖縄の皆さんが負担しておられる御苦勞については、本當に感謝しておる次第でございます。事故を起こさないように、そして沖縄の福祉、民生がさらに向上するように、我々は振興策をつくつたり、その他できるだけ努力をしてまいりましたが、今後もういふ点については細心の注意を行うと同時に、米軍等による事故がないように、そして適切に、基地が縮小し得れば縮小していくように我々も努力してまいりたいと思つております。

○上原委員 あれだけ膨大な基地が居座っている

ことに對してはどう思ふのかというのです。

それと、これは仮定のことですが、仮に近い將來フィリピン米軍基地の沖縄移駐というような問題が起きたとする。今でも専用基地の七五％はあ

るわけでしょう。それにさらに移駐させるとかあるいは部分的移駐をさせる、仮にそういうことが米側なり、あなたの好きなレーガンさんからでも申し入れられた場合は、そこは拒否できますね。

○中曾根内閣総理大臣 そんな話は全く聞いておりません。

○上原委員 あつたらどうするかということなんです、あつたら。

○中曾根内閣総理大臣 日米間には安保条約を結んでおる間柄でありますから、常にいろいろ話し合ひ、協議をしておりますが、相手が何を言つてくるか、もしそういう場合には、聞いてからよくこ

ちらは判断をする。日本の自主的立場、日本の利益を考へるといふことは当然のことです。

つ。

従来、復帰時点では、いわゆる特別立法で五年間、その後は地籍明確化法と抱き合はせて五年間、五年間で来たわけね。それで、この間のあれは特措法。しかし、私が仄聞するところによると、五年間では短い、日米の安定的基地使用の上からは二十年くらいが妥当だからというのがあるが指示したと聞いている、あなた御自身が防衛

庁長官、防衛施設庁長官に。その真否はどうなのか。二十年というのは余りにも長過ぎる。日米安保だつて十年で更改できるわけでしょう。そういう差別と、一番崇高な土地所有権、所有権に及ぼす非憲法的侵害というものは、行政権、政治権であるべきじゃないと私は思うんですがね。これに對していかようにお考えなのか。ひとつ二十年の期間については再検討していただきたい。私は、認めるわけじゃないですよ。二十年というところ、二

〇〇七年までですよ。私なんか国会にもうとくにいなくなつてゐる。だれがこういう議論をしますか、あの時点になつて。冗談じゃないですよ。明確にお答えください。

○中曾根内閣総理大臣 私が数字を言つたかどうかは記憶にありませんが、割合に基地というやうな問題は安定性を必要とするだろう、そういうやうな考えは持つておりました。具体的な問題については、政府委員より答弁させます。

○佐々政府委員 お答えいたします。まず、二十年の期間の問題でございますが、再々御答弁をいたしておりますように、九九・六％の方は既に御理解をいただきまして、自由契約によつて賃貸借契約を結んでおるわけでございます。わずか〇・四％の方々の反対、しかも一坪運動が起つた、こういうことから二十年という期間を採用したものでございます。

二十年を総理からの御指示によつて決めたということはございせん。私も防衛施設庁の検討の結果、民法の最大賃貸借期限の二十年を決めたものでございせん。

再々言うから、要らないと言ったんだ。佐々さん、さつさと引っ込んでもらいたい。あなた、そうおっしゃいますが、じゃあ、大の虫を生かすには小の虫は殺していいの。人間一人の命は地球より重いのですよ。○四％の土地所有権者なら勝手に二十年であらうが何十年であらうが召し上げていいの。そういう論理はいかぬと言ふのです。

総理、あなたが何年かは指示しなかったと言ふのですが、指示したのは間違いないんです。それは総理をかばうでしよう、施設庁長官も。

改めて、二十年は長過ぎる。沖繩の今の基地の現状からしても、大きな混乱を起こしている。土地収用委員会でも、委員の除斥問題も出ている。そういう面で、この件についてはもう少し御検討いただきたいと私は思うのですが、改めて御見解を聞きましょう。

○中曾根内閣総理大臣 沖繩の関係者の皆様方にぜひ御理解をいただきまして、そして先ほど施設庁長官が御答弁申し上げたとおり実施したいと考えております。

○上原委員 これで終えますが、そういうことで、これは納得できません。あなたのお顔が少し引きつただけでも、問題だろうというところは御認識したかもしれませんから、終わります。

○志賀委員長 市川雄一君。

○市川委員 安全保障会議設置法について総理の御認識を伺いたいと思ひます。

この委員会ですと議論を伺っておりまして。私も官房長官に一時間近く伺ったわけですが、要するに、今もって、なぜ安全保障会議をつくるのか。従来の体制では対処措置が各省ばらばらで困る、各省庁がなかなか動かない、こういう御答弁も官房長官からございました。各省庁が動かないだけのことであるのか。何のために総理大臣がいて、閣僚会議があるんだ、こういう質問もしたわけですが、ボトムアップ方式をトップダウン方式にするんだとか。しかし、今まで各省庁が動かなかった、縦割りで十分に連携がとれなかったの

が、単なる諮問機関をつくら程度で果たして有効に動くのかという疑問も実はわいてくるわけがあります。

それから、ボトムアップ方式とかトップダウン方式とかおっしゃいますけれども、これは運用の問題ですから、総理のリーダーシップがあれば、何もボトムアップ方式に従っていかねばならないという理由はないわけで、緊急事態ですから、トップダウン方式でやれば従来の体制でも十分できたんじゃないのかというふうに思いますし、あるいは重大緊急事態というのが、いろいろな方からここで指摘されておりますけれども、要するに定義がいまいである。国防事態を除く通常の緊急事態以外の重大緊急事態、こういう言い方で、非常に抽象的なことでよくわからない。

そこで、まず総理にお伺いしますが、総理は先だからダッカの事件とか大韓航空機の事件とか、いろいろ過去の例を挙げておられますけれども、そういう事件の中で、何か今までの体制だとこれはまずい、不都合だな、こう総理が強く感じたことがあったのかどうか、もしあったとすれば具体的にどういうことなのか、総理の御認識を伺いたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 ダッカの事件の際のことを、私、後でいろいろ緊急事態の例として勉強してみましたが、やはり緊急事態でもあったのであります。それは、やはり外務省あるいは法務省あるいはそのほかの関係各省との調整、準備というものがまきりなかつたわけですが、急に起きたわけでありました。そういう意味で、やはりふだんからちゃんとしたそういうものに対する体系、対応力というものをつくっておく必要がある。

大韓航空機の事件は私は自分でも扱ってみたいわけですが、これもやはり同じだ、そういう気を非常に強くいたしました。あのときはあつたわけでございまして、指示を出したりやつたわけでございまして、やはり各省の間でスムーズに整然として物的確に行われるようにしておくと、内閣における調整力

を発揮できるような体制を整えておくということが望ましい、そう考へて、行革審がそういう答申を出してきたものでございまして、それを尊重したということでございます。

○市川委員 具体的にどうだったのかということをお聞きしたかったので、要するに閣議があつて、また必要に応じて総理は関係の閣僚を招集して打ち合わせすることも可能なわけですね。内閣の審議室というスタッフもいらつしやるわけでしょう。ですから、安全保障会議をつくらなければ重大緊急事態に対処できないんだという今の御答弁は説明になっていないと思ひます。

それからもう一つは、必ずしもダッカとか大韓航空機の事件が今度起きるわけではないわけですね。それを聞くと、いやそうじゃないと。重大緊急事態というのは具体的にどういうことを言つていいのかと聞くと、何が起きてくるかそれはわからない。総理、何だかわからないのですよ。それでさらに聞くと、例えば過去の例で言うところのこと、過去の事例として出てくるのがダッカであり、大韓航空機の事件であり、ミグ25の亡命事件を出さなければ、ではこれからどんな事態を想定しているんだと伺います。それはわかりません、こう言うわけですね。今の総理は、何かそういうことが起きた場合に打ち合わせをしておいた方がいいんじゃないかと伺うことなんです。要するに、わからなかつたら打ち合わせしようがないわけでしょう。何が起きるかわからない。どういう事態かと聞くと、わからない。

ですから、今までも内閣の審議室とかそういうスタッフがいらつしやるわけですから、過去の事件の教訓を踏まえてそのスタッフを強化するなり何なりして、総理がリーダーシップを発揮されれば、わざわざ国防会議の機能とあわせ持つこの安全保障会議というものををつくる必要というのはどこにあるんだらうか、こういう疑問を強くするわけですね。その点について総理、何か具体的に、こういうことがあつたらどうかということは、我々が納得するような具体的な御指摘がございませ

か、どうですか。

○中曾根内閣総理大臣 やはり大韓航空機の事件というのは非常にいい教訓であつたと思ひます。これは、外交にも防衛にも、あるいは日本の安全保障あるいはそのほか、すべての問題に関係する問題でありました。非常に緊急を要する問題でもありました。そういうようなことを考へてみまして、やはり常時それに対応できるシステムをつくらなければならない、そういうふうに感じておりました。

○市川委員 要するに、何となくああいふ事件が起きたときに困るからつくっておくんだということ、何となくわかるようなわからぬような感じなんです。何か具体的に不都合があつたということ、ございませうか。

だって、内閣の最高意思決定は閣議でなさるわけでしょう。それから内閣の官房のスタッフもいらつしやるわけだし、国防会議もあるわけですね。総理がリーダーシップを発揮して、官房長官もいらつしやるわけだし、必要な閣僚を集めて、どういふ方針で事態に対処するかというトップの意思をある程度決めればそれは下においていくわけですから、おいていて各省が言うことを聞かない、そんなことはあるのですか。そんなに総理のリーダーシップというものは弱いのですか。僕はそんなことは無いと思ひます。その辺がどうも今の総理の答弁を伺つても納得できない。こういう点で何か具体的に不都合な点があるのだ、もうちょっと具体的に御指摘していただかせんか。

○中曾根内閣総理大臣 やはりそういうことが起きてから慌てて人を集めてやるというのではどうしても能率的によくありませんし、日本の官庁は縄張り争ひみたいなものがありまして、そういう点から見ても、ふだんからよく協調してそういうものに対する備えをやつておくということは非常に有益であると思ひます。お次第です。

○市川委員 どうも余り納得する返事がないので、先ほどからシビリアンコントロールの問題が議

論されておりました。総理、安全保障會議が設置される、今までの国防會議の機能がそのまま受け継がれる、こういうことなんですか、これはシビリアンコントロールという観点から見て、その機能が強化されるのかあるいは弱くなるのか、今までどおりなのか、この三つの選択のうち総理はどういう評価を持っていらっしゃるのでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 私、シビリアンコントロールは強化される方にくらうと思います。

○市川委員 その根拠は、どういう根拠でござい

○中曾根内閣総理大臣 防衛の問題は国防會議を引き継いでやりますけれども、緊急事態に対するいろいろな備えや措置というものは等々考えてみますと、各省間の意見の疎通あるいは平素のいろいろな対応の検討が進んでまいります。そういう意味におきまして、安全保障その他の問題につきましても一般各省の発言力というものは出てまいりますし、政治家も上におつて常にそれをよく勉強するチャンスが多くなるわけでありまして、そういう意味においてはシビリアンコントロールは強まる、そう考えておるわけでございます。

○市川委員 先ほど防衛庁長官からもここで答弁がございました。シビリアンコントロール、一つは防衛庁内部におきまして、制服の決めること、考えることについて内局がチェックをする。防衛庁全体として意思決定した問題を今度は内閣の立場でチェックする。そのために国防會議というのができたんだ。行政府の内閣が決定したことを今度は国会がチェックをする。こういう関係にあると思ひます。

問題は、もちろん内局対制服というチェックの関係はあるのでしようけれども、防衛庁が決定したものを内閣という政治家の立場でまたもう一回チェックして見る。その場合、防衛庁というのは防衛の専門家ですよ。言つてみれば相当詳しいです。ね。装備についてもいろいろな知識を常日ごろ蓄えているわけですから。政治家は防衛についての

一定の見識は持っているかもしれないけれども、その日常毎日防衛問題を勉強しているわけではありませぬから、やはり専門的な知識についてはどうしても欠ける面が出てしまう。大局的な判断はできるかもしれないけれども、専門的な知識に欠ける。しかし、専門的な知識に欠けていたのでは防衛庁がなかなか言うことを聞かないということが起きてくる。そういうことを補佐するスタッフが当然必要になってくるわけですね。

そういう意味で、私たちは、国防會議の今の事務局のあり方そのものにも不満を持っているわけですね。けれども、少なくとも法律で設置が位置づけられてはおりますけれども、その事務局をもうちょっと、むしろスタッフを充実して、総理なり内閣に對してもっと有効な助言ができる、シビリアンコントロールという観点で考えた助言ができる、そういう機能を事務局にむしろ我々は期待をしていたわけですね。

そういう観点で今回の安全保障會議設置法を拝見しますと、国防會議の構成等に関する法律におきまして、第八条で「国防會議に、国防會議の事務のほか、国防會議に関する事務を処理させるため、事務局を置く。」事務局を設置する。その事務局の性格的なものが八条にうたわれているわけですね。安全保障會議設置法には、この事務局の位置づけとかそんなのは法律からなくなつてしまつていくわけですね。政令事項にゆだねられてしまふ。これから事務局を充実して、総理大臣なり内閣の政治的な判断としての防衛庁に對するシビリアンコントロールを補佐する機能を充実させてほしい、またさせるべきだ、こう私たちは考えておりました。けれどもそれに逆行する、こういう感じがしてならないわけですね。

したがって、シビリアンコントロールという観点から見た場合には、法律事項から消されてしまふ、事務局の位置づけもはつきりしない、性格づけもはつきりしない、こういう感じを強く受けているわけですが、総理は、その点についてどうい

うお考えですか。

○中曾根内閣総理大臣 今度は安全保障室というのがたしかできることになっておりまして、そこには防衛関係のみならず、各省からも来ておる優秀なスタッフが揃つておるわけでありまして、非常に視野の広い見方でいろいろ議論も行われ、また政策の立案も考えられる、そういう点ではシビリアンコントロールにはさらにプラスになると考えておるわけでありまして。

○市川委員 要するにシビリアンコントロールにプラスになる、それは言葉としておっしゃっているわけですね、その内実というのか、なぜシビリアンコントロールが強化されて充実するのだと伺いますと、具体性がないわけですね。

次に、もう一問。先ほど社会党の委員から御質問がございました。私も官房長官に先日伺つたわけでありまして、総理は過去の事例としてダッカの事件を最初に挙げられました。ダッカの場合は、超法規的措置をとられたわけですね。もちろん、安全保障會議というものが新しい権限や新しい機能を付与するものではないと官房長官は説明をしておられる。それはそれと伺ひたいと思うのです、この法律を読む限りにおいては、ただ、つくられた安全保障會議で、ある事件が起きて、どうしても超法規的措置をとらざるを得ないという事態は起きてくる、そういう決定を下すという可能性は全くないかと言つと、それはあり得ますという御答弁が返つてきた。その場合、行政府は立法院である国会に、これは報告ではなくて、やはり超法規的措置をとった場合は承認を求め、または超法規的措置をとつた場合は承認を求め、これは三権分立という機能から考えてこれは当然のことだと思ひ、立法院の決めた法律を超えた決定を行政府が行うわけですから。もちろん緊急事態で事後になる可能性は強いだろうとは思ひますが、そういうときは間違ひなく国会に承認を求めるといふことが必要だと私は思うのですが、総

理の御認識はいかがですか。

○中曾根内閣総理大臣 超法規的措置というよう

なものは、この法律の前提に考えておりません。

○市川委員 この法律が超法規的措置を前提として考へているということを申し上げておるわけにはありません。安全保障會議が設置されて、ダッカのような事件が起きて、安全保障會議を招集して討論をした結果、超法規的措置をとらざるを得ないという事態はあるのかと官房長官に聞いたんです。総理。あり得ますと既に官房長官がお答えになつておられるのです。そういう事態のときは、国会に報告しやなくて、国会に承認を求める必要があるのじゃないですかというのを聞いておるわけですね。どうですか。

○後藤田国務大臣 私の答弁に関連してのことでございますからお答えいたします。

私は、やはりそういう場合は緊急の処理を要する、基本方針を決めなければならぬ問題でございまして、あらかじめ国会の承認というものは無理ではなからうか。私は、これは国会に報告をして、その報告の結果によつて、内容によつて国会の厳しい御批判を幾らでも受けるのが行政府のあり方であらう、かように理解をいたします。

○市川委員 総理も同じお考えですか。

○中曾根内閣総理大臣 私は超法規的措置というのは考へていないのです。

○市川委員 今は考へていないかもしれませんが、さつきから総理は、重要緊急事態の例として真つ先にダッカの事件を持ち出すじやないですか。ダッカのときは超法規的措置をとつたじやないですか。おかしいじやないですか、考へていないんです。今は考へていないかもしれませぬ。しかし、そういう事態が起きるのかと言つたら、そういう事態も可能性としては考へられます。という官房長官の答弁があつたわけですね。そういう事態のときにはダッカと同じように超法規的措置がとられるのかと聞くと、その可能性もあります、こう答えておられます。じゃ、国会へ報告、承認というのを聞いたら、今そういう答弁があつた。私は考へていませんというのでは、ちよつと議論になりませぬね、総理。

○中曾根内閣総理大臣 つまり、仮定の質問というものは私は余り適当でないと思うのです。法律というものはある以上は、法律に従っていくのが政府の立場であるのでありまして、市川さんがその御質問なさいますから、官房長官は親切に、丁寧に御答弁申し上げたいと思うのです。しかし、行政を預かる者の基本的立場としては、やはり法を守っていくというのが基本的立場であると私は思っておりますのであります。

しかし、あえてあなたがそれだけ御質問になれば、官房長官の答弁のとおりであろう。しかし、これはあくまで仮定の話です。

○市川委員 しかし、仮定の話とおっしゃるけれども、重要緊急事態というのはどういう事態ですかと聞くと、わかりません、どういう想定ですかと聞くと、わかりませんという答えが返ってくる。過去の例で言うと、ダッカと出てくる。だから伺っているわけです。

そういうことで、私たちとしてはどうも、先ほどから指摘した三点、すっきりしない、納得できないものが残っております。そのことを強く申し上げて、この問題は終わりたいと思います。

次に、サミットの関係の問題でございます。開催国の総理として、総理は何かと大変であつたらうというふうに思います。サミットの評価は別として、総理の御苦労に対しては心から敬意を表する次第でございます。

そこで伺いたいのでありますが、先ほども触れられておりましたけれども、円高問題ですね、総理。新聞、テレビはみんなこの問題に触れているわけです。どうも、総理がサミット前に、サミットが終われば円が安定するんだという期待感を持たせ過ぎたんじゃないですか。総理、今ごろになって、サミットの場合は特定通貨、個別通貨を話し合う場所ではないとおっしゃっているけれども、それだったらサミットの前にそういうことをはっきり言っておけばいいのですよ。終わってから、円高は協調介入のコンセンサスというのはとれなかった、失敗じゃないのかと言われ出したら、い

や、そういう特定通貨を話し合う場所ではないのだ、こうおっしゃる。ちょっとおかしいのじゃないかというふうに思います。だから、総理がどうも期待を持たせ過ぎた。ですからみんながっかりした。がっかりしたという談話が新聞にすらずら出ているじゃないですか。期待がなかったらがっかりしませんよ。財界のメンバーみんなががっかりした。がっかりした、がっかりしたと出ている。(「がっかりだろ」と呼ぶ者あり)総理も何か、がっかりしたという話も聞きましたけれどもね。

そこで伺いたいのですが、ほかの国の首脳は余り理解ある態度を示していないですね。円高基調いいことだ、対外不均衡がこれでは正されると、全然涼やかな、冷やかな感じですね、反応は。それで、総合監視機構ができたというけれども、一年先でしよう、実際は、今すぐ機能するわけじゃないでしょう。長期、中期の問題ですよ。今日本が当面している円高、どこで落ちつくのかわからない、非常に安定性がない。総理、これについて、今具体的に何かお考えをお持ちですか。

○中曾根内閣総理大臣 サミットは、ドルとか円とかマルクとかあるいはポンドとかいう個別通貨の価値を云々する場所ではないというところは、初めからそういう場であるわけです。PRが足りなかったと言われれば、確かにPRは足りなかったかもしれないが、期待される方も、そういう国際会議で個別通貨をどうするかというのを一つ一つ取り上げるはずはないと一応はお考えになっていただきたいのだと思うわけでありまして。

それから、今の個別通貨の上がった下がったというところ、そのときの市場の状況あるいは投機筋が何をねらっているか、そのとき出てくるそういうさまざまな条件が反応するのでありまして、一カ月とかあるいは二カ月とかというある程度のスパンで物を見なければ、それは必ずしも正しいとは言えないのであります。そういう意味で、我々も予算を編成するときには、では六十一年度予算の場合は円ドルは幾らぐらいを基準にす

るかという場合には、たしか前二カ月の平均値を基準にしてやっと思っております。そういうわけでありまして、毎日毎日、相場師はスペキュレーション、投機のために虎視眈々とんとして売ったり買ったりしておるわけでありまして、一市場の状況というもののついて、毎日毎日について一喜一憂するというのは、相場師にやられるという危険性が強いのであります。

しかし、一番の基本的なことはあります。それは、政治意思というものが去年のG5がそれを明らかに証明しておるし、それからやはり経済政策の基本的なものが出てまいります。そういういろいろな基本的な問題あるいは政策協調という問題については国家間において話し合うべきであり、それがこの間のサミットにおいてもサーベランスというようなこと等々出てきておるわけでありまして、我々はこれを大いに活用しようと思っております。あの中には、協調介入も有用であると思うときにはやる、そうはつきり書いてあるわけでありまして。

○市川委員 サミットが円とかマルクとかドルとか、そういう個別の通貨を話し合う場所ではない。すると、経団連の会長とか東京電力の会長さんとか、偉い人がずっと新聞に談話が出ておりまして、偉いことを余りにも知らない方々である、こういうふうに聞こえるわけですが、これも、いいんですか。考えてみると、おかしいと思うのです。ドルというものは、国際通貨の基軸通貨です。これは本当に世界に広がっております。ドルというものは国際性があるわけですね。ドルを論じなければ国際経済は論じられません。ドルを論じないで国際経済、国際金融を論じられますか。また円にしたって、昔と違って今は国際性を持っております。外国の大体の地域で円でしか物が買えないという時代です。円も国際性を持っておる。各国も円の動向を非常に注目しておる。

ですから、それは確かに総理のおっしゃるような、サミットというの一般的な政策を議論するの

であつて、個別の通貨を議論する場所ではない。しかし、それはオール・オア・ナッシングじゃないですね。一般政策と個別通貨を議論すること、全く別のものではなくて、本質的に切り離せない問題だと私は思うのです。やはり一般政策を議論するには、ドルを論じたり円を論じなければ議論できないじゃないですか。そういうことだつてありますよ。ですから、そういう意味で、私は何となく言いわけに聞こえてならないのです。東京サミットに期待を持たせ過ぎた。しかし、円高基調がとまらない。失敗だと言われて、いや、そんなことを議論する場所ではないのですと言ふ。何か総理の弁解というふうに聞こえてなりません。

そこで、具体的に伺いたいのですが、円高が長期化の様相を示しておると思うのです。いろいろな専門家の予測が出ておるけれども、下手すると百五十円台にすばんとくのではないかと、いう予測も出ておるし、企業は要するに予測が立たないで困ってしまう、こういうことも言われておるわけでありまして。自民党の有力な役員の中にも、総理の見通しは甘かったのではないのか、昨年のG5では為替相場の安定のために各国が協調介入する約束があつたはずである、総理はレーガン大統領と何を話してきたのか、そういう質問をして総理を大分難詰した方がいらつしやるというふうにも聞いております。また、総理は、内需拡大をおろそかにして為替市場への口先介入だけで円高に持っていくこととした、そこに失敗があるのではないかと御批判もされておる。円高が長期化の様相を示している。何か簡単におさめるというふうには思えない。したがって、建設国債を財源とする生活関連の公共事業を思い切つてやるとかそのための補正予算を組むとか、昨日の参議院の本会議で何かそれに近いようなお話をなさつていたようでありまして、この場でもう一度総理の考えを確かめたいと思ひますが、そういうお考えはありませんか。

○中曾根内閣総理大臣 円高が長期化するかしな

いかというところは神様以外にはわからぬので、それは断定するのは……(発言する者あり)一体幾らが円高かということもまだ決まっていっているわけではないわけですね。基本的に言えることは、経済のファンダメンタルズを反映するということは、一長一短あるものであろう、そういうことはやはり技術的に言える、そう私は思っております。

それから、最近の円の上昇というものは余り急過ぎる、これは、私は、アメリカや各国の諸君にも日本経済の説明のときに強く言ってきたところでありまして、過去半年間に四〇%の急上昇をやっております。これは政治家や評論家ならば四〇%という数字だらうけれども、実態を社をやっている人から見たら、半年の間に四〇%も上がった計算の基礎が立たぬ、事業計画も立たぬ、それが今日の日本の情勢である。したがって我々は、日本からすればこれは行き過ぎである、行き過ぎに対しては我々は適当な措置をすべきである、そう考へておる。外国も日本のこういう状況についてはよく認識してもらいたい、そういうことも言ってきたおるわけでありませう。

それで、このサミットになる前に、私は、経済企画庁長官、通産大臣、大蔵大臣及び官房長官に對しまして、中小企業対策そのほかをやる必要がある、そういう意味でこのサミットの間に研究しておくように指示してきたところでありませう。サミットも終わりましたから、それをこれからどの程度勉強が進んでおるか見たいと思ひますが、党とも打ち合わせをしなければならぬ問題でございませう。党ともよく協力した上で必要な措置はやらなければいかぬ、そう思つておるのです。

それで、四月八日にいろいろな政策をやりました。一兆円に及ぶ電気料やガス代金の還元とか公共事業の繰り上げを八〇%近くまで、今までの最高をやろうといううなさまざまのことを決め、金利も下げて、ドイツと日本が今三・五%で一番安いところまで来ておるわけでありませう。さまざまのことをやつたけれども、緊急対策に近いことをやはり勉強しておく必要がある、そういう意味

において今やらせておるところでございまして、仮に公共事業等を例にとれば、これを繰り上げていけば下期には仕事はなくなるおそれもある、そういうことも考へてみて、必要あらば補正予算も考へる必要がある。公共事業費等についても、昨年ものいろいろ知恵を絞つてやっております。災害については、建設国債を出してやるとかあるいは予算外庫負担契約をやつた場合もありませうし、財投を活用するという場合もございませう、さまざまの方法が考へられる。そういうようなこととで十分勉強しておく。そういう私の心構えと申しますか、特に公共事業費が繰り上がつて秋、冬にかけて仕事はなくなるといううなことがもし起こつてはいけませんから、そういうことに対する勉強も今から十分研究しておく。そういう意味で申し上げたのであります。

○市川委員 総理もいみじくもおっしゃつたのですけれども、今企業は本當に困つておるわけですよ。神様でなければわからないと総理はおっしゃつたのですが、また同時に、政治意思の問題でもあるというふうにおっしゃつたわけですね。

今勉強し、検討していらつしやるということですが、いつごろまでにお決めのなるのですか。早く手を打たないと困るのではないのでしょうか。解散の問題と絡むのかもしれないけれども、今総理がおっしゃつた、日本の国として、政府としてできること、中小企業対策とか、公共事業の前倒しによる秋口から冬にかけての仕事がなくなる問題とか、建設国債を発行して公共事業を追加するとか、補正予算——補正予算の問題は、今ここのでやるのかやらないのかはつきりはおっしゃれないだらうとは思ひますけれども、そういう円高についての日本政府としての対策を大体いつごろお決めのなるわけですか。

○中曾根内閣総理大臣 必要ある場合に備えて検討する、そういうことで今検討中でございます。時期等についても検討しておる、そういうことであります。

○市川委員 今の事態は余り必要性がないという

御判断ですか。こういう質問はお答えしづらいかもしれませんが、幾らぐらゐになればやる気なのですか。百五十円台ですか。こういう質問をする、当然仮定の問題というふうにお逃げになると思ふのですけれども、必要とあればということ、今の事態は必要ない、こういう御認識ですか。それとも決まり次第早くやろう、こういうことですか。

○中曾根内閣総理大臣 情勢に応じて必要な手はどんどん打つていきたいと思います。

○市川委員 今の事態はすぐ手を打つ必要はないのか。その点はどうか。

○中曾根内閣総理大臣 経済企画庁その他に今検討させておるわけですね。

○市川委員 問題を変えましょう。先ほども出ましたけれども、リビアの問題でございませう。

外務大臣は、その後米國から詳細な報告を伺つて、リビアが国際テロに關与しているという認識を深めた、こういう御答弁です。総理もお聞きになつていたと思うのです。認識を深めたということ、これはやはり認識を共有したことにちがひありません。日本の国民に向かつて説明できるように具體的なことが何かあります。認識を深めたという言葉だけでは、何か哲學的な日本語でよくわからない。こういうことなんだという具體的に言えることがありませんか、総理。

○中曾根内閣総理大臣 認識を深めたということ、十分御認識いただけるのではないかと申すのであります。ああ、そうか、そうだったかといううな認識を深める、一つの表現ではありますね。

○市川委員 認識を深めたということは、過日の米軍によるリビア攻撃を日本政府としては追認した、こういうことですか。

○中曾根内閣総理大臣 その問題とこの問題はまた別の話であります。

○市川委員 この内閣委員会ではそういう區別をおっしゃれるかもしれないが、國際的には通用しないのじゃないでしょうか、そんな認識は。やはりリビアが國際テロに關与している認識を深めた

ということ、そのテロに対する自衛措置としてリビアを攻撃したと米國は言つておるわけですから、その米國のつたリビアに対する攻撃は米國の自衛措置として日本が認めた、アラブ側は当然こういうふうな受け取ると私は思ふのです。そういうふうな受け取つてもおかしくないと思ふのです。そう受け取られてもいいというお考えですか。

○中曾根内閣総理大臣 認識を深めたということでありまして、アラブ諸國に対する日本の中東政策、中東和平に対する我々の努力、あるいはアラブの國々の福祉や平和、安定のための経済協力、こういう政策は不変であるということも、今それその筋を通じて關係当局に説明を、もう済んだと思ひます。

○市川委員 日本政府として当然そういう理解を求めることは必要だと思ひます。思ひますが、しかし、かつての日本の中東政策というのはニュートラルな姿勢というものが強く出ていたと思ふのです。中立的な姿勢というものが、したがつて、イラン、イラクについても両方の國と話ができる國だというふうな、外務大臣は胸を張つておられたわけですね。アラブとも話ができるのだ。

しかし、リビアの方は、今回のテロ声明の中にリビアを特定することについて、日本が結果として賛成したことについて、中東政策が変わつたのかという声があるやに伺つております。したがつて、こつちは、変わつてないんだ、変わつてないんだ、こう幾ら言いわけをしても、國際テロに關与しているという認識を深めた。また、当初外務省の予想では、リビアという名指しはしたくなかつた、それがサミットのテロ声明にリビアという名指しが入つた、日本が議長國としてやつた、こういうイメージというものはかなり強く残るのじゃないですか。今後の中東政策として中東側の理解が十分に得られる、こういうお見通しですか。

○中曾根内閣総理大臣 大多數の國の理解は得られると思つております。アラブの國の内情も、いろいろ聞いてみますという、必ずしも一本の反

応だけではない、リビアの行為については批判している国もなきにしもあらずです。新聞によると、エジプトなんかもニュアンスが違ふようですね。そういうような点も、さまざまな国家利害がふくまれている点もあつて、そういう点は一本だけ見るわけにいかぬ。ただ、パレスチナに対して独立国家を与えよう、パレスチナの地を回復しよう、それはアラブの大義として普遍性を持つてあると私は思いますけれども、おのの国家利害に關係する部分になるとまた微妙な面があるのであります。

あの悪質な、無辜の市民を傷つけるような残虐な国際テロというものは、中立はないと私は思つております。やはりこれらは断固として糾弾して防圧しなければならぬ。それまで中立をとるといふことは、国際社会において名譽ある地位を占めようとする日本國憲法の理想に反すると私は思つております。

○市川委員 要するに、国際テロに中立をとれというふうに私は申し上げているわけではございません。テロはどんなに非難しても非難し過ぎることではない、これは私もそう思つております。

そこで、時間が迫つてきましたので、今私たちが一番最大の関心を持つておる問題を、ちよつと最後に総理に伺いたいと思ひます。

解散風が強いので風邪引いたという人が多いのですけれども、総理、自民党の中にも反対がありますね。きょう何か、朝日新聞の夕刊に、総理と金丸幹事長が電話で解散問題を話し合つた、金丸氏は、解散は困難である、定数決着は会期末になる、会期延長は難しい、円高対策が急務である、したがつて解散は困難であるという認識を総理に伝えた、こんな記事も出ています。また自民党内にも、この急激な円高に対して何らかの手を打つべきである、したがつて、ここで政治の空白は許されない、こういう声も自民党の中にもあります。また自民党外のところにもございませう。

総理、お伺いしますが、今の状況はそういう空

白が許される、あるいは許されない、どういふふうにお考えですか。

○中曾根内閣総理大臣 新聞記者にもさきき聞かれましたが、ある新聞の、金丸幹事長と私が電話をしたとか云々というのは、まるっきり事実無根です。あれは誤報ですね。誤報というよりも虚報というふうに近いものであります。

それから、今私は、サミットが終わつて、それで重要法案を成立させようと全力を注いで、今夜遅くまで御審議を煩わしている状況で、ほかのことを考えている暇はありません。

○市川委員 しかし、中曾根派の方に伺いますと、内閣委員会の方は別として、大体解散はあつて、東京都市はボスターだらけ。総理の発言、漏れ承るところによりますと、大義名分がない解散はできないといふことを金丸幹事長は言つておるわけですが、総理は政局の安定といふことをおっしゃつておる。政局の安定といふのは自民党の安定といふことですか、これはちよつと野党には通用しない大義名分。あるいは定数は正が行われると、違憲状態を解消する、これは一つの大義名分になるのではないかと、いふに言われておるわけですが、総理、定数は正が行われた場合直ちに解散するに足る大義名分である、総理はそういうふうにお考えですか。

○中曾根内閣総理大臣 とにかく夜中まで重要法案審議をやつておる状況で、ほかのことを考える暇はありません。

○市川委員 有能な総理がそんなことではないと思ふのです。それこそ虚報ですね。いつ解散をするかといふことをじっくりとお考えになつていらっしゃると思うのですが、以上で質問を終わります。

○志賀委員長 吉田之久君。

○吉田委員 先ほどから上原、市川両氏からも、国際テロの問題につきましている御質問がありました。また、今度のこの安全保障會議設置法とテロの問題は極めて重要なかわりを持つておるわけでございます。したがつて私も、なお御答

弁の中で理解できない二、三の点がございしますので、まずその点から御質問をいたしたいと思ひます。

今度の国際テロに関するサミットの声明、大変見事だと思ひます。この東京に参集した七カ国は、「あらゆる形態の国際テロリズム、その共犯者、及び、政府を含めそれを主唱若しくは支援する者に対する非難を断固として再確認することなく、テロに対しては「仮借なくかつ妥協することなく闘わねばならない。」この害悪と闘うために最大限の努力を払ふことを誓約する。テロリズムに対しては、国としてとる措置を国際協力と結びつけ

つつ、決然とした、粘り強い、緻密な、かつ忍耐強い行動をとることによつて効果的に闘わねばならない。」大変見事な決意だと思ひわけでございます。

だとするならば、もしもアラビアが場合によつてはリビアに対して第二次、第三次の攻撃を開始した場合、この宣言に従うべき日本としてはこの攻撃を是認することになると私は思ひわけでございますが、そのように理解してよろしうございしますか。

○中曾根内閣総理大臣 軍事力の行使といふものはできるだけ慎むべきである。我が國の憲法は、日本が國際紛争を武力解決するといふことはやらないようになっておるのでありますから、我々は、そういうものを軍事的に解決するといふことについては消極的な國家であります。しかし、その場の状況がどういふ状況であるか、そういうものも實際事情をよく調べた上で最終判定はすべきであると考えております。

○吉田委員 まず、我が國の場合、我が國自身がそういう武力的な報復によつてこのテロを鎮圧するはずはないと思ひます。しかし、諸外國がやむにやまれぬ事情によつてそういう行動をとる場合、さて日本は何をなすべきであるか。ただ傍観してゐることは許されないと思ひます。武力を行使することは我が國としてできるはずはありません。そういう点から、先ほど来いろいろ質問が出ておつたわけでございますが、我が國の中東外交政策、これが先ほど外務大臣がおっしゃつたとおり何ら変わることはない、どの國に対して経済的援助を続けていく、こういう立場であり得ない場合が時に生じてくると思ひわけでございますが、この場合、総理はどのように御決断なさいますか。

○中曾根内閣総理大臣 それは、そのテロの様相、真相、原因等をよく調べた上でないと御回答することは困難でございます。

○吉田委員 恐らく、この先進國の各國々の指導者は、そういうテロの実相、要因、そういうものを調べ尽くして対処していくはずでございます。他の國々がそういう対処をしているときに、なお日本は靜かにその原因を探求するのでありますか。

○中曾根内閣総理大臣 あの声明の中にも、国内法とかあるいは國際法といふものの原則の上に立つて考へるという文章があつたと思ひます。やはり各國が独自の判断を持つといふことはあり得る。声明を読んでごらんになればおわかりになることではあります。したがつて、そのときの真相やら原因やらを正確によく調べ、証拠を確かめた上で判決すべきものであると考えております。

○吉田委員 大いに慎重にその辺は間違ひない探求をなされなければならぬと思ひますが、そうした上でなお目に余る場合は、やっぱり日本としても何らかの対応措置を講じなければ、この宣言をともした責任を果たすことにはならないと思ひわけなんでしょう。ところが、國民の側から心配いたしますことは、我々は中東から原油の供給を今後受けなければならぬ、そういう点で、みだりに事を構へたり、またその機嫌を損ねるようなことはとりたくはない。しかも一方においてテロは断じて防圧しなければならぬ。何かそこにジレンマのようなものを感じておるわけであると思ひます。

アラブの國々にも強硬派や穏健派、いろいろあります。そういう穏健な國々とはさらに変わります。

き友好を保つべきではありませんけれども、どうしても世界のために対処しなければならぬ場合、先ほどのような外務大臣の御答弁だけでは、国際的に日本が信用されなくなるのではないかと、心配を私はいたしております。この辺につきまして再度お答えをいただきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 凶悪なる国際テロに対しては相協力し合うという点は、話し合つて約束しているところでもあります。しかし、具体的にどのケースがどうなるかという問題については、それぞれよく真相を確かめた上で、しかも国際法や国内法というものを考慮して、妥当な判断を下して行つべきである、そう考えております。

○吉田委員 安全保障会議が設置されるこの段階におきまして、特に、今申しましたような問題につきましても真剣に対応を始められたいと思ひついでございます。

次に、重大緊急事態が生じた場合にどうするか、それを今度の設置目的の重要な柱になさつていくわけにございます。大変結構だと思ひついでございますが、重大緊急事態とは何か。それはハイジャック、ダッカ事件、ミグ25事件、大韓航空機撃墜事件などが挙げられておるわけにございますけれども、そこで私もひつかかりますのは、このテロを排除しなければならぬという国際的なお互いの誓いの中で、顧みてみるとダッカ事件は、先ほどもいろいろ質問がありましたけれども、超法規的に対処されたわけでありまして、仮にあの場合にはあのような事件が起きたときに、その後も今後再びこの種の事件が起きたときに、そのような対処の仕方は、乗客を助けるためにかえつて世界にゲリラの種をまいたことになるをそしるを免れることはできなくなつておるわけにございます。したがつて、こういうことの対処の仕方について本当に真剣な検討を急がなければならぬ時期に來ていると思ひます。先ほどの官房長官の答弁との食い違いに対して質問者は大変問題であると思ひついでございます。この際、この安全保障委

員会を設置しようとする段階において、顧みてみてダッカ事件をどう反省し、今後に対してどう対処しようとなさるのか、総理の御答弁をお願い申し上げます。

○中曾根内閣総理大臣 あの手態を前提にしてあつたことがまた起こるかどうか、これはまた非常に疑問であります。おのおの違つた条件、国際環境あるいはその地域の情勢のもと、すべてにおいて問題は起こつてくるのでありまして、この前のあつた事件についてはそれなりの検討、反省、そういうものもいたしております。しかし、将来の問題については、そのとき起こつた事態をよく分析し、そして妥当な態度を決めなければならぬということ、今から予測することは難しいと思ひます。

○吉田委員 ふだんからそうした問題に心構えをしておくところに、この設置法の意義があると思ひついでございます。再びあつてはならない事件でありましても、ひとつこの機会に十二分に心構えや検討をなさるべきであると思ひます。

さて、この安全保障会議設置法それ自身の問題についてでありますけれども、私も、シベリアンコントロールを強化するために、今日までの国防会議とかく形式主義に流れておる、本當にもっと機能する、そして国家国民の生命と財産を守るに値する組織をつくるべきである、そういう意味で国家安全保障会議を設置すべきであること、これを総理に対しても党として正式に提唱し続けてきたわけにございます。にもかかわらず、今度のこの法案は「国家」という言葉が抜けておるわけにございます。この件につきましては、さきの本会議におきましても我が党の代表が質問いたしました。このときの答弁では、ややもするといふかめしい感じがして狭くなる心配があるので、「国家」という言葉を外すことにした、というように総理の御答弁がありました。この答弁に対しては、かなり数多くの国民が幻滅を感じたと思ひます。総理の国家観に対してはそれなりの評価を持つておつた国民は、その総理みづからが、こういう重大

な安全保障会議をつくるときに「国家」という言葉を外され、また「国家」という言葉をつけることによつて何かいかにめしい感じが与へはしないかという言葉を述べられたことに対しては、非常に困惑し、また幻滅を感じておる人たちが多いはずでございませう。

今日現在、総理はこのお考え方をえようとはなさつていないのでございませうか。

○中曾根内閣総理大臣 今回の安全保障会議の法案の提出については、民社党の考えを大いに参考にしたしまして、党首会談等における党の委員長、御発言等も大いに拝借させていただいて、法案ができておるわけにございます。ただ、「国家」という名前を除いたという点において違ふ点があるように思ひますが、その点は、国家安全保障条約という安全保障の問題にいたしまして、いわゆる総合安全保障というので、防衛だけではなく、エネルギー、食糧あるいは運輸、すべてにかかつてくる問題でありますから、そういう総合安全保障の観点から防衛という問題も取り上げるべきである、そういう考えが一つで、幅広くこれを考えようということ、それから、さつき申し上げた非常災害とかそのほかの我が予期しないような緊急非常事態、大韓航空機みたいな事件も起こる、そういう場合に「国家」という名前をつけた場合にいかめし過ぎるという印象と、もう一つは国防に偏しはしないかという、そういう誤解を与えないように配慮もあつたわけにございます。つまり、関東大震災みたいな大規模な非常災害あるいは大韓航空機みたいな事件、これも実は重大な問題なのでありまして、そういう面も配慮に入れて今のような法案にいたした次第なのでございませう。

○吉田委員 そういう説明も成り立たないわけにございませうけれども、しかし安全保障会議、安全保障という言葉を非常に広範囲にとりますと、それは国民の生活ごとくが安全でなければならぬわけでありまして、また健康保険もあれば年金もやはり安全保障の中に入るのかな

と、どうしても対象が広がりが過ぎた感じ、焦点がぼけて過ぎてしまつたような感じが、名は体をあらわすと申しますけれども、何かそういう危惧を感じておられないわけにございませう。

そこで、その中身につきましてさらに御質問をしたいと思ひついでございますが、会議には専属の事務局を置くべきではないか。内閣官房の安全保障室で事務を処理させるというのは、事実上の事務局の格下げなのではないかという心配が随所に出ておるわけにございませう。特に、今までは総理直屬であつた国防会議として事務局長、それが今度は総理から官房長官を経て、当然官房副長官を経由いたしまして、内政調整室、外政調整室、安全保障室など、その他大勢の中の一員としてこの室が設けられる。議長である総理の指揮権が大変間接的なものになつたのではないかと、この感じを受けるわけにございませうが、総理はそういう御心配をなさりませんか。

○中曾根内閣総理大臣 これはやはり、行政組織というものはちゃんとした系統を経て、つかさ、つかさを経なければ有効的には活動し得ないものでございまして、今までもすべてそういうふうに行つておるわけにございませう。御心配は要らないと思ひます。私が直接つぐその所掌、所掌の人たちに指示するなんというところは、今までもなかつたわけにございませう。ちゃんと官房長官を通じてしかるべき大臣とか、あるいは大臣から事務次官に行くとか、そういうようなちゃんとしたコースをたどつていかないと行政というものは動かないものなのでございませう。

○吉田委員 かなり昔のことでございますけれども、私が国会議員になりました当初であつたと思ひます。総理が当時防衛長官でいらつしやいました。いろいろな防衛論議から、たまたま当時の国防会議の事務局長は海原さんでありましたが、その話が出たときに、総理ははしくも、国防会議の事務局長というのは、いろいろと会議を設定したり、お茶を運んだりすることを指導する人になつてはならないと言われたことが、まだひつかかつて

○吉田委員　在来の国防会議であるならば総理のおっしゃることも一つの理論として成り立つかも知れませんが、今度の安全保障会議というのは、より範圍を広げて、いわゆる重大緊急事態にもいつでも対処できる、そういう會議になるならば、その事柄は必ずでございませう。だとするならば、その事務局といいますかその室といひますか、あるいはその構成員と申しますか、その辺がまさに四六時中体制をとつていなければ、まさかのときに間に合わなくなるのではないかという心配を私どもはするわけでございまして、これは今後の運営の中で十分にひとつ間違いない対処をしていただきたい

○中曽根内閣総理大臣 これは例えばガソリン、エネルギーの使用とか、あるいは鉄鋼やそのほかの使用とか、そういう点で、民需とそれから防衛関係の方との調整をとる、そういう場合も将来は

私どもは、無差別の犠牲を引き起こす国際テロには断固反対であります。反対するのは当然であります。したがって、国際テロを防止するための措置をとる、これもまた当然のことだと思っております。しかし、テロを防止することとリビアに対応するああいうアメリカの侵略行動というものを

て、この安全保障會議に諮つてそして決定をされますか、どうなんでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 今度のサミットの国際テロに関する声明については、アメリカのリビア爆撃に関する明示的な条文というのは一つもないわけであります。それから、私は驚きましたのは、

あのフランスやイタリアのように割合に消極的態度をとってあった国が、東京へ来て会議をやってみると、非常に強い強硬論を突き出して、全部が、リビアに対して強い態度を明示するように、そういう態度であった。私は、議長国といたしまして、その大勢の考え方についてその方向でやはりステートメントをつくらなければならなかった、そういう立場にあつて、実はヨーロッパの国々の変化に非常に驚いたわけなのであります。

それから、リビアに関する問題についても独立の声明というような、別の項目に書けとか独立の声明にせよという議論も多少ございました。しかしそれを、あの文章の中にイン・パティキュラーという言葉を使って入れたということで、リビアのことだけを特に出して大きく出すということについては、私は議長の職権を使って皆さんに同調してもらった、そういう点もあるのであります。

それから、あとの御質問は、日本の国内法に関する構成要件の問題でございますから、これは政府委員から説明させていただきます。

○塩田政府委員 ガイドラインとの関係での御質問でございますが、「日米防衛協力のための指針」との関連いかんにかかわらず、自衛隊の行動について会議で審議されるかどうかは、その具体的な態様等によって決まりますので、一概に、諸ることになるとかならないとかいうふうに申し上げることはできないわけでございます。

○三浦(人)委員 私が言っているのは、一つの前提を置いているわけですね。日本がいわゆるガイドラインで言う武力攻撃を受けるおそれがあると判断をした場合にどうなんだということを聞いています、いかがでしょうか。

○塩田政府委員 先生も御存じのように、ガイドラインで言う「おそれのある場合」というのは、自衛隊法七十六条で言う「おそれのある場合よりかなり前の段階からでございます。したがって、いまして、その段階でいろいろな状況報告を受けたりすることはあると思ひますけれども、ここで、会議

に諮るといふ事態になるかならないかはそのとき状態によって判断して決めるというふうに申し上げたわけでありまして。

○三浦(人)委員 そうすると、かけなければならぬという場合にはかけるということですか。

○塩田政府委員 そういう必要があると判断される場合もあり得ると思ひます。

○三浦(人)委員 それから総理、今の総理の御答弁に関連してお尋ねしたいのですが、このテロに関する声明には、総理は今、アメリカの行動については何ら明示していない、こういうことを言われましてね。アメリカのあいつらリビアの主権を侵害するような爆撃行動について、何も話題にはならなかったのですか。どういふような話し合いがされたのでしょうか。それをちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○中曽根内閣総理大臣 特に表立った議論は記憶に残っていません。ともかく、最近のテロは国際的な連関を持って非常に残忍に行われている、各国が自分たちの例を一々持ち出して説明し合つた、そういうことは強く記憶に残っております。

○三浦(人)委員 安全保障会議設置の根拠というのは、内閣法十二条四項によるものと言われているのです。ですから、これは結局合議体たる内閣の補助機関だ、内閣の事務を助ける機関だというふうになっております。決して総理大臣の補助機関ということにはなっていないのです。

私は、こんなことをなぜお尋ねするかといひますと、安全保障会議で決定をした、それに基づいて総理は、その決定を実行させるために行政各部をいろいろ指揮監督されるだろうと思ひます。ところが、この安全保障会議で決定はして、内閣にかけないで、閣議を飛び越えて、いろいろその決定の実行のための指揮監督をする場合がある、こうおっしゃるのです。これは後藤田官房長官が何回もそうおっしゃる。そうしますと、これはちょっとおかしいのじゃないか。内閣の補助機関なんです、この安全保障会議というの

は。内閣の補助機関が総理大臣に意見を出して、そしてその意見が実行されるという場合には全然閣議にかからない。そうすると、それじゃ内閣の補助機関としておかしいのじゃないか。やはりこの安全保障会議で審議して決定されたこと、そのことを実行するに当たっては、私はすべて閣議にかけるべきだ、そういうふうに思ひます。それが、総理大臣はどういうふうにお考えでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 それは案件によりけりでありまして、閣議にかけなければならないものは閣議にかけるし、各省設置法上各省が単独でやり得るものあるいは緊急を要するもの、こういうものは行政権に基づいてその省はおののやり得るわけでありまして、総理大臣がいろいろの助言しあるいは指示して、それを一緒にやってやる、そういうことは今まで慣例でもありますし、幾らも前例のあることであります。

○三浦(人)委員 しかし、内閣の補助機関でありながら、内閣を飛び越して行政各部を指揮監督する、そんなことは考えられないことですか、それからまた、閣議にかけない場合とかけない場合というふうな基準はありますか。基準はありますが、少なくともいわゆる重大緊急事態です。それから国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがある、そういうものに対する対処方針でしょう。それを閣議にかけないなんということは考えられないことですか。

私、もう時間がありませんので、最後に一点だけお尋ねします。何で、こういう重大緊急事態が発生した場合に閣議では間に合わないのですか。閣議でちゃんとおやりになればそれで十分じゃありませんか。その点、総理大臣はどういうふうにお考えになつていらつしやいますでしょうか。

る、そういうような問題については、各省大臣が担当している問題について直接一緒に対処する、そういうことももちろんあり得る。それが行政というものだろうと思ひます。

○三浦(人)委員 閣議というのは全員そろわなくてもいいということになっているでしょう。それから、これは角田前法制局長官が、緊急の場合にはおられる大臣だけでやればいいのだと言っているわけですよ。そして、後で持ち回りあるいは連絡によって同意を得ればそれで閣議として成立すると言っている。後藤田長官は、いや、次官会議を経てそれでやってくるのだから、そんなこと一々間に合わない場合があるのだ、こう言われるでしょう。

しかし、あなたたちがつくっている「文書法令事務の手引」というのを見ましても、例えば次官会議が終わつてしまつて、すぐ閣議にかけたいというふうなものは、次官会議の議を経ないでちゃんと閣議にかけようになつてゐるのですよ。一々言ひませんけれども、次官会議を経ないで閣議にかけるといふ手続までここに全部書いてあります。ですから、いわゆる刻々と変化する事態、そういうものは当然あると私は思ひます。しかし、それに対処する場合に、何も安全保障会議をつくらなければ対応できないというふうなものではないのです。閣議をうまく運用していけばそこである。そしてその閣議というのは行政の最高の決議機関ですから、ここで十分審議をすればそれで、屋上屋を重ねるような安全保障会議なんというものをやる必要は全くない、私はそういう意見を申し上げて、質問を終わりたいと思ひました。

○志賀委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。討論の申し出がありますので、順次これを許します。深谷隆司君。

○深谷委員 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表して、ただいま議題となっております安全保障會議設置法案に対し、賛成の討論を行います。

この法律案は、現行の国防會議の任務を継承するとともに、「重大緊急事態」への対処措置等を審議する機関として、内閣に安全保障會議を設置しようとするものであります。

御承知のとおり、国防會議は、自衛隊の発足後二年目に設置されたものであります。同會議の機能等について従来さまざまな議論が行われており、政府においてもかねてから、そのあり方について検討を行ってこられたところであります。

今回、この法律に基づいて安全保障會議が設けられ、そこで「国防に関する重要事項」と「重大緊急事態」への対処に関する重要事項の双方を統一的に扱うということになれば、まさに情報の収集、分析機能の充実等が図られるわけでありまして、私は、これによって国防會議に付与されていた機能が活性化し、シビリアンコントロールを十分に確保することができるものと確信いたす次第であります。

次に、近年における社会全体の複雑高度化、また我が国の国際的役割の拡大と我が国周辺地域の国際政治面での重要性の増大等により、国家の安全にかかわるような重大緊急事態発生の可能性は潜在的に高まっておりますが、このような事態の処理に当たっては、関連する行政分野がしばしば多岐にわたるため、その総合調整は必ずしも容易ではなく、従来の処理方法によつては迅速・的確な対処が極めて困難な成り行きとなつております。

特に、我が国の行政の通常の政策決定方式は、いわゆるボトムアップ方式が支配的であり、決定までに長時間を要することが少なくありません。したがって、このようなボトムアップ方式による政策決定に頼るだけではなく、事柄によつてはトップダウン方式による政府の意思決定を得なければ、適宜適切な対応ができない場合が生じてくる

のであります。

今回の措置は、このような観点から、内閣における総合調整機能を強化して、国家及び国民の安全をより一層確保しようとするものでありまして、私はこれに心から賛意を表する次第であります。

また、これまで私が申し述べましたことは、臨時行政調査会あるいは臨時行政改革推進審議会の答申においてもほぼ同様のことが提言されている次第でありまして、私は、一日も早くこの法律案が成立することを祈つてやみません。

ただ、この際、政府に対し若干の希望を申し上げたいと存じます。

それは、まず第一に、従来の国防會議は、発足以来いろいろと文民統制上重要な役割を果たしてまいりましたが、必ずしもその機能が適切に発揮していただけないという指摘もなされております。この法律によつて安全保障會議が設置された後は、定例的に會議を開催するとか、随時国防政策にかかわる諸問題を検討するなど、適切かつ有効な運営の確保について、特段の努力を払われるよう要望いたしておきます。

第二に、安全保障會議に関する事務は、内閣官房再編後の安全保障室において処理することになります。トップダウン方式による政府の意思決定を誤りなからしめるためには、これを補佐するスタッフが、日ごろから各省との連携または情報収集等を適確に行い、重大緊急事態発生の際には、正確・機敏な指導方針を決定し得るような準備態勢を整えておくことが必要不可欠であろうと思われまふ。したがって、内閣の補佐体制の充実強化については、特段の配慮をされるようお願いいたしておきます。

以上、要望を申し上げ、賛成討論を終わります。(拍手)

○志賀委員長 元信堯君。

○元信委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま質疑終了いたしました安全保障會議設置法に反対する討論を行います。

私どもがこの法案に反対する根本的な理由は、この法案が目的とするところの安全保障措置が日本国憲法の精神に背馳するからにはかなりませ

す。すなわち、日本国憲法は、安全保障の根本を「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」と、その前文に述べ、さらに第九条において、戦争放棄を明文において規定しているのであります。

しかるに、近年の政府の防衛外交政策は、これら憲法の精神から乖離することおびただしく、財政再建と称して超緊縮予算を編成する一方で、軍備予算を連年わたつて異様に突出させ、他方アメリカの言いなりになつてその世界戦略のお先棒を担ぎ、我が国の国民の生命・財産を危険にさらし続けているのであります。

この法案の当委員会における審議によつて明らかになったことは、この法案の目指すものが臨時中曾根首相の持論である「大統領制の首相」へ向けて、内閣官房の強化、すなわち首相への権限集中にほかならぬことであります。

定義することすらできない「重大緊急事態」を想定し、あれこれその対処措置を検討するなど、まさに形容矛盾そのものであり、これらに口をかりて、実質的な有事対応を超法規的に行うというねらいを持つものとの疑いは否定できないところでありまふ。

実際、法案提出者である政府が、この法案の必要にどの程度の確信を抱いているかは、例えば、この會議の議長たる内閣総理大臣に事故あるときまたは欠けたときの職務代理者を、さしたる理由もなく指定していないことでも明らかであります。

す。国内のテロリズムがちやうちやうされる今日、首相の代理者をすらあらかじめ指定しないなどというのんびりした態度と言ふところの「重大緊急事態」をいざ知らずに強調するところのふつり合ひは明らかであると考えまふ。

ます首相の独裁を強め、国会への承認報告すら義務づけられないことは、我が国の議會制民主主義あるいは議院内閣制と相克することは、到底否むがたいところであります。

さらに、国防會議の安全保障會議への移行は、今日でも怪しい自衛隊へのシビリアンコントロールをさらに空洞化するおそれが多分にあります。「大統領制の首相」を目指す中曾根内閣ではあります、さきのサミットで明らかになつて、その強引に国民を引きずつていく方向が、アメリカは稱賛しても国民には失望ばかりを与えている今日、この法案の成立がますます我が国の政治を憲法の精神から遠ざけるものとして、私どもは改めて反対を申し上げまして、討論を終わりたいと思ひます。(拍手)

○日笠委員 私は、公明党・国民會議を代表し、安全保障會議設置法案に反対の討論を行います。

安全保障の問題は、単なる軍事面の問題だけではなく、資源、エネルギー、食糧等幅広い視野と長期的展望に立つて検討する必要があります。なかんずく、総合的安全保障政策の中で、軍事面の役割と対応についての位置づけを明確にする必要がありまふ。

我が党は、このような考えに基づき、現在の国防會議を解消し、政府部内での防衛庁、自衛隊に対するシビリアンコントロールを充実させるとともに、総合的安全保障政策の具体化のための「総合安全保障會議」を政府部内に設置すべきことを従来から提唱してきたところであります。

このような立場から、今回の政府の安全保障會議設置法案を見ますと、名称的には我が党の「総合安全保障會議」と似通つておりますが、その内容は、全くもつて似て非なるものという以外にないのであります。

具体的に反対理由を明らかにすれば、第一は、「重大緊急事態」の定義が極めてあいまいなことでありまふ。そのことに起因して、安全保障會議

自体を設置する必然性も不明確になっているのであります。この点に關しては、国会審議を通じ、再三指摘されたところであります。ところが、政府からは、具体的かつ説得力ある説明は何ら行われなかったものであります。

第二は、「重大緊急事態」という予測できないことを想定し、そのことへの対応措置の必要性を考えていますが、通常の体制、通常の政府の対応で対処することが可能ではないのかということであり、すなわち、通常の閣議あるいは関係閣僚會議で十分対応が可能であると思うのであります。

第三は、安全保障會議を設置することにより現在の国防會議の欠陥が改められるならば、それなりの意味があります。我が党が従来から指摘してきたシビリアンコントロールの充実強化、具体的には事務部門の権限強化とスタッフの充実が図られるのであれば、反対するところではありませんが、ところが、本法案は、現状の国防會議と何ら変わらないどころか、かえってシビリアンコントロールを低下させるおそれなしとしないのであります。

第四は、内閣機能の強化という大義名分に隠れ、屋上屋の機構じりの感が強く、外交については二元外交を生むおそれも存在しているのであります。

このように問題のある安全保障會議設置法案に対し、我が党は反対するものであります。

以上。(拍手)

○志賀委員長 和田一仁君。

○和田(一)委員 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました安全保障會議設置法案に対し、反対の討論を行うものであります。

我が党は、既に昭和四十三年以来、シビリアンコントロールを強化すべく、現在の国防會議を「国家安全保障會議」に改組・強化するよう提唱し、以来今日までこの政策を主張し続け、党首會議の場などを通じて再三にわたって政府・自民党

に申し入れをしてきたのであります。特に昨年の十二月には、この主張に基づいて我が党としての設置法案の骨子を發表したのであります。

我が党の主張は、會議の権限や事務局の機能を強化拡充し、国防に關する重要問題や安全保障に關する基本政策などを審議し、チェックするとともに、緊急事態には迅速に対処できるものとせよというものであります。

しかるに、本法案は、會議の設置を単独法で位置づけてはいるものの、その基本思想は行革審の答申そのままであり、私は、内閣の総合調整機能を強化することに異を唱えるものではありません。しかし、本問題は、国防の大本にある重要政策にかかわるものであり、取り組みの姿勢そのものが安易であり、シビリアンコントロールの強化や国防會議の果たし得なかつた機能強化につながる改善は何もないと言わざるを得ないのであります。そればかりか、事務局をなくして内閣官房につくる安全保障室が會議の事務を処理するようにするなど、シビリアンコントロールの強化に逆行する内容さえ見られるのであります。

そもそも、會議の名称から「国家」という文字を外し、単に安全保障會議としたことについて、「国家」という名前をつけることやもするといかめしい感じがして狭くなるとの總理の答弁は、不可解かつ不見識と言わざるを得ません。

我が党は、こうした立場から、本法案に關し、第一に、會議の名称を「国家安全保障會議」とすること、第二に、事務局に關する規定は少なくとも現在の国防會議より後退させないこと、第三に、經濟企画庁長官にかえて運輸大臣及び郵政大臣を議員とすること、第四に、これとの關係で、總理の諮問項目の中から「産業に關する調整計画」を外すこと、の四点を修正するよう政府・自民党に強く要求したのであります。しかし、これらの修正要求は一切認められなかつたのであります。

本法案がこのままの形で成立し、これに基づいて安全保障會議が設置されることは、決して一歩

前進ではなく、むしろ會議の形式化、空洞化を今後長期にわたって固定化することになると言わざるを得ません。よって、我が党は、本法案に反対するものであります。

最後に、民社党は、今後とも、國政の根幹にかかわる安全保障問題に真剣に取り組み、シビリアンコントロールが十分に機能するよう全力を尽くすことを宣言して、私の討論を終わります。

以上です。(拍手)

○志賀委員長 柴田睦夫君。

○柴田睦夫委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、安全保障會議設置法案に對し反対の討論を行います。

本法案に反対する理由の第一は、安全保障會議が、憲法に違反する自衛隊を運用する現行国防會議を格段に強化し、アメリカが引き起こす戦争に日本共同作戦として日本を参戦させる態勢づくりのために設置されるものであり、到底容認できるものではないということであり、

反対理由の第二は、安全保障會議が対処することになっている「重大緊急事態」の内容が全くあいまいであり、このあいまいな「重大緊急事態」への対処を口実に、防衛出動命令、防衛出動待機命令が下される以前の日本共同作戦準備行動などを、同會議の結論として超法規的に実行するおそれがあるということであり、

反対理由の第三は、安全保障會議の設置は、自民党政治に反対する国民的な運動を「重大緊急事態」と一方的に決めつけて、機動的な弾圧体制をつくらうとするものであることです。内閣調査室の改組・強化や合同情報會議の設置による情報体制の整備等が、情報収集と機密保全、報道統制、世論操作のためのものであり、国民弾圧体制強化をねらったものであることが審議の中で浮き彫りにされたのであります。

第四に、安全保障會議の設置が、アメリカの国家安全保障會議をモデルに、平時から戦時国家体制を構築することにあることです。この會議を、有事立法や政党法などのファッショ立法を具體的に推進する機関として利用しようとしていることから明らかです。

反対理由の第五は、首相に権限を集中して、政府の中の政府をつくらうとしていることであります。安全保障會議の設置は、現行政府の中に、總理を中心とする特定の關係による機關を内閣の中につくり、ここに行政権の重要な部分を担わせようとするもので、憲法体系の上からも断じて容認できません。

最後に、國の平和や安全など國民に重大な影響を及ぼす本法案の重要性に照らし、我が党は十分な審議を求めたにもかかわらず、これを行わなければ、我が党の質問時間を削るなど不十分な審議で採決に付すことに強く抗議するとともに、本法案の撤回を断固要求して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○志賀委員長 これにて討論は終局いたしました。

○志賀委員長 これより採決に入ります。

安全保障會議設置法案について採決いたしました。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に關する委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○志賀委員長 この際、小委員会設置の件についてお諮りいたします。

地域改善対策調査のため小委員十一名からなる地域改善対策に関する小委員会を設置いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、小委員及び小委員長の選任につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報をもってお知らせいたします。

また、小委員及び小委員長の辞任の許可及び補欠選任並びに委員の辞任に伴う補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願っておきたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十時三分散会

昭和六十一年五月十七日印刷

昭和六十一年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局